

姫路市高機能消防指令システム
再整備事業業務委託

調達仕様書

令和6年4月
姫路市消防局

目次

第1章	総則	1
第1	業務名	1
第2	適用	1
第3	目的	1
第4	用語の定義	1
第5	設備の設置場所	1
第6	履行期間	2
第7	法令等の遵守	2
第8	機密の保持、資料の取扱い	4
第9	契約の範囲	4
第10	官公庁等への手続き	4
第11	疑義	4
第12	プロジェクト管理	5
第13	詳細設計	6
第14	検査等	7
第15	提出書類	11
第16	作業の着手	12
第17	諸経費の負担	12
第18	部品等の確保	12
第19	研修	12
第20	システムの運用切替	13
第2章	共通事項	14
第1	本システムの基本事項	14
第2	技術基準	14
第3	一般規定	15
第4	電気通信事業者回線	17
第5	既設機器の取り扱い	17
第3章	非機能要件	18
第1	前提条件	18
第2	信頼性要件	18
第3	使用性・効率性要件	19
第4	継続性要件	19
第5	拡張性要件	20
第6	設置性要件	20
第7	経済性要件	20
第8	セキュリティ要件	20
第9	データ移行要件	21
第4章	システム要求仕様	23
第1	指令装置	23

第 1-1	指令台	23
第 1-2	自動出動指定装置	30
第 1-3	地図等検索装置	43
第 1-4	多目的情報表示装置	49
第 1-5	支援情報表示装置	50
第 1-6	情報収集装置	50
第 1-7	長時間録音装置	51
第 1-8	非常用指令設備	52
第 1-9	指令制御装置	52
第 1-10	携帯電話・IP 電話受信転送装置	53
第 1-11	プリンタ	54
第 1-12	署所端末	54
第 2	指揮台	54
第 3	表示盤	55
第 3-1	車両運用表示盤	55
第 3-2	支援情報表示盤	55
第 3-3	多目的情報表示盤	57
第 3-4	見学者用装置	57
第 3-5	映像制御装置	57
第 3-6	署所用表示盤	58
第 3-7	住民案内用表示装置	59
第 4	拡張台	59
第 5	指令情報電送装置	59
第 5-1	指令情報送信装置	59
第 5-2	指令情報出力装置	60
第 6	気象情報収集装置	60
第 7	災害状況等自動案内装置	62
第 8	順次指令装置	62
第 8-1	順次指令装置(電話)	62
第 8-2	順次指令装置(メール)	63
第 9	音声合成装置	64
第 10	出動車両運用管理装置	65
第 10-1	管理装置	65
第 10-2	経路探索装置	65
第 10-3	車両運用端末装置	66
第 10-4	車外設定端末装置	71
第 11	システム監視装置	72
第 12	電源装置	72
第 12-1	無停電電源装置(指令センター用)	72
第 12-2	無停電電源装置(署所用)	73
第 12-3	直流電源装置(48V 系)	73
第 13	統合型位置情報通知装置	74
第 14	消防用高所監視装置	75
第 15	現場映像伝送装置	76

第 16	消防ネットワーク設備	77
第 17	セキュリティ装置	78
第 18	災害時要援護者対応装置	79
第 18-1	Net119 受信装置	79
第 18-2	FAX119 受信装置	79
第 18-3	映像通報受信装置	79
第 19	放送設備	80
第 20	避雷設備	80
第 21	指揮支援システム	80
第 22	消防 OA システム	82
第 23	非常用受付電話	92
第 24	他システム連携装置	93
第 24-1	消防救急デジタル無線接続 GW	93
第 24-2	防災情報システム連携装置	94
第 24-3	防災行政無線集中制御装置	95
第 24-4	播磨姫路救急搬送システム連携装置	95
第 24-5	県医療システム連携装置	96
第 25	MDF	97
第 26	付属品等	97
第 5 章	据付調整仕様	99
第 1	適用	99
第 2	設置作業仕様	99
第 3	安全仕様	102
第 4	その他	104
第 6 章	契約不適合責任対応仕様	106
第 1	基本事項	106
第 2	技術員の派遣	106
第 3	契約不適合責任対応	106

第1章 総則

第1 業務名

姫路市高機能消防指令システム再整備事業業務委託

第2 適用

本仕様書は、姫路市（以下「委託者」という。）が委託し、姫路市消防局が実施する高機能消防指令システム再整備事業業務（以下「本業務」という。）の諸条件について必要な事項を定めるものとする。

本業務は、消防指令業務及び同業務を支援する業務を行う設備及びこれらの付帯設備（以下「本システム」という。）に係るシステムの構築、据付並びに調整を含むものとする。

第3 目的

本業務は、消防指令業務の円滑な運用を実現するための高機能消防指令システムの再整備を行うにあたり、住民が安全・安心に暮らせる生活環境の整備を目指し、最新の情報通信技術を活用し、あらゆる災害に迅速かつ円滑に対応できるシステムの構築を行うことを目的とする。

第4 用語の定義

- 1 本仕様書とは、調達仕様書、別紙及び別冊のすべてをいう。
- 2 消防指令業務とは、緊急通報の受理、消防隊・救急隊などの出動指令、通信統制、災害情報・活動状況の収集及び伝達、並びにこれらに付帯する業務をいう。
- 3 指令センターとは、姫路市防災センター内にある指令室、機械室、電気室等の付帯施設をいう。
- 4 署所とは、各消防署、各分署及び各出張所をいう。
- 5 関係市町とは、姫路市、神崎郡（福崎町、市川町、神河町）をいう。
- 6 指令設備とは、消防指令業務を遂行するため、指令センター、各署所、車両等に備える装置及びその他付帯設備をいう。
- 7 無線設備とは、消防隊等が消防施設間及び消防隊間で直接的又は間接的に用いる無線システム装置・機器一式をいう。
- 8 指令員とは、指令センターにおいて消防指令業務を行う職員をいう。
- 9 監督職員とは、本業務の受託者に対して、本業務の状況等を管理・監督するために委託者が指定した職員をいう。
- 10 監理者とは、別途契約を締結する本業務の構築監理業務委託の受託者をいう。
- 11 一式とは、仕様書に記載されている機器のほか、仕様書に明記されていないが、機器を動作させるために必要な装置類を含むものをいう。

第5 設備の設置場所

- 1 消防局（防災センター） : 姫路市三左衛門堀西の町3番地
- 2 姫路東消防署
- (1) 本署 : 姫路市本町68番地68

- (2) 御国野出張所 : 姫路市御国野町国分寺 65 番地 1
- (3) 豊富出張所 : 姫路市豊富町御蔭 1112 番地
- (4) 飾東出張所 : 姫路市飾東町山崎 608 番地 4
- (5) 増位出張所 : 姫路市増位新町一丁目 18 番地
- 3 姫路西消防署
 - (1) 本署 : 姫路市西今宿三丁目 7 番 20 号
 - (2) 飾西出張所 : 姫路市飾西 341 番地
 - (3) 林田出張所 : 姫路市林田町六九谷 136 番地 2
- 4 飾磨消防署
 - (1) 本署 : 姫路市飾磨区中島 1130 番地 8
 - (2) 白浜分署 : 姫路市白浜町甲 840 番地 5
 - (3) 広畑分署 : 姫路市広畑区東新町二丁目 30 番地
 - (4) 大的出張所 : 姫路市の形町の形 1804 番地 4
 - (5) 家島出張所 : 姫路市家島町真浦 2137 番地 1
 - (6) 坊勢出張所 : 姫路市家島町坊勢 186 番地
- 5 網干消防署
 - (1) 本署 : 姫路市網干区大江島古川町 74 番地
 - (2) 勝原出張所 : 姫路市勝原区宮田 494 番地 1
- 6 中播消防署
 - (1) 本署 : 神崎郡福崎町福崎新 404 番地 2
 - (2) 夢前出張所 : 姫路市夢前町前之庄 3719 番地 6
 - (3) 香寺出張所 : 姫路市香寺町香呂 204 番地 1
 - (4) 北部出張所 : 神崎郡市川町澤 98 番地
- 7 病院
 - (1) はりま姫路総合医療センター : 姫路市神屋町 3 丁目 264 番地
 - (2) 姫路医療センター : 姫路市本町 68 番地

第6 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、完成検査に合格すること。

第7 法令等の遵守

- 1 本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとし、最新版を参照すること。
 - (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
 - (2) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
 - (3) 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）
 - (4) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線に係るものの仕様を定める件（平成 21 年 6 月 4 日消防庁告示第 13 号）
 - (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
 - (6) 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）及び同法関係規則

- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）
 - (10) 消防法及びこれに基づく政令等（昭和23年法律第186号）
 - (11) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
 - (12) 気象業務法（昭和27年法律第165号）
 - (13) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - (15) 労働基準法（平成22年4月1日改正施工）
 - (16) 労働安全衛生法（昭和47年10月1日）
 - (17) 姫路市情報セキュリティ基本方針（令和4年7月1日施工：別紙13）
 - (18) 姫路市情報セキュリティ対策基準（令和5年5月1日施工：別紙14）
 - (19) 姫路市情報セキュリティ用語集（別紙15）
 - (20) 関係市町が定める条例・規則等
 - (21) その他関係法令等
- 2 本業務の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を参照すること。
- (1) 基準等
 - ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱（平成14年4月1日 消防消第69号）
 - イ 電気通信設備工事共通仕様書（平成29年国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - ウ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - エ 消防救急デジタル無線共通仕様書（平成21年9月総務省消防庁）
 - オ 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様（令和2年4月一般社団法人 情報通信技術委員会）
 - カ 光回線を用いた緊急通報受理回線収容ユーザ・網インタフェース（UNI）仕様書（東・西日本電信電話株式会社発行）
 - (2) 規格等
 - ア 日本産業規格（JIS）（経済産業省 日本工業標準調査会）
 - イ 日本電機工業会標準規格（JEM）（一般社団法人 日本電機工業会）
 - ウ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）（一般社団法人 電気学会）
 - エ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）（一般社団法人 電子情報技術産業協会）
 - オ 電池工業会規格（SBA）（一般社団法人 電池工業会）
 - カ 電波産業会標準規格（ARIB）（一般社団法人 電波産業会）
- 3 本業務の実施にあたっては、次の情報セキュリティに関する関係諸規定を遵守するものとし、最新版を参照すること。
- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年 総務省発行）
 - (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年 個人情報保護委員会発行）
 - (3) コンピュータ不正アクセス対策基準（平成8年 通商産業省発行）

- (4) コンピュータウイルス対策基準（平成7年 通商産業省発行）
 - (5) ソフトウェア管理ガイドライン（平成7年 通商産業省発行）
 - (6) 無線LAN（Wi-Fi）のセキュリティに関するガイドライン（総務省発行）
- 4 本業務に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受託者の負担において処理すること。

第8 機密の保持、資料の取扱い

- 1 受託者は、本業務において、委託者から提供された資料及び情報並びに搬入する機器及びドキュメントに関する情報等については、外部に漏洩しないよう「機密保持管理方法」を作成し、委託者の承認を得た上で、厳格に管理すること。また、提供された資料及び情報は、作業完了後、委託者に確実に返却するとともに、確実に全てを返却したことを証する資料を該当する役務の結果報告書の一部として提出すること。
- 2 本業務に係る情報セキュリティ要件は、次のとおりである。
 - (1) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
 - (3) 持出しを禁止すること。
 - (4) 受託者は、情報セキュリティインシデントが発生する等の万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、受託者の責に起因するセキュリティインシデントでの損害に対する賠償等の責任を負うこと
 - (5) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
 - (6) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて委託者による実地調査が実施できること。

第9 契約の範囲

受託者は、本仕様書に基づき必要なシステムの設計、製作、運搬、据付、各種データ入力、調整、委託者の職員への技術指導、その他必要な作業を行うとともに本業務の完了に必要な官公庁等への諸手続から検査に至る一切の作業を行うこと。

第10 官公庁等への手続

受託者は、官公庁、通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許可、認可等を受けるものとし、当該手続に係る費用を負担すること。

なお、官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に申し出て協議すること。

第11 疑義

- 1 受託者は、本仕様書に規定のない事項について疑義が発生した場合、直ちに作業を中止し、速やかに委託者と協議の上、決定するものとする。

- 2 受託者は、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、委託者との協議により解決するものとし、受託者の一方的な解釈によつてはならない。
- 3 受託者は、当該協議に要する費用を負担するものとする。
- 4 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第12 プロジェクト管理

- 1 受託者は、業務の着手にあたり、業務着手届け、業務工程表・WBS、業務計画書、体制図及び技術資格証明書等の書類を作成し、委託者の承諾を得て、プロジェクト管理に当たること。
- 2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じること。
- 3 業務体制
 - (1) 受託者は、委託者の意見取りまとめを考慮した業務実施体制を配置し、業務工程表・WBS、業務計画書に基づき本業務の管理を実施すること。
 - (2) 業務実施体制は、概ね次の通りとし、受託者は、各項の記載に基づき適任者を配置すること。
 - ア 業務責任者
 - (ア) 本業務全体の管理者とし、進捗・品質及び各種資源(要員、機器、作業場所等)の確保について責任を負うこと。
 - (イ) 本業務全体に係る事項について、監督職員、監理者と調整すること。
 - (ウ) 本業務における他の役割との兼務は不可とする。
 - イ 業務管理者
 - (ア) 業務ごとの管理者とし、業務工程表・WBS、業務計画書に基づき進捗管理、課題管理、会議体の管理等を行うこと。
 - (イ) 本業務における他の役割との兼務は不可とする。
 - ウ 品質管理者
 - (ア) 本業務の全ての成果物に対して、第三者の観点で品質評価・報告・改善を行うこと。
 - (イ) 品質に関する事項について、監督職員、監理者と調整すること。
 - (ウ) 本業務における他の役割との兼務は不可とする。
 - (エ) 上記ア、イとは、独立した部門・組織に所属する者とする。
- 4 会議の実施

受託者は、会議実施スケジュールを作成・提示し、委託者の承諾を得ること。

なお、本業務における会議体は、概ね次の通りとし、回数、実施時期などは提案による。

 - (1) 定期定例会議
 - ア 業務責任者により実施する。また、必要に応じて業務管理者も出席すること。
 - イ 委託者と本業務の進捗状況、課題対応状況に対する認識合わせを行うこと。また、必要に応じて課題への対応策について検討すること。
 - ウ 次工程への移行判定について、委託者と認識合わせを行うこと。
 - エ 本業務において発生する、各種検査(工場検査、総合試験、119番回線切替、完成検査等)の進め方について、委託者と調整すること。
 - オ 引渡し後の本運用への移行について、委託者と調整すること。

(2) 業務分科会議

- ア 消防局の担当課等に対してヒアリングを実施すること。
- イ 業務分科会議は、装置・機能を考慮したグループを作成し実施すること。
なお、グループの妥当性については、委託者と協議の上、決定すること。
- ウ 導入するシステムの全機能を網羅した説明を実施すること。特に提案における追加機能やカスタマイズ対応となる機能については、重点的に説明すること。
- エ 移行データ等がある場合は、委託者に対して提示を依頼すること。
- オ 委託者との協議により決定したプロセスに則り、各種ドキュメントのレビューを実施すること。

(3) 会議における資料について

上記会議において受託者が提示する資料・議事録については、委託者及び監理者に電子データを事前に提出すること。提出形式・時期はおおむね次の通りとする。

ア 資料等

- (ア) 提出形式：PDF 等の電子データ
- (イ) 提出期限：会議開催の2 営業日前

イ 議事録

- (ア) 提出形式：Excel、Word 等、修正コメントを入れられる形式の電子データ
- (イ) 提出期限：初版については会議開催後5 営業日以内

ウ 上記提出期限から遅れる場合は、必ず監督職員及び監理者に遅れる旨と提出予定日を連絡すること。

第13 詳細設計

受託者は、本仕様書と受託者が提示した提案書をベースとし、委託者、監理者との協議の上、実際に納入するシステム的内容及び据付工事の詳細について設計を行い、承諾図として取りまとめ委託者に提示し、承諾を得ること。

1 説明会議

- (1) 受託者は、承諾図作成にあたっての詳細設計状況について、委託者に対する業務分科会議を開催し、説明を行うこと。また、委託者に対するデータ提示の依頼等についても、説明会議の場において行うこと。
- (2) 業務分科会議の実施にあたって、受託者は着手後速やかに会議実施スケジュール案を作成し、委託者に提示すること。
- (3) 会議実施スケジュール案の作成にあたっては、委託者の勤務体系等を考慮しながら、システム構築全体のスケジュールに影響が出ないよう留意すること。

2 据付・調整工事設計

- (1) システム設置箇所の現地調査を実施し、現地の設置スペース、配線経路等の確認を行った上で、機器実装図、機器配置図、系統図、布線図、電気配線図を作成すること。
- (2) 施工図はCAD データ及びPDF 形式により作成し、委託者及び監理者に提示し承諾を得ること。
なお、CAD データの形式については、委託者と協議の上、決定すること。

3 システム詳細設計

(1) 機器承諾

受託者は、納入を予定しているシステム構成機器について、機器外観図、機器構成表、機器仕様書にて委託者に対して説明を行い、承諾を得ること。

(2) ソフトウェア仕様承諾

ア 標準パッケージ仕様の説明

受託者は、納入システムの機能仕様の内、標準パッケージ仕様については、操作方法や画面遷移等の機能詳細について記載したソフトウェア設計仕様書を作成し、委託者及び監理者に提示し、説明会議において本仕様書と齟齬がないことについて説明を行うこと。

イ カスタマイズ、新規開発仕様の説明

受託者は、納入システムの機能仕様の内、カスタマイズ若しくは新規開発により作成するものについて、標準パッケージ仕様と同等のソフトウェア設計仕様書を作成し、委託者及び監理者に提示し、説明会議において本仕様書と齟齬がないことについて説明を行うこと。

ウ 調達仕様でない提案機能の説明

受託者は、調達仕様でない提案を行った機能及び装置について、標準パッケージ仕様と同等のソフトウェア設計仕様書を作成し、委託者及び監理者に提示し、説明会議において説明を行うこと。

エ ア、イ、ウについて承諾を得ること。

4 協議書

- (1) 詳細設計において、やむを得ない事情により本仕様書の内容変更を行う場合、受託者は協議書を提出し、委託者及び監理者の承諾を得ること。ただし、協議内容については、説明会議においてあらかじめ協議が行われていることを前提とする。
- (2) 協議書は、説明会議において変更内容等の合意があった日から5営業日以内に提出すること。
- (3) 協議書の書式については委託者と協議すること。

5 承諾図

- (1) 受託者は、本項記載の詳細設計結果を整理し、提出書類 承諾図を委託者及び監理者に提出すること。
- (2) 承諾図の記載内容については、説明会議における検討結果と協議書の承諾結果を反映したものであること。
- (3) 承諾図は、一括提出ではなく、説明会議による説明が完了し、協議書の承諾が得られたものから順次提出すること。
- (4) 承諾図の承諾を得ずに機器の製作、システムの構築を開始してはならない。

第14 検査等

本システムを構成する各装置は、委託者が行う次の検査に合格したこと。

1 一般事項

- (1) 受託者は、完成検査等（以下「検査」という。）に必要な労務及び機材の提供等を行うこと。
- (2) 受託者は、あらかじめ検査の時期を作業工程表に明示して、工程を管理すること。
- (3) 受託者は、検査の結果、補修又は改造が必要となったときは、委託者の指定する期日までに補修又は改造を完了し、その旨を委託者に通知すること。

2 事前準備等

- (1) 受託者は、電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通等）の点検及び清掃を行うこと。
- (2) 受託者は、電源投入の後に機器の動作状態を綿密に確認した上で、検査を行うこと。
- (3) 受託者は、試験に使用する測定器の名称、校正年月日及び製造会社名を試験成績書に記載すること。

3 内部検査

- (1) 受託者は、本システムの製造工程において、本仕様書に基づき単体試験、内部結合試験を実施すること。
- (2) 受託者は、本検査の管理主体としてテストの管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- (3) 各試験に使用するデータ、試験環境は受託者の責任において用意すること。
- (4) 受託者は、各試験の終了時に、試験成績書に基づき、内部検査完了報告書を作成すること。

4 工場検査

- (1) 本システムの製造工程又は工場出荷前に必要に応じて行う検査であり、本仕様書に基づき、工場出荷前に製品の検査を委託者及び監理者立会いのもと実施すること。
- (2) 受託者は、検査の2ヶ月前までに「工場検査実施要領書」を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
- (3) 「工場検査実施要領書」は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要な事項を記載すること。
- (4) 受託者は、検査対象装置及び試験内容を委託者及び監理者と受託者の協議により決定し、決定した内容に基づき、検査を受けること。
- (5) 受託者は、上述の内部検査における試験成績書を提出し、委託者及び監理者の検査を受けること。

なお、試験成績書のうち、機密事項が含まれる書類について、受託者からの要望がある場合は、検査完了後、受託者に返却する。

- (6) 受託者は、検査の際、写真撮影を行うこと。
- (7) 受託者は、検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。

5 受入検査

- (1) 委託者は、主要装置及び主要機器の搬入時に、契約数量に対する全数検査を委託者立会いのもと実施すること。
- (2) 受託者は、検査の1ヶ月前までに「受入検査実施要領書」を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
- (3) 「受入検査実施要領書」は、型式確認、製造番号確認、員数確認、外観検査を含む検査項目、合否判定基準その他の必要事項を記載すること。
- (4) 受託者は、検査の際、各装置の写真を撮影すること。

6 総合試験

- (1) 受託者は、本システムの据付完了後、本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。

- (2) 受託者は、試験開始の1ヶ月前までに「総合試験実施要領書」を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
 - (3) 委託者及び監理者の立会いのもと実施すること。
 - (4) 「総合試験実施要領書」は、設計図書等を基に、次の項目について確認を行うこと。
 - ア システム機能が正常系・予備系ともに設計図書どおりに動作すること。
 - イ 本仕様書第2章 第5 既設機器の取り扱いに記載の継続使用機器との連携処理が正常に機能すること。
 - ウ 冗長化構成がとられていることを確認すること。
 - エ 負荷分散が行われていることを確認すること。
 - オ バックアップデータから復元できることを確認すること。
 - (5) 受託者は、検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
 - (6) 受託者は、試験完了後、試験成績書を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
 - (7) 受託者は、試験の際、実施状況の写真を撮影すること。
- 7 119 番回線切替
- (1) 受託者は、本システムへの仮運用切替時に、本業務にて導入した機器で119番通報等の受付が可能であることの確認を実施すること。
 - (2) 受託者は、仮運用切替日の1ヶ月前までに「119番回線切替手順書」を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
 - (3) 「119番回線切替手順書」は、設計図書等を基に、次の内容について記載すること。
 - ア 119番回線切替の作業手順及びタイムスケジュールを作成し、作業漏れや手戻りがないよう、チェックシート欄を設けること。
 - イ 119番通報等受付が正常系・予備系ともに行え、設計図書どおりに動作することの確認を行うこと。

なお、委託者及び監理者の了解を得た場合はこの限りではない。
 - ウ 本仕様書第2章 第5 既設機器の取り扱いに記載の継続使用機器との連携処理が正常に機能すること。
 - (4) 受託者は、119番回線切替完了後、チェックシート欄に記載を行った「119番回線切替手順書」を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
- 8 完成検査
- (1) 上述の検査に合格後、委託者が実施する検査であり、この検査をもって完成とすることを原則とする。
 - (2) 委託者及び監理者立会いのもと実施すること。
 - (3) 受託者は、検査の1ヶ月前までに「完成検査実施要領書」を提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
 - (4) 「完成検査実施要領書」は、設計図書等を基に、提出書類等の審査、機器等の指定照合、数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載すること。

- (5) 受託者は、検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、委託者及び監理者の承認を受けること。
- (6) 完成検査において本仕様書及び委託者の指示どおりに完成していない場合、受託者は、直ちに改修を行い、再検査を受けるものとし、改修に要した費用は受託者が負担すること。

第15 提出書類

提出書類等の部数及び提出時期については、下表に従うこと。

書類の提出とあわせてDVD等の電子媒体にて提出するものとし、電子データは、編集可能なExcel、Word、CAD等での提出と、PDFによる閲覧が可能な形式での提出とすること。

提出書類	部数	提出時期
1 業務関係 (1) 着手届け (2) 業務工程表 (3) 業務計画書 (4) 体制図 (5) 技術者資格証明書	製本：2部 電子：2部	着手時
2 承諾図 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 機器外観図 (3) 機器実装図 (4) 機器構成表 (5) 機器仕様書 (6) 機器配置図 (7) ネットワーク構成図 (8) 系統図（通信・電源） (9) 布線図（通信・電源） (10) その他	製本：2部 電子：2部	詳細仕様確定後、速やかに
3 検査結果 (1) 検査要領書（検査前に承認を得たもの） (2) 検査報告書 (3) 検査写真	製本：2部 電子：2部	検査完了後、速やかに
4 完成図書 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 竣工図 ア 機器外観図 イ 機器実装図 ウ 機器構成表 エ 機器仕様書 オ 機器配置図 カ ネットワーク構成図 キ 系統図（通信・電源） ク 布線図（通信・電源） (3) 試験成績書 (4) 工程表（作業後） (5) 作業写真（作業前・作業中・作業後） (6) その他	製本：2部 電子：2部	完了2週間前
5 各種説明書 指令設備説明書（機能・取扱） （指令センター用、各署所用）	製本：2部 電子：2部	119番回線切替 1ヵ月前
6 その他 (1) 打合せ議事録 (2) 協議書 (3) データ入力スケジュール表 (4) 研修スケジュール表 (5) その他委託者が指示する書類及び資料	協議の上、決定すること。	部数及び提出時期は、協議の上、決定すること。

第16 作業の着手

- 1 受託者は、業務の着手にあたり、本章第13 提出書類 1 業務関係に記載の書類を作成し、委託者及び監理者の承認を得ること。
- 2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じること。

第17 諸経費の負担

- 1 本システムの設置及び据付調整に係る光熱費は、委託者とする。
- 2 受託者は、本業務で新たに整備するすべての通信回線の設置、許可、手続等に要する費用及び令和8年3月31日までの回線利用料を負担すること。
- 3 受託者は、本システムを構成する各装置に要する構築期間中のソフトウェア料等の費用を負担すること。
- 4 受託者は、本システムを構築する上で必要となる各種サービスの利用に係る構築期間中の費用を負担すること。
- 5 受託者は、119番回線切替から本運用開始までの間に生じた故障・障害等への対応費用を負担すること。
- 6 受託者は、本システムに要する地図を初回導入において買取り式とし、その費用を負担すること。
- 7 本システムにて使用する航空写真及び消火栓配管図については、委託者にて準備する。

第18 部品等の確保

受託者は、完成検査に合格後、コンピュータ系に関してはおおむね5年、その他機器に関してはおおむね10年間は、使用部品等を確保すること。

なお、当該部品を確保できない場合は代替品を確保すること。

第19 研修

受託者は、本システムの円滑な運用を図るため、次に示す通り職員を対象に運用研修を実施すること。

なお、研修に必要な費用は受託者が負担すること。

- 1 研修概要
本システムの研修は次の区分とし、本システム運用前から実施すること。
 - (1) 操作研修
 - (2) メンテナンス研修
- 2 研修体制
 - (1) 受託者は、原則としておおむね119番回線切替日前1ヶ月間を研修期間とすること。研修の日程及び研修場所は、委託者と協議の上、決定すること。
 - (2) 受託者は、研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施すること。

- (3) 特に職員が頻繁に使用すると考えられる、メンテナンス機能・自由帳票作成機能等の研修資料用の資料にあつては、詳細な説明書を作成すること。
- (4) 研修内容及び対象者は、おおむね次の通りとし、詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

集合研修内容	研修区分	対象者	回数
指令センター設備取扱説明	操作研修	指令員	2回以上
署所設備取扱説明	操作研修	署所職員	2回以上
消防 OA 取扱説明	操作研修	指令員・署所職員	2回以上
車両設備取扱説明	操作研修	署所職員	2回以上
メンテナンス管理説明	メンテナンス研修	指令員	2回以上
障害一次対応	メンテナンス研修	指令員	2回以上
システム復旧手順	メンテナンス研修	指令員	2回以上

- (5) 研修は、研修要員（指導員）による講義形式で実施するものとし、実機を使用すること。
- (6) 受託者は、操作研修で使用する資料を準備すること。

第20 システムの運用切替

- 1 受託者は、本システムへの運用切替に際して事前に計画書を作成し、委託者及び監理者と十分協議を行い、承認を得た上で行うこと。
- 2 受託者は、本システムと連携する他システムの担当者及び必要と考えられる関係者と協力し、事故等が発生しないように本システムへ運用を切り替えること。

第2章 共通事項

第1 本システムの基本事項

本システムは、「住民の生命、身体、財産を災害から守る」という消防の目的を達成するため、消防指令業務を迅速かつ確実に遂行できるシステムとする。

第2 技術基準

1 技術基準

本システムは、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める「高機能消防指令センター総合整備事業」のⅢ型規格に準拠するとともに、本仕様書記載の機能を有すること。

- (1) 本業務に使用する全ての装置及び機器は、受託者の責任において品質管理ができる信頼性の高いものを使用すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本章に定めるもののほか、本仕様書第1章 総則、第7 法令等を遵守すること。

2 電氣的規格

各装置及び機器の規格は、次によること

- (1) 制御方式 : デジタル電子回路方式
- (2) 有線接続等の条件

ア 有線接続方式 : ISDN 方式、光 IP 方式 等

イ 線路条件

次の値を基準とするが、電気通信事業者が示す条件を考慮すること。

なお、内線 PBX 接続回線、加入電話回線及び専用回線の条件については一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠したものとする。

- (ア) 119 番回線 ; 光 IP 回線
- (イ) 加入電話回線 : 1,000 Ω 以下 (ループ抵抗)
- (ウ) 内線 : 400 Ω 以下 (ループ抵抗)
- (エ) 専用回線 : 3,000 Ω 以下 (ループ抵抗)
- ウ 絶縁抵抗及び絶縁耐圧 (250V 絶縁試験器によるものとする。)
- (ア) 各端子間 : 0.5MΩ 以上
- (イ) 全布線鉄架間 : 0.5MΩ 以上
- (ウ) 電池線鉄架間 : 0.5MΩ 以上
- (エ) 電池線地気間 : 0.5MΩ 以上
- (オ) 漏話減衰量 : 70dB 以上 (各通話相互間)

3 通信規格

本システムの機器相互間の接続等に適用する通信規格は、機能の拡張性、柔軟性、発展性及び円滑な運用を考慮し、帯域制御及び優先制御を設け、ネットワークトラフィック (負荷) を考慮すること。

- (1) 電話回線

ア 内線、加入電話回線及び専用回線の条件については一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠すること。

イ 各種加入電話回線の接続条件・通信方式等は、通信事業者が規定する規格に準拠すること。

ウ 119番回線トランクは、光IP回線に対応できること。

(2) 無線回線

無線回線条件は、電波法及びその関連法令の基準によること。

4 環境条件

本業務で整備する装置及び機器は、次の条件に適合し異常なく動作すること。

(1) 周囲温度

ア 屋内装置 : +10～+35℃の範囲

イ 屋外装置 : -10～+40℃の範囲

(2) 周囲湿度

ア 屋内装置 : 20～80%の範囲

イ 屋外装置 : 20～90%の範囲

(3) その他

屋外の設備は、風雨・亜硫酸ガス・硫化水素・塩害等の原因による錆、腐食等を十分に考慮し、防錆及び防腐食の処置を施すこと。

5 銘板及び表示

(1) 本システムを構成する装置及び機器には次のことを施すこと。

ア 品名、型式、製造会社名及び製造年月等を記載した銘板等の取り付け

イ 入出力端子・調整箇所・部品等が容易に判別できる標識の表示

ウ 取扱上に注意を要する箇所にその旨の表示

エ 委託者が特に表示を指定するものについての表示

(2) 本システムを構成する各種ケーブルには次のことを施すこと。

ア ケーブルの接続先装置名、機器名等の表示

イ ケーブルの接続元装置名、機器名等の表示

ウ 経年劣化による文字にじみ等を防ぐ対策

エ ネットワーク体系を把握するため、ケーブル色を区別した配線

6 塗装色

本システムを構成する装置及び機器の塗装色は、色調を合わせること。

7 その他事項

本仕様書に明記していない事項であっても、本システムの機能及び運用上、当然具備すべき事項はこれを充足すること。

第3 一般規定

1 本システムの条件

最新の情報通信技術及び情報処理技術を導入し、かつ長年の業務改善の成果による現行設備における業務運用を損なうことがないよう、本システムを構築するものとし、次のことを十分に考慮した上で履行すること。

- (1) 機器・製品の提供について
本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受託者は厳守すること。
本システムに係る装置、機器、電子機器（ハードウェア、ソフトウェア等）及びその付帯設備は、本業務履行時における最新のものとし、本仕様書に掲げる機能及び性能と同等又は同等以上であること。
 - (2) データメンテナンスの容易性
指令装置における地図情報等の追加、削除、出動計画の変更等、基本的なデータの変更は、ソフトウェアの変更を伴うことなく職員が容易な操作で行え、その入力情報も容易に確認できること。
また、データメンテナンス作業は、指令センター内のみではなく、各署所に設置する端末でもできること。
 - (3) 情報共有体制の強化
指令センター、各署所、災害現場における出動隊等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができること。
 - (4) データの有効活用
既設消防指令システム等、委託者が保持するデータ（以下「既存データ」という。）は、本システムに移行し有効活用すること。
 - (5) 保有データの有効活用
本システムが保有するデータを CSV 形式等の汎用データ形式で出力できること。
 - (6) 消防 OA システムとの連携
消防指令業務で必要とする情報と消防 OA システムが保有する情報との関連付けを強化し、情報の効率的な活用ができること。
消防 OA システムで管理されている台帳データ（防火対象物、水利情報等のデータ）を、自動出動指定装置、地図等検索装置及び車両運用端末装置の支援情報として利用できること。
 - (7) 災害弱者情報の利用
姫路市の災害弱者情報を取り込み、自動出動指定装置等のマスターデータに活用できること。
取込方法については、委託者と協議の上、決定すること。
 - (8) 住民基本台帳データの活用
各市町村の住民基本台帳データを取り込み、指令装置のマスターデータ等として活用できること。
取込方法については、委託者と協議の上、決定すること。
- ## 2 本システムの規格
- (1) 信頼性、運用性及び保守性に優れたものであること。
 - (2) 堅ろうにして長期間の使用に耐えうる構造であり、人体に危険を及ぼさないよう安全保持を十分に考慮すること。
 - (3) 落雷時に商用電源系及び有線電話系を通じて、指令設備が受ける影響を最小限にとどめるため、避雷装置を設置すること。
 - (4) それぞれの用途に応じた操作性及び機能性を重視すること。

- (5) 消防局と署所等との間の通信回線は、指令データ系、指令音声系を回線統合して新設することを基本とすること。

第4 電気通信事業者回線

- 1 受託者は、本業務に伴う 119 番回線、加入回線、専用回線等の新設、増設、移設、検査、試験、設置許可等、申請、検査、試験その他の手続を委託者に代行して行うこと。
- 2 電気通信事業者回線の増設、既設回線の変更等を行うが、本システムの屋内配線は本業務の範囲にて行うこと。
- 3 受託者は、電気通信事業者が設置する回線終端装置と接続すること。

第5 既設機器の取り扱い

- 1 本システムへの切り替え後も継続使用する装置及び機器は、委託者の指示に従うものとする。
- 2 受託者は、既設設備が持つ接続インターフェイスに十分留意すること。既設構築業者との調整が必要な場合、直接協議を行うこと。また、必要に応じて、委託者の指示に従い作業を行うこと。ただし、協議・調整に係る費用負担等は、すべて受託者の責任において行うものとする。
- 3 受託者は、本システム導入時に当該機器の設置業者等と協議・調整を行い接続すること。
- 4 受託者は、既設設備と本システムとの接続・動作試験を既設構築業者等の立会のもと実施すること。

なお、それらの調整に係る費用等は、全て受託者の責任において負担するものとし、委託者はその調整に介入しないものとする。

- 5 継続使用機器との相性の問題により本システムと連携動作しない場合においては、受託者の責任において継続使用機器と同等の動作を行う機器を新設すること。また、機器を新設する場合にあっては、継続使用機器が保有するデータを全て移行し、完全性を保証すること。
- 6 主な既設機器は下記とする。
 - (1) 姫路市消防救急デジタル無線システム
 - (2) 姫路市防災情報システム
 - (3) 姫路市防災行政無線
 - (4) 神河町防災行政無線
 - (5) 播磨姫路救急搬送システム
 - (6) 兵庫県医療機関情報システム
 - (7) 映像系システム
 - ア 兵庫県高所カメラ等映像伝送システム
 - イ 多目的ホール大型映像表示盤
 - ウ 災害対策本部会議室大型映像表示盤

第3章 非機能要件

第1 前提条件

1 機器構成等について

- (1) 本システムは、【別紙1】システム全体構成図、【別紙3】機器員数表にて定める装置群にて構成するものとし、【別冊】参考機器仕様要件の定めを原則とする。
- (2) 機器の選定にあつては、本章第10 性能要件及び本仕様書第4章 システム要求仕様に定める機能等を実現できること。
- (3) 本業務の各工程で、【別紙3】機器員数表に示す機器等、本業務の履行に必要な機器を必要数量作成し、委託者との協議の上、作成したスケジュールを基に適宜納品すること。
なお、成果品の内容については、委託者と協議の上、決定すること。

2 業務要件

本システムの業務要件は下表の通りとする。

業務要件	現在値	備考
(1) 管轄		
ア 面積 (k m ²)	865.04	
イ 人口 (人)	567,401	
ウ 世帯数 (世帯)	263,281	
(2) 組織		
ア 消防局	1	
イ 消防署	5	
ウ 分署・出張所	15	分署2、出張所13
エ 職員数	650	
オ 車両数	121	
(3) 警防		
ア 119番着信件数	50,835	
イ 火災出動件数	181	
ウ 救急出動件数	34,342	
エ 救助出動件数	681	
オ 災害事故件数	2,239	警戒・誤報・風水害等
(4) 予防		
ア 防火対象物総数	21,562	
イ 危険物施設総数	2,112	
(5) 水利施設構成	23,237	

第2 信頼性要件

- 1 24時間365日連続運転の使用条件下において十分な運用維持ができること。
- 2 指令制御装置、指令関連サーバ、コンピュータ装置等の重要な装置及び機器は、冗長化構成とし、機器点検時及びデータ更新時も装置及び機器を止めることなく業務運用が継続できること。

- 3 指令台、地図等検索装置等、複数台同一装置を設置する機器については分散制御処理方式により障害を局所化及び縮退運用による運用の継続ができること。
なお、自動隊編成を担う装置及び機器については、システムへの高負荷に対する高い信頼性を持ったオペレーティングシステム（以下「OS」という。）等を使用すること。
- 4 電源設備については、冗長化構成や負荷分散方式の採用により高信頼性を実現すること。また、将来の電源設備の更新時に本システムを停止しなくても行えるようにすること。
- 5 指令センター、各署所に設置する重要装置については、直流電源装置や無停電電源装置等を設置しバックアップ電源対策を施すこと。
- 6 誤操作等により重要なデータが消去されることのないよう、必要な措置を講じること。
- 7 各システムは、フェイルセーフ設計の思想に基づいて設計すること。
- 8 119番通報の輻輳に対処できる機能的余力を有すること。

第3 使用性・効率性要件

- 1 使用頻度の高い機能は最小のタッチ数で操作でき、複雑な操作が必要なものについては、ガイド機能・操作ミス対策・操作訓練機能を設ける等、操作性及び視認性の向上並びに操作の簡略化等を考慮すること。
- 2 119番通報の受付から事案終了までの各種処理が迅速かつ正確に行えるとともに、大規模災害、同時多発災害等が発生した場合においても、同様に行えること。
- 3 扱い易い操作面を有するものとし、機動性を重視して操作部を自由に配置できるよう考慮されたものとし、筆記スペースの確保を考慮すること。
- 4 スイッチ類の数を極力少なくすること。
- 5 親時計を設け、全ての指令設備の時刻は日本標準時に統一すること。
- 6 入力及び取り扱うデータに関しては、誤入力を防止し、効率化を図ること。
- 7 データの反映作業は、即時反映・定期バッチ処理による反映、手動による反映、自動処理による反映など、内容やデータ量に応じて作業負荷を軽減できるよう考慮すること。
- 8 データ更新作業は毎日行うことを基本とし、更新作業及び反映作業に係る時間、労働量等の軽減を図ること。
- 9 各機器の基本操作は、必要最小限の手順で容易に操作でき、操作手順の案内や誤操作に対する警告、復帰等を迅速かつ正確にできること。
- 10 災害通報等の受付から出動隊に対する出動指令の伝達及び通信並びに部隊運用まで、災害現場への情報支援及び災害活動に関する一連の業務処理は、迅速性及び正確性が確保されること。

第4 継続性要件

- 1 大規模地震等にも耐えられる設計及び設置を行うとともに、主要基幹システムのバックアップ対策を強化し、安全性を保持すること。また、電源喪失時やシステム障害発生時においても、119番通報受付、出動指令及び無線交信による情報伝達等の最低限の機能を保持できること。
- 2 消防指令業務を中断することなく、指令設備の保守作業の実施が可能であること。
- 3 指令系システムのデータ更新は、本システムを停止させることなく作業できること。

第5 拡張性要件

- 1 委託者が別途整備予定である消防救急デジタル無線と共通インターフェースに準拠した形式での接続できること。
- 2 最先端の技術を駆使した設計とし、将来の技術革新に対応できる構造とすること。
- 3 ハードウェア及びソフトウェアの変更に対して容易に対応できる拡張性を有すること。
- 4 各制御機器の主記憶装置、補助記憶装置、ネットワーク構成等は、必要なデータ量に対して十分な余力を有すること。
- 5 将来的な処理数量が増大することを想定し、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等が容易に可能な構成とすること。
- 6 将来的なユーザー数の増加を想定し、各機器の予備ポートやスロットを用いて適宜最適な拡張が可能な構成とすること。
- 7 将来的な、制度改正、組織変更、署所の統廃合、車両の増減並びに配置換え及び元号の変更等に対して、容易に対応できる仕様及び設計とすること。
- 8 上記の将来的な拡張等に対して、容易にかつ安価に対応できる構成とすること。

第6 設置性要件

- 1 専用台、専用ラック等に収容すること。
- 2 サーバ系コンピュータに関しては省スペース化を考慮し 19 インチラックマウント型 (EIA 規格) のものとし、19 インチ専用ラックに実装すること。
- 3 コンパクト化、低騒音化が図られること。

第7 経済性要件

- 1 低消費電力化を図り、維持管理費を最小限にするよう努めること。
- 2 可能な限り規格の統一、機器の共通化を図り、ランニングコスト削減に努めること。

第8 セキュリティ要件

1 概要

本システム及び連携する他システムへの影響等に考慮した、多面的なセキュリティ対策を講ずること。

なお、セキュリティシステムの構築にあたっては、委託者のセキュリティポリシーを考慮した上、委託者と協議の上、決定すること。

2 セキュリティ対策

(1) 不正アクセス防止対策

ネットワークの構築にあたっては、他システムとの連携も考慮したうえで、強固なファイアウォール等を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すること。

ア ネットワークセキュリティレベルの維持・向上のため、ネットワークの監視及びアクセス管理を行い、アクセスログを記録すること。

イ 不正アクセス検出の監視を行い、アクセスログを記録すること。

ウ 不正アクセス検出等、異常を検知し通知する仕組みを講ずること。

エ セキュリティ診断を定期的に行うこと。

(2) ウイルス対策

端末機器に対して、ウイルス対策ソフトを導入すること。

ア ウイルス対策ソフトは、定義ファイル等を常に最新の状態に保持できるようにすること。

イ ウイルス対策ソフト用のサーバを導入し、定義ファイルの管理を一元化すること。

ウ 任意記憶媒体の挿入等、空きポートからのウイルス感染を防ぐため、ポートガード等を導入し物理的に遮断すること。

エ 無許可の媒体と指令システム機器が接続されないよう、デバイス制御ソフトを導入し、外部記憶媒体等を論理的に遮断することができること。

オ 対象とする端末は、委託者と協議の上、決定すること。

(3) 脆弱性の対策

他のシステムやインターネット等との接続を行う装置類のOS・ミドルウェア等の脆弱性対策を施すこと。

ア OS・ミドルウェア等のバージョン管理を行うサーバを構築すること。

イ 脆弱性対策パッチの適用にあたっては、事前の動作検証を実施できること。

ウ 対象となる装置類への脆弱性対策パッチの適用は、上述のサーバ経由にて自動的に実施すること。ただし、やむを得ない場合においては職員の手により容易に実施できること。

エ 対象とする端末は、委託者と協議の上、決定すること。

(4) 盗難対策

ア 署所事務所等に設置する端末機器は、セキュリティワイヤーを設置する等の盗難防止策を講じること。

イ 個人情報を含む情報にあつては、タブレット端末等の持ち出し可能な装置に保有させず、指令センターに都度問い合わせを行う方式とすること。

3 利用者管理

(1) パソコン端末装置

利用者 ID などの識別による機能制限や処理業務ごとにアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊・漏えい・改ざん等を防止すること。

また、アクセス権限の設定に係る詳細事項は、委託者と協議の上、決定すること。

(2) パスワード管理

本システムにて使用する各装置類のパスワードの管理は、次の通りとすること。

ア 本システムの管理者による管理とし、利用者によるパスワード変更を管理できること。

イ 利用者のパスワードを強制的に変更できるとともに、利用者でも変更できること。

4 履歴管理

(1) 本システム全般にわたって、操作ログを管理できること。

(2) 操作ログの検索、表示、出力等は、簡易な操作でできること。

第9 データ移行要件

1 データ移行について

- (1) 受託者は、【別紙7】指令システム移行対象データ一覧に記載の既存データを本システムに移行すること。なお、移行が困難な場合は、委託者にてデータを新規作成するため、その支援を行い、本システムに導入すること
 - (2) 受託者は、委託者から本業務の履行のため必要なデータの提示を受けた場合、機密保護に十分注意して、その内容を外部に漏らしてはならない。
 - (3) 受託者は、本システムが仮稼働切替を迎えるにあたり必要となるデータの移行作業を行うこと。
 - (4) 受託者は、移行する既存データを汎用形式(データ構造がわかる資料を含む)にて、委託者から受領すること。
 - (5) 受託者は、データ移行にあたり、委託者が実施する既存データの整理を支援すること。
 - (6) 受託者は、上記(4)のデータ移行を行うにあたり、既設構築業者等との調整が必要な場合、委託者仲介のもと協議・調整を行うこと。
- 2 新規データの取り扱い(紙媒体のデータも含む。)
- (1) 受託者は、委託者の協力のもと、各種データの調査・収集及び入力データの作成等(音声合成装置に登録する文言の一覧等を含む)を行うこと。
 - (2) 受託者は、委託者による新規入力データの作成が効率的に実施できるようデータ作成ツールを提供する等、委託者を支援すること。
 - (3) 受託者は、作成データの整理において、委託者を支援すること。
 - (4) 受託者は、委託者が作成したデータの本システムへのセットアップを行うこと。
 - (5) 受託者は、セットアップしたデータについて委託者の確認を受けること。
 - (6) 受託者は、不明な箇所については、委託者より別途指示を受けること。

第4章 システム要求仕様

第1 指令装置

第1-1 指令台

1 概要

本装置は、火災、救急、救助等に係る 119 番等の緊急通報の受付、関係機関への連絡、無線操作等を行うものである。

2 機能仕様条件

(1) 基本操作機能

ア 指令台の通信操作部は、タッチパネル機能を有するカラー液晶画面(以下「タッチパネル」という。)及び通信用ボタンを配置した操作盤(以下「通信盤面」という。)で構成され、指令台における通信操作ができること。

イ タッチパネルは、119 番通報受付、出動指令、無線送受信、録音装置制御、車両動態入力、電話発信(加入電話、内線、専用回線)等を操作できること。

ウ タッチパネルは、自動出動指定装置等が停止した状態においても、次の操作及び動作ができること。

(ア) 119 番通報受付

(イ) 手動指令

(ウ) 無線送受信

(エ) 録音装置制御

(オ) 車両動態入力

(カ) 加入電話回線によるワンタッチでの医療機関・関係機関等の呼び出し

(キ) 加入電話回線、内線、専用回線等の発着信接続

なお、本項で示すタッチパネルの機能は、指令台上に設置された他のタッチ操作機能を有する液晶パネルに持たせることも可とするが、バックアップ対策を講じること。

エ 通信盤面においては、通信用ボタン操作により、119 番通報受付、無線送受信等を操作できること。

(2) 運用モード切替機能

ア 119 番通報の輻輳時は、運用モードの切替を容易にできること。

イ 運用モード切替は、指令制御装置又は非常用指令設備のいずれかが停止中であっても行えること。ただし、119 通報受付操作中及び指令中の台は除く。

ウ 運用モードは自動出動ディスプレイで変更する規模を選択でき、容易な操作で切り替えられること。

エ 運用モードの切り替えと連動し、マウス・キーボードの共有範囲は自動的に切り替わること。

オ 運用モードの切替は次の通りとし、台ごとに実施できること。

(ア) 指令台 1 台あたり 1 席にて 4 画面を使用して基本操作が行えること。

(イ) 指令台 1 台あたり 2 席にて、1 席あたり 2 画面を使用して基本操作が行えること。

(3) 通信機能

ア 119 番回線

- (ア) 119 番通報の着信を可視及び可聴により確認できること。
- (イ) 119 番通報の着信時は、受付中の場合を除き、応答できること。
- (ロ) 保留、コールバック、切断及び転送ができ、タッチパネルに、その状態を回線ごとに表示し、視認できること。
- (ハ) 119 番通報は、受付けた指令台で保留することができ、任意の他台にて保留再接続、コールバック、切断ができること。
- (ニ) 保留中の 119 番通報を、タッチパネルのボタンの色を変更する等、保留中である旨を表現できること。また、保留中となっている 119 番通報の件数を確認できること。また、その通報に対して音声合成やトーキー音源による保留音声を送出できること。
- (ホ) 保留した 119 番通報は、自台で保留した通報のみを受付ける機能及び他台で保留した通報を受付ける機能が個別に操作できること。
- (ヘ) 保留再接続は、自台優先再接続、119 番通報優先再接続及び選択再接続ができること。
- (セ) 長時間保留中の通報について、可視及び可聴により警告を行うこと。
- (ゼ) 復旧は統計切断釦(8 種以上)により通報種別ごとの集計処理ができること。
- (エ) 受付は、着信順受付、119 番通報優先受付及び選択受付ができること。
- (オ) 受付した通報電話局名、回線番号、受付時刻及び電話番号をタッチパネル画面上に表示できること。
- (カ) 通話中、送受話の音量の調節ができること。
- (キ) 切断は、切断ボタンを災害種別ごとに分け、タッチパネルで集計処理ができること。
- (ク) 119 番通報を他の指令台、指揮台、並びに内線、加入電話回線及び専用回線へ転送できること。
- (ケ) 119 番回線の回線試験は指令台で操作でき、試験結果を指令台で視認できること。
- (コ) 119 番回線は光 IP 方式に適合し、受付回数が自動的に計数表示できること。
- (サ) 119 番回線に FAX による通報が入った場合は、容易な操作で FAX119 受信装置に転送ができること。
- (シ) 119 番回線から発信者番号情報が取得できる場合は、自動的にその番号を記録し、必要に応じて履歴情報としてタッチパネル内に表示できること。また、履歴は直近の受付として 10 件以上保持でき、履歴情報から番号を選び加入電話回線で発信することができること。
- (ス) 119 番通報から一定時間経過しても受付できない通報に対し、「通報が混み合っている旨」のメッセージを送出することができ、指令台が空き次第順番に受け付けること。
- (セ) 119 番通報の着信時、容易な操作により、通報者に対し胸骨圧迫のリズム音を送出できること。

なお、リズム音の送出方式については、委託者と協議の上、決定すること。

イ 指令回線

- (ア) 指令台で制御でき、次の指令ができること。
 - a 一斉指令
 - b 群別指令

- c 個別指令
- (イ) 一斉指令及び郡別指令時に任意の指令先を除外する機能を有すること。
- (ロ) 指令回線と消防救急デジタル無線を同時に接続して指令送出ができること。
- (ハ) 指令中の回線において、署所端末から指令台に対して緊急通報ができること。
- (ニ) タッチパネルの表示で、次の指令回線の状態を視認できること。
 - a 回線使用中
 - b 応答
 - c 回線障害(指令専用回線)
- (ホ) 指令結果を表示できること。
- (ヘ) 指令回線は、指令放送がすべて終了した時点で自動復旧できること。また、指令台職員の切断操作による任意のタイミングでも復旧できること。
- (ト) 指令トーンを自動及び手動で送出できること。
- (チ) 自動指令は、指令トーンにより出動署所と待機署所とを識別でき、災害種別を区別できること。
- (リ) 自動指令にて送出する指令内容は、おおむね次の通りとすること。
 - a 災害種別
 - b 災害区分
 - c 管轄署所
 - d 規模
 - e 災害住所
 - f 出動車両
 - g 目標物
 - h 方角・距離等
- (ル) 自動指令の昼夜切替運用ができること。
- (レ) 指令音声(送話)レベルを可視により確認できること。
- (ロ) 119番通報を受付中の場合も、取り扱っている台から指令放送を送出できること。このとき、指令音声は通報者に漏えいしないこと。
- (リ) 次の指令音(トーン)を送出できること。
 - a 火災予告音
 - b 救助予告音
 - c 火災音
 - d 救助音
 - e 救急音
 - f 警戒音
 - g 通知音
 - h 連絡音
 - i 指令訓練用トーン
 - j その他(詳細は協議による。)
- (リ) 重複しない署所に対して、同時に音声合成等による指令ができること。

- (g) 自動指令は、音声合成装置の合成音声で自動的に送出できること。また、肉声による割込ができること。
- (f) 指令回線は VoIP 回線に対応できること。

ウ 車両動態入力

以下の動態入力ができること。

- (ア) 出動
- (イ) 出向
- (ウ) 帰署
- (エ) 除外

エ 加入電話回線・専用回線

- (ア) 着信を可視及び可聴により確認できること。
- (イ) 発信、着信、転送及び保留ができること。
- (ウ) 保留中の回線に対して保留音を送出できること。
- (エ) ワンタッチダイヤルの電話番号の登録ができること。各登録先電話番号は昼・夜別に登録でき、複数グループに分けて整理できること。
- (オ) タッチパネル又は指令台搭載のディスプレイからワンタッチダイヤル発信又はリダイヤル発信等ができること。
- (カ) ワンタッチダイヤル発信をした場合は、相手先名、電話番号等の発信情報をタッチパネルに切断するまで表示できること。
- (キ) システムが保持している通報者の発信番号に対してワンタッチ発信が行えること。

オ 医療機関呼出

- (ア) 登録された医療機関の呼出を、タッチパネル及び指令台搭載のディスプレイから行えること。
- (イ) 指令台搭載のディスプレイでダイヤル発信する場合、当番医・診療科目・相手先名・住所・電話番号等を表示できること。

カ 無線制御

- (ア) 無線操作部
 - a 消防救急デジタル無線の操作及び状態を表示する指令台の操作部(以下「無線操作部」という。)と、受話音声を拡声するスピーカーを有すること。
 - b 無線操作部は、無線波(活動波、主運用波、統制波及び山陽道トンネル波)を最大15波収容できること。
 - c 無線操作部は、無線波ごとに操作できること。
 - d 無線操作部は、送出する無線波の基地局を選択できること。
- (イ) 一斉音声通信機能
 - a 移動局からの音声呼出しを無線操作部に着信表示すること。
 - b 着信表示はランプ及び移動局名称を表示すること。
 - c スピーカー拡声しているときは、移動局からの受話音声を拡声すること。
 - d 無線操作部の操作で、着信中の無線波を接続し、受話できること。

- e 無線操作部の操作で、送信(プレス)信号を消防救急デジタル無線設備に送出し、送話できること。
- f 無線操作部の操作で、終話(切断)信号を消防救急デジタル無線設備に送出し、無線波を切断すること。
- g 無線操作部の操作で個別に無線波を接続し、移動局及び姫路市消防局が所有する IP 無線機と一斉音声通信ができること。
- h 無線操作部の操作で、任意に複数の無線波を接続し、移動局及び姫路市消防局が所有する IP 無線機と一斉音声通信ができること。
- (ウ) 通信統制機能
 - a 通話モニタ
 - (a) 無線操作部からの操作で、任意の無線波の通話をモニタできること。また、通話モニタの音量を調整できること。
 - (b) 無線操作部の操作で、通話のモニタを解除できること。
 - (c) 無線波送信時には、通話モニタを解除し、受信時には通話モニタを戻すこと。
 - b 通話モニタ表示機能
 - 移動局からの着信を無線操作部にランプ及び移動局名称を表示すること。
 - c 発信規制機能
 - (a) 無線操作部の操作で、出動指令時に出動指令等規制中情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (b) 無線操作部の操作で、出動指令時に発信規制情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (c) 無線操作部の操作で、強制切断情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (d) 無線操作部の操作で、出動指令等規制中、発信規制の解除情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (e) 発信規制情報は無線波ごとに設定及び解除できること。
- (エ) 基地局選択機能
 - a 無線操作部の操作で、個別に基地局を選択できること。
 - b 無線操作部の操作で、任意に複数の基地局を選択できること。また、選択された基地局を、無線操作部に表示すること。
 - c 無線操作部の操作で、一斉に基地局を選択できること。また、基地局一斉の状態を、無線操作部に表示すること。
 - d 無線操作部の操作で、基地局の自動選択又は手動選択を設定ができること。また、選択の状態を、無線操作部に表示すること。
 - e 基地局の選択は、無線波ごとに設定できること。

キ 119 番通報転送受付

隣接消防局及び消防本部から加入電話回線、光 IP 回線等を経由して指令台に転送された 119 番通報に対して、受付、保留、保留再受付及び切断ができること。また、他台で通話モニタもできること。

ク 携帯電話等転送

管轄内通報直接受信方式として受付し、管轄外通報であった場合は加入電話回線、光 IP 回線等を経由して管轄消防局及び消防本部へ転送できること。また、他台で通話モニタ、通報者及び転送先と三者通話、切断等ができること。

ケ 携帯電話・IP 電話による 119 番通報受付

各電話事業者の緊急通報回線で 119 番通報を受付できること。また、着信順代表受付、119 番通報優先受付及び選択受付ができること。

(ア) 受信回線

携帯電話及び IP 電話(直収方式を含む)からの 119 番通報は、携帯電話網及び IP 電話網から NTT 西日本網を経由する方式とし、NTT 西日本の緊急通報用 IP 回線(着信専用)を複数回線収容できること。また、収容した回線を本装置の受信回線とすること。

(イ) 転送回線

NTT 西日本の携帯転送回線を本装置の転送用回線として整備すること。

(ロ) 発信者番号表示

119 番通報の発信者番号をタッチパネルに表示できること。

(ハ) 発信者番号の強制取得

発信者番号を非通知にした 119 番通報は、発信者番号を強制的に取得し、タッチパネルに表示できること。

(ニ) 電話事業者ごとによる発信網識別

119 番通報の発信網をダイヤルイン番号により識別し、タッチパネルに表示できること。

(ホ) 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマット

ユーザ・ユーザ情報(以下「UUI」という。)を用いて 119 番通報と同時に発信者番号、電話事業者コード等の転送を行う場合、平成 16 年 11 月 26 日付消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの 119 番通報の転送時における UUI フォーマットの統一仕様について」に定められたフォーマットを用いること。

(ヘ) 呼び返し抑止

携帯電話及びコールバック対応の固定電話からの 119 番通報受付時に、呼び返ししても電話網側への呼び返し信号送出の抑止が自動的にできること。

コ 関係機関からの通報受付

着信と同時に当該関係機関からの通報である旨を表示し、指令台で受付できること。

サ 他台接続

(ア) 指令台及び指揮台間で相互にモニタ及び割込通話ができること。

(イ) 通話中の指令台に対して、他の複数の指令台及び指揮台で同時に通話モニタできること。

シ 録音

(ア) 指令員の各種通話内容(無線含む)は、自動で録音できること。

(イ) 長時間録音装置に保存されている音声を全て再生できること。

(ロ) 通話内容の録音時に、同時に時刻(月・日・時・分・秒)を記録でき、指令台番号、日時等の指定による再生ができること。

- (エ) 指令台からの操作で、直近通話のメモ録音再生ができること。
 - a メモ録音機能は、通話ごとに戻り及び送りができること。
 - b 録音開始時間を表示できること。
 - c 再生中は、再生時間を表示することができること。
 - d 自席及び他席を指定して再生できること。

ス 放送

- (ア) 消防局及び署所に予告トーンを含む放送ができること。
- (イ) 放送内容を他の台でモニタできること。

セ 内線連絡

- (ア) 発信、着信及び保留ができること。
- (イ) 構内交換機と内線接続でき、受付及び転送ができること。
- (ウ) 受付した内線は、保留及び保留再接続ができること。
- (エ) ワンタッチダイヤル、ダイヤル呼出通話及びリダイヤル機能等については、加入電話回線機能に準ずること。

ソ 非常受付

指令制御装置障害時においても、非常用指令設備により運用を継続できること。

タ 警報表示

指令制御装置障害時及び非常用指令設備の障害時に、可視及び可聴で障害発生を確認できること。

チ 他台連絡

他の台の運用状況が把握できること。また、各指令台の次の状態を表示できること。

- (ア) 119 番通報受付中
- (イ) その他回線受付中
- (ウ) 指令中
- (エ) 重要着信表示
- (オ) 他席モニタ中
- (カ) 他席割込中

ツ 三者通話

- (ア) 119 番回線、内線、加入電話回線及び専用回線の通話に、三者通話及び割込通話ができること。
- (イ) 119 番通報の内容を他の指令台で通話モニタできること。
- (ウ) 他の指令台は、必要に応じて通話モニタから割り込みができること。

テ 二者通話

- (ア) 容易な操作により、他台から割込が行えること。
- (イ) 二者通話中の割り込み者の会話は、通報者に漏えいしないこと。
- (ウ) 通報者からの通話は、途切れることなく通話できること。

ト 着信表示灯

- (ア) 災害種別に応じた 4 種類の表示が行えること。
- (イ) 着信表示灯は、指令終了又は取消操作により消灯すること。

- (ウ) 通信盤面から手動でヘルプ点灯ができること。
- (エ) ポール型設置方式とし、全面からの視認が可能とすること。

ナ 多言語対応機能

- (ア) 外国人等からの 119 番通報に対応できること。
- (イ) 6ヶ国語でのサポート音声メッセージを送出できること。
なお、サポートする言語は次の通りとする。
 - a 英語
 - b 中国語
 - c 韓国語
 - d スペイン語
 - e ポルトガル語
 - f ベトナム語
- (ウ) サポート音声メッセージは、各国語ごとに 10 パターンの登録ができること。
- (エ) 外国語通訳サービスに容易な操作で接続し、三者通話により外国人通報者への対応ができること。

3 構造仕様条件

- (1) 指令業務が、迅速に運用できるよう整然と配置されたものであること。
- (2) 将来の拡充にも応じられるよう配慮すること。
- (3) 通常 1 名で操作する場合に支障なく行える大きさとすること。
- (4) 必要に応じて同時に 2 名が相互に影響なく操作できる構造とすること。
- (5) タッチパネル及び通信盤面は、指令員の利き手や作業スペースの確保を考慮し、レイアウトフリーな可動型とすること。
- (6) 運用モードにより、使用しないタッチパネル、通信盤面、キーボード及びマウスは、操作の妨げにならず、かつ迅速に取り出しが行える場所に収納できること。
- (7) 1 セットのマウス・キーボードにて単独操作ができ、マウス・キーボードを替えることなく指令台搭載の各端末装置のディスプレイを操作できること。また、本操作は、運用モード切替に連動し、自動的に設定を切替できること。
- (8) 筆記面には透明なアクリル板等を設置し紙のメモを挟み込め、フラットな構造とすること。

第1-2 自動出動指定装置

1 概要

本装置は、各種指令装置、指揮台、表示盤等と接続し、119 番通報受付から事案終了までの一連の操作(出動隊の自動編成、自動指令、災害・救急事案の管理等)を自動化するものである。

2 機能仕様条件

(1) 事案開始処理

- ア 119 番通報等の受付と連動し、災害事案処理を開始できること。
- イ 事案開始時は、災害種別入力及び当該電話局管内の町名一覧での災害地点検索のどちらの操作も即時に行えるように考慮された受付画面を有すること。
- ウ 119 番通報以外で災害発生が通報された場合の災害事案処理は、初期画面からの操作により同様に災害事案処理が開始できること。

- エ 共通受付、発信地照会等の基本的な通信操作を行えること。
 - オ 119番通報の保留受付やモニタと連動し、各台のディスプレイに受付中の事案が表示されること。
 - カ 119番通報の受付時に、ナンバーディスプレイや強制取得により、取得した電話番号を通報者電話番号欄に反映できること。
 - キ UUI情報と共に他消防局及び消防本部より119番通報が転送された場合は、UUI情報の電話番号を取り込むことができること。
 - ク 指令業務の敏速化を図るため、事案受付中の台に対して、他台から受付内容をモニタ接続し、事案のモニタ表示及び入力ができること。
 - ケ 事案受付中の台と、他台からモニタ接続している台は、画面の背景色等で指令員が容易に判別できること。
 - コ 同一事案を複数席で処理できる同一事案複数台処理(ペアコン)機能を有すること。
 なお、複数台処理機能にあつては、受付処理が混乱しないよう部隊選別や指令等の権限を制御できること。
 - サ 事案扱い中に119番通報の受付を行った場合は、自動的に退避処理を行い、新たな事案を生成・表示することができること。
- (2) 災害種別及び災害区分決定処理
- ア 災害種別(火災、救急、救助、その他災害等)を入力できること。また、災害種別は6種類程度の管理ができること。
 - イ 災害種別決定後、具体的な災害区分(建物火災、林野火災、車両火災等)が入力できること。
 災害区分は20種類以上の管理ができること。
 - ウ 災害種別に応じて予告指令設定、無線連動予告設定、予告指令解除を音声合成装置と連動してできること。また、予告指令は災害区分の決定に連動してできること。
 なお、手動での予告指令は、災害種別決定時から出動指令までの任意のタイミングにてできること。
 - エ 入力された災害区分に応じて、事案確定後の救急事案・事故種別を自動的に決定できること。
 - オ 入力された災害区分が水防や防災関連事案の場合、出動隊編成を行わずに事案登録ができること。
- (3) 災害地点決定処理
- 災害地点の決定を住所の町丁目、目標物、電話番号を地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。
- ア 共通検索
- (ア) 住所、目標物、防火対象物等の種類を問わず、頭文字、中間文字による検索により、一覧表示できること。
 - (イ) 検索する際は、一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。
 - (ウ) 検索の対象は、おおむね次の通りとする。
 - a 住所 : 名称、フリガナ
 - b 目標物 : 名称、フリガナ、電話番号

ｃ 防火対象物： 名称、フリガナ、電話番号

- (エ) 検索条件を複数入力することにより、住所、目標物等の種類を問わず、複合条件により一致する結果を一覧表示できること。
- (オ) 検索結果は、住所、目標物等の種類を混在した一覧を表示すること。
- (カ) 表示内容には、住所、目標物等の種類別表示が行えること。
- (キ) 種類を選択することにより種類ごとの一覧を表示できること。
- (ク) 検索した結果がない場合は、近隣住所を表示し、注意喚起を行うこと。
- (ケ) 検索した結果に同一番地がある場合は、注意喚起を行うこと。

イ 町丁目検索

- (ア) 町名等一覧画面から、町丁目、番地、号等を入力して災害地点を決定できること。町丁目は、地域ごとの表示ができること。
- (イ) 町丁目は地域検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。
- (ウ) 設定された検索条件は、取扱中の事案を退避し、初期画面に戻るまでの間、内容を保持できること。
- (エ) 地図等検索装置と連動し、決定した町丁目や番地情報を地図用ディスプレイに該当する住所を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- (オ) 簡単な操作で他の検索方法に移行できること。

ウ 目標物検索

- (ア) 目標物分類を一覧表示し、選択した分類に応じた目標物リストを表示できること。
- (イ) 目標物は地域(町丁目等)検索、読み仮名検索及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により一覧表示できること。
- (ウ) 地図等検索装置と連動し、目標物を決定した場合は、地図用ディスプレイに該当する目標物を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- (エ) 管内全域、町名等の各範囲に絞り込んだ目標物から検索できること。
- (オ) 複数の目標物を入力し、災害地点候補エリアの絞込みができること。また、そのエリアを地図上で容易に判別できること。

エ 防火対象物検索

消防 OA システムに登録されている防火対象物データを利用した災害地点決定ができること。

オ 災害住所逆入力

地図等検索装置と連動し、地図用ディスプレイの操作で決定した災害地点住所又は目標物を表示できること。

カ 発信地照会

- (ア) 固定電話・携帯電話・IP 電話からの通報の際は、統合型位置情報通知装置と連携し、照会要求、初期測位通知、照会結果を受信し、受付台への受信通知及び災害地点決定への利用ができること。
- (イ) 固定電話・IP 電話からの通報の際は、照会結果(通知)により自動的に災害地点として反映できること。

(ウ) 携帯電話からの通報の際は、災害地点として反映せずに地図上に発信位置を中心とした地図を表示し、災害住所逆入力により災害地点決定を容易にできること。また、容易な操作で位置精度誤差に合わせた地図縮小表示ができること。

なお、誤差の少ない位置情報の場合は、自動的に災害地点として反映する設定ができること。

(エ) ヘルプネットからの通報情報を災害地点決定に利用することができること。

キ 付近情報表示

(ア) 地図等検索装置と連携し、災害地点付近情報の有無を表示できること。内容はおおむね次の通りとする。

- a 届出情報(水利障害、煙火届出、道路障害、催物届出、火炎行為 等)
- b 指令目標物(方位、距離)
- c 防火対象物、危険物施設情報 等
- d その他(警防計画等、目標物や住所に関連づけて任意に登録した情報)

(イ) 検索範囲については、委託者と協議の上、決定すること。

ク 道路キロポスト検索

(ア) 道路キロポストを、上り下り別に一覧表示できること。

(イ) 地図等検索装置と連携し、一覧表示から選択した道路キロポストを中心とした地図に災害地点マークを重ね合わせたものを、地図用ディスプレイに自動表示できること。

(ウ) 道路キロポストを設定する道路の詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

ケ 応援協定検索

応援協定市町を選択する画面から該当する市町の災害地点決定が出来ること。

コ 集結点

(ア) 事前に登録された、災害点とは別の一時集合地点を検索し、決定できること。

(イ) 地図等検索装置と連動し、地図用ディスプレイの操作で決定した集結点情報を受信し、集結点を登録できること。

(ウ) 登録した集結点を、解除できること。

(エ) 出動指令時に、指令情報出力装置及び車両運用端末装置に、集結点情報を送信できること。

(4) 同報判定表示処理

ア 災害地点入力時、災害区分入力時の2段階の同報判定処理ができること。

イ 受付時刻経過時間、災害地点間距離、災害種別及び災害種別グループにより判定できること。

ウ 対象となる事案を一覧表示し、地図等検索装置上に強調表示ができること。

エ 一覧表示される情報は、同報を判断するための情報として、受付時刻、災害種別(区分)、受付指令台、災害住所、距離、通報内容を表示できること。

(5) 出動隊の編成

ア 出動隊の編成処理

(ア) 災害地点、災害種別及び災害区分の決定と連動し、対応する出動計画に基づいた出動隊を自動で編成できること。

- (イ) 昼夜の時間帯や、地域の特性により出動計画を切り替えて出動隊を編成できること。
 - (ロ) 出動車両運用管理装置と連動し、車両の現在位置から災害地点までの距離又は到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近車両を出動隊として自動で編成できること。また、出動車両運用管理装置の停止時は、署所及び停止直前の車両位置を利用して災害地点の直近車両の出動隊として自動で編成できること。
 - (ハ) 出動計画は、車両指定による計画、車種指定(直近を含む)による計画及びその両者が混在した計画を設定できること。
 - (ニ) 同一車種が複数出動する事案において、災害点までの距離順及び到着予想順でソートして表示できること。
 - (ホ) 車種指定による出動計画の場合、出動車両運用管理装置と連動し、災害地点から車両までの距離又は到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近計算車両を選定ができること。また、災害地点を管轄する署所を選別対象として絞込できること。
 - (ヘ) 一台の車両に、複数の車種条件を登録できること。また、編成した出動隊の車両に登録されている車種を容易に確認できること。
 - (ト) 高速道路等における災害の場合、入路を考慮した出動計画の設定及び車両の現在位置から入路を経由したまでの距離及び到着予想時間を計算できること。
 - (チ) 水利不便地域や住宅密集地域等、地域ごとの特性に応じた出動計画の設定及び出動車両の選別を行うことができること。
 - (リ) 車両状況により、自動的に繰上選別ができること。繰上選別は、車種指定による出動計画と同様に、災害地点を管轄する署所を選別対象として絞込できること。
 - (ル) 車両選別時に同時出動(ペア運用)が設定されている車両がある場合、追加及び選別できること。
 - (レ) 選別車両が条件を満たさなかった場合は、追加繰上選別ができること。また、条件が満たせなかった場合は、条件を緩和し、追加選別が行えること。
 - (ロ) 選択した車両が次の状態にある場合は、車両選別対象から除外できること。
 - a 他の指令台にて選別中(選別拘束)
 - b 他の災害事案に出動し事案登録中(事案登録)及び兼務車両が他の指令台で選別中(兼務拘束)
 - c 出動不能
- イ 出動隊の確認処理
- 出動済及び出動予定の隊をディスプレイに表示でき、次の状況を把握できること。
- (ア) 出動規模(回数)
 - (イ) 編成車両名及び車両動態
 - (ロ) 繰上隊車両名
 - (エ) 選別車両の現在位置から災害地点までの車両選別時の予想距離
 - (オ) 災害地点までの所要時間(走行距離/選別車両ごとの平均車速)
 - (カ) 任務分担
- ウ 災害規模選別(増強)

指令員の操作で、増強して部隊選別ができること。また、初期指令後の事案においても同様の部隊選別ができること。

エ 特命隊の編成処理

(ア) 指令員が選択した車両を出動隊として編成できること。

(イ) 特命選別の多い、ポンプ車群、救急車群をワンタッチ等容易な操作で特命指令ができること。

オ 車種選別

車両を特定しない任意の車種の直近車両を、追加の出動車両として選別できること。

カ 任意選別

出動計画上の車両(車種)において、個別に選別又は選別解除できること。

キ 選別取消処理

出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の個別又は一括で選別解除できること。

ク 救急車入替選別

出動指令前に、直近選別された救急車1隊に対して、車両動態等の確認ができる救急車一覧から選択し、選択した車両と入替選別ができること。

ケ 出動強化

(ア) 特定の地域、気象条件、種別等により出動車両を増強する場合、出動強化の設定を行い、自動的に出動車両を追加できること。

(イ) 出動強化の設定は3種類程度(任意)まで管理できること。

(6) 予告指令

ア 指令トーンを含めた音声合成による予告指令を送出できること。

イ 予告指令を送出する署所(受持署所、管内全署所)、無線波及び姫路市消防局が所有するIP無線機は、事前に設定した送出先が自動選択され、捕捉できなかった場合は、その回線を除外して送出することができ、また、出動指令送出までの間に予告指令の再送、予告取り消し指令を行うことができること。

ウ 災害種別決定時から出動指令前までの間に、任意のタイミングで予告指令ができること。

エ 次のいずれかのタイミングで自動予告指令ができ、受付中の画面で進捗状況を確認できること。また、自動予告指令の実施を職員の操作により任意に切替できること。

(ア) 災害区分決定時

(イ) 災害住所決定時

(ウ) 初期車両選別時

オ 予告指令の送出先及び指令文言の内容は、当該事案の入力状況により、災害種別・災害区分・住所等で判断し、決定できること。

(7) 出動指令

ア 出動隊の編成終了後、署所に対し指令トーンを含めた音声合成による出動指令を送出できること。

イ 送出する署所(出動対象署所、通知先署所等)、無線波及び姫路市消防局が所有するIP無線機を自動選択できること。

なお、捕捉できなかった場合は、その回線を除外して送出することができること。

ウ 簡単な操作で指令員の肉声による送出への切替えが可能であること。また、送出終了後の肉声補足を行う場合に備え、指令終了後も回線を捕捉し、肉声放送開始可能なタイミングを指令員に可視にて通知できること。

エ 指令送出の際に、災害区分ごとに指令トーン、送出範囲等の制御を設定できること。

オ 指令回線の自動選択は、代車(運用不能となっている車両の代わりに予備車両等を充当し、運用を行うこと。)、移動待機(車両と職員が他の署所へ一時的に移動している状態で、当該車両を移動元署所の車両として扱い、指令書及び指令放送は、移動先署所に送出すること。)、配置転換(車両のみが他の署所へ一時的に移動し、当該車両を移動先署所の車両として扱うこと。)等の車両運用を考慮した選択ができること。

カ 予告指令を送出中の場合は、送出終了後、自動的に出動指令を送出できること。

キ 出動指令送出中に新たな出動指令を行う場合、指令中である旨を可視にて確認できること。また、当該操作を行えないような措置を施すこと。

ク 内容は災害種別ごとに設定ができ、送出の際、ディスプレイに指令音声の内容を文字で表示できること。

なお、災害地点に対する、目標物からの方角、距離等を案内できること。

ケ 事案確定の際には、事案番号(災害事案番号、救急事案番号)が自動的に採番され、災害事案・救急事案が生成できること。

コ 災害種別に応じて、各装置と連動することにより指令時に次の処理ができること。

(ア) 事案の確定

(イ) 出動及び通知署所に対して指令情報の送出

(ロ) 車両運用端末装置へ指令情報の送出

(ハ) 指令制御装置及び車両運用表示盤の出動車両へ指令の指示

(ニ) 消防団員等への順次指令(音声・メール)

(ホ) 市民向け災害状況案内の内容変更

サ 送出に失敗した場合、失敗のメッセージ又は回線ごとに失敗の有無を表示すること。また、失敗した回線に再送出ができること。

シ 事案確定の際には、事案番号(災害事案番号、救急事案番号)が自動的に採番され、災害事案又は救急事案が生成できること。

ス 署所や車両に指令情報を通知せずに、受付事案を災害事案又は救急事案として事案確定できること。

セ 音声合成装置を利用せず、指令員の肉声による音声を送出できること。

ソ 送出後又は事案登録後、任意の署所又は枚数を指定して指令書を再出力できること。また、印刷イメージをプレビュー表示できること。

タ 事案に登録された車両に対して、指令情報の再送出できること。また、車両運用端末装置が連動している場合は、送出の結果を表示できること。

(8) 事案管理処理

ア 出動指令により出動した車両の活動状況及び動態情報を一括管理できること。また、出動車両運用管理装置、署所端末装置等と連動し、各出動車両の活動時刻を管理できること。

- イ 出動指令後、災害地点の変更を行った場合、変更後の情報を出動した車両の車両運用端末装置に送信できること。
- ウ 活動状況及び動態情報は、災害事案及び救急事案ごとに各 10 種類程度の時刻を管理できること。内容はおおむね次の通りとし、詳細は委託者と協議の上、決定すること。
 - (7) 災害事案
出動、現着、活動開始、活動終了、引揚、帰署、記録等
 - (4) 救急事案
出動、現着、収容、現発、病着、病発、引揚、帰署、記録等
- エ 事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - (7) 指令員(氏名)及び通報者(氏名、性別、電話番号等)の情報
複数件の登録ができること。また、発信地照会一覧から自動及び手動で登録できること。
 - (4) 通報内容 (30 文字以上)
 - (7) 事案確定時の気象情報(風向、平均風速、最大風速、気温、気圧、湿度、警報注意報)
なお、気象情報は、災害点の管轄で採用する観測地点の情報とすること。
 - (エ) 電話連絡履歴(関係機関名、時刻、連絡先扱者名及び消防側扱者名)
- オ 災害事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - (7) 事案経過
 - (4) 出動車両活動状況
 - (7) 災害詳細情報(文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目)
- カ 救急事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - (7) 出動車両活動状況
 - (4) 事故種別
 - (7) 搬送者情報(搬送者名、年齢、性別、搬送先医療機関、交渉回数、傷病程度)
 - (エ) 搬送者一覧
 - (オ) 搬送者口頭指導情報(心肺停止情報、応急処置者、心肺蘇生法等の口頭指導の有無等。)
- キ 災害事案の出動車両は、活動状況を同一画面に表示し管理できること。また、救急車両は、救急事案管理の画面でも表示できること。
- ク 事案経過(鎮圧、鎮火等)は災害種別ごとに 5 項目程度まで設定することができ、予告指令及び出動指令を送出した署所に対して、現場状況として、音声合成又は肉声送出による連絡指令ができること。また、順次指令(メール)で送出した登録者に対して、事案経過を送出できること。
- ケ 事案経過を送出した場合、画面表示色等で容易に判別できること。
- コ 災害事案に登録されている車両の削除(取消)ができること。
- サ 出動指令後に指令対象外の車両が署所判断で出動した場合、車両については、車両からの事案選択・署所判断出動の操作で、事案への追加登録ができること。
- シ 署所の判断で指令対象外の車両が出動した場合、当該出動車両を事案に登録できること。
- ス 確定済みの事案より、災害地点・通報者情報を利用・複写して、別事案を生成できること。
- セ 出動車両が帰署した際に、自動で消防 OA システムへ事案の引渡しができること。また、手動による事案終了時及び継続中の任意のタイミングで引渡しができること。

- ソ 救急事案に出動した車両の走行距離を、自動で消防 OA システムへ引渡しができること。
 - (ア) 出動する車両の現在位置から災害現場までの距離
 - (イ) 災害現場(傷病者の収容場所)から搬送先病院までの距離
- (9) 事案管制
 - ア 受付中及び活動中の災害事案を同時に 10 件程度ディスプレイに一覧表示できること。また、事案の内容が変更された場合、一覧表示が自動的に更新されること。
 - イ 災害問合せ対応として、受付日時、事案番号、災害種別、災害住所又は地域の条件を指定して、過去の事案を検索し、表示(地図も連動)できること。
 - ウ 活動中の救急事案の一覧を同時に 10 件程度ディスプレイに表示できること。また、対象事案の内容が変更された場合、一覧の内容が自動的に更新・再表示ができること。
 - エ 救急問合せ対応として、受付日時、事案番号、出動車両、災害種別又は地域を条件として指定し、過去の事案を検索、表示(地図も連動)できること。
 - オ 搬送者問合せ対応として、搬送者氏名、年齢、性別、出動車両、搬送医療機関の条件を指定することで、過去事案の検索、表示(地図も連動)ができること。
 - カ 事案管制中、容易な操作で当該事案の直前又は直後の事案(受付又は保留事案を除く)に切り替えができること。また、災害、救急及び搬送者問合せの検索機能で絞り込んだ事案に限定した事案を切替表示できること。
 - キ 地図用ディスプレイに、活動中の事案の災害地点をマーク表示することができ、容易な操作で災害地点概略情報(災害種別、災害区分、受付日時及び災害住所)を表示できること。
 - ク 地図用ディスプレイに、指定車両を中心とした地図又は活動中の事案の全出動車両が含まれるような地図を表示できること。
 - ケ 出動中の車両(車両運用端末装置)に対して任意メッセージを送信できること。入力文字数は最大 60 文字程度とすること。
 - コ 送信メッセージは、あらかじめ登録されているメッセージからの選択と任意作成との選択ができること。
 - サ 車両運用端末装置からのメッセージ受信が行えること。また、メッセージの送受信時刻、送信元やメッセージ内容等メッセージ履歴を表示できること。
- (10) 車両情報管理
 - ア 出動車両運用管理装置、署所端末等から登録された動態及び活動状況を管理できること。また、事案出動中でも他事案への選別対象とする「出動可能」、引揚途上や署外活動中だが一時的に選別不能とする「出動不能」の設定及び管理ができること。
 - イ 車両は個別に最大 20 種類程度の活動状況を登録及び管理できること。
 - ウ 車両一覧表示
 - 全車両の最新の車両状況を次の方法で一覧表示できること。
 - (ア) 車両一覧画面：車両の動態・活動状況を管理する画面
 - (イ) 車両管理画面：代車、移動待機、配置転換等の車両運用を登録及び管理する画面
 - エ 出動車両運用管理装置と連動し、最新の車両位置情報を管理でき、部隊選別に利用できること。また、地図用ディスプレイに車両の現在位置が表示できること。

オ 車両の運用管理として、代車、移動待機、配置転換、乗換(兼務)、出動不能等及びペア出動の設定及び管理ができること。

カ 各車両の車両動態、車両運用の登録の履歴が一覧表示できること。

(11) 支援情報検索処理

ア 電話帳(関係機関情報)検索

災害発生に応じて災害事案に関連付けした職員・消防団・関係機関の連絡経路が表示でき、連絡する必要がある職員・消防団・関係機関の連絡先電話番号を検索(分類、連絡先名称、カナ、電話番号)・表示し、指令台から加入発信ができること。また、当機能を利用して加入発信を行った場合には、事案上の電話連絡履歴として蓄積できること。

イ 医療機関情報検索

(ア) 医療機関情報は主要医療機関の一覧として、医療機関名、診療科目可否、当番医の状況、空床数及び最新収容日時を表示できること。また、診療科目、地区又はカナにより検索できること。ただし、事案扱い中の場合には、災害地点からの直近距離順による検索もできること。

(イ) 医療機関の詳細情報では、次の情報を表示できること。

- a 医療機関名
- b 住所
- c 地区
- d 医療機関種別
- e 告示区分
- f 開設区分
- g 電話番号
- h 最新更新日時(情報が更新された日時)
- i 診療科目の状況
- j 当番医の状況

(ウ) 主要な医療機関に関しては、夜間の診療科目状況が表示できること。

(エ) 当番医情報は、事前のスケジュールを登録でき、設定時刻に自動的に切り替わること。

(オ) 交渉履歴は交渉時の時刻や診療科目等による絞込みもできること。

ウ 一般支援情報検索

(ア) 参照したい分類からファイル(マニュアル類)を選択できること。

(イ) 参照可能なファイル形式は、おおむね次の通りとする。

- a PDF
- b JPEG
- c BMP
- d GIF
- e TIFF 等

エ 資機材情報検索処理

資機材の種別を選択すると保管場所、保有数量等が画面表示できること。用途別、保管場所別の検索表示もできること。

オ メモ帳情報

通信指令業務の運用において必要な情報をメモとして登録でき、全指令台で共有できること。

カ 支援情報(地点情報)検索

各種支援情報の名称、カナ等を条件とした検索、属性情報表示及び地点表示ができること。

- (ア) 住所
- (イ) 目標物
- (ウ) 届出情報
- (エ) 水利
- (オ) 防火対象物
- (カ) 危険物施設
- (キ) 福祉情報
- (ク) タウンページ情報

(12) 表示盤制御

次の表示盤を制御できること。

ア 車両運用表示盤制御

出動車両運用管理装置、署所端末等での車両運用状況を基に、表示盤へ情報を表示できること。

イ 支援情報表示盤制御

支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤へ情報を表示できること。

ウ 多目的情報表示装置制御

多目的情報表示装置に表示する映像の選択、画面切り替え等を制御できること。

(13) 統計処理

ア 確定した事案を複数種類(火災、救急、救助及びその他災害)に分類し、事案件数として件数管理できること。

イ 回線種別(固定電話、IP 電話及び携帯電話)ごとに集計した統計データを管理し、年月日で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。

ウ 携帯電話を転送した転送先の消防局及び消防本部を集計した統計データを管理し、年月日及び消防局及び消防本部で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。

エ 集計した統計データは印刷できること。

(14) 運用モード切替

災害規模等に応じて指令台で操作する画面数を変更できること。

(15) 操作訓練機能

ア 操作を習得することを目的とした操作訓練モードへの切替えできること。

イ 車両の追加、出動計画の見直し、追加した音片等、データメンテナンスした内容の確認が、運用環境に影響を与えることなく確認できること。また、確認後に職員の操作により、運用環境に反映できること。

ウ 通常の運用に影響を与えることなく操作訓練ができること。操作訓練中に119番通報が着信した場合は、操作訓練状態が自動的に解除され、通常運用できること。

エ 操作訓練モードにおいても、設定することで、選別した車両の所属署に対し、訓練指令放送及び指令書が出力できること。

なお操作訓練モードにおける、訓練指令放送においては、訓練であることが容易に判別できるよう送出できること。

(16) 画面印刷機能

指令台搭載ディスプレイに表示の画面を、指令室内のプリンタに容易に印刷できること。

(17) 初期画面

ア 各指令台で取り扱っている事案状況を把握するため、他の指令台で扱っている事案の状況及び詳細情報を表示し、事案の取扱いを開始できること。

イ 運用モードの変更により、指令台の構成が変更された際、画面の構成イメージが反映されること。

ウ 受付中及び活動中の災害事案及び救急事案の件数が表示できること。

エ 指令員が交代しても全指令員に連絡事項が伝わるように、掲示板の入力・表示ができること。

(18) 各装置接続状態表示

ア 各装置(指令制御装置、指令台及び指揮台に搭載のディスプレイ等)との接続状態がリアルタイムに表示できること。

イ 各装置の保守メンテナンスの場合、各装置の切り離し及び再接続の操作ができること。

(19) ログ収集機能

ア 本システムにおける操作ログ、不具合ログを自動取得し、管理できること。

イ 本システムの操作に係るログは、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

(ア) 操作日時

(イ) ユーザー名

(ウ) 操作が行われた端末の名称又はIPアドレス

(エ) 操作内容

ウ 本システムの不具合に係るログは、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

(ア) 不具合発生日時

(イ) 不具合区分(警告、エラー、致命的なエラー等)

(ウ) 不具合の発生した端末の名称又はIPアドレス

(エ) 不具合内容

エ 本システムにおける特定の個人情報アクセスに係る、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

(ア) 操作日時

(イ) ユーザー名

(ウ) 操作が行われた端末の名称又はIPアドレス

- (エ) アクセスが行われた個人情報の識別が可能なコード
- オ 特定の不具合ログを起点に、不具合発生につながった操作を時系列で追跡できること。
- カ ログを1か月以上保管できる仕組みを有していること。
なお、ログの参照・検索・出力は容易な操作により行えること。

(20) メンテナンス等によりログ監視用端末をネットワークから切り離した場合もログ収集は継続して動作できること。

(21) データメンテナンス機能

ア 基本情報メンテナンス機能

- (ア) 住所、目標物、支援情報等の基本情報(以下「マスタデータ」という。)は、指令室に設置されたデータメンテナンス端末等の指令系ネットワークに接続された端末で容易な操作で修正できること。
- (イ) 修正したマスタデータは、オンラインでシステムを停止することなく制御処理装置に転送できること。
- (ウ) 消防指令業務の運用に大きな影響を与えるデータ修正は、通常運用に反映する前に、操作訓練モード等で動作確認ができること。
- (エ) 地図等検索装置で地図表示に必要なポイント情報及び地図図形も同様に修正及び転送できること。
- (オ) 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアを修正及び転送できること。
- (カ) 職員のアクセス権限により、修正できる情報を制限できること。
- (キ) 頻度の高いメンテナンス内容については、ガイダンスを表示できること。

イ 地図データメンテナンス機能

- (ア) 住所ポイント(地点情報データベース)と地図を同時に表示し、住所コード等(地点情報)、地図座標(地図位置情報)を同時に更新できること。
- (イ) 各種シンボルマークの位置情報を修正できること。
- (ウ) 地図情報、地図属性データ等を容易に修正できること。
- (エ) 地図描画機能により、新規建物や道路等のデータを追加できること。
- (オ) 登録済のシンボルマークの修正、削除ができること。

ウ 経路探索ノードデータメンテナンス機能

- (ア) 道路情報のノードやリンクの編集、道路属性の編集などの機能を有すること。更に、修正したデータベースを経路探索装置に反映する機能を有すること。
- (イ) 地図表示機能を有し、拡大・縮小、ドラッグスクロール、距離計算及び面積計算ができること。
- (ウ) ノード・リンク情報の追加、削除、移動及び属性編集ができること。
- (エ) 指定した災害地点から指定した車両位置までの最短経路を検索できること。
- (オ) 編集したノード・リンク情報を経路探索装置に反映できること。
- (カ) 道路の通行止め情報(区間、期間、時間)を登録し、経路探索装置に反映できること。

エ 住民基本台帳等取り込み機能

- (ア) 住民基本台帳データ、住所辞書及び福祉データを取り込めること。

- (イ) 住民基本台帳データ、住所辞書及び福祉データの再取り込み時のデータ変更(削除、更新及び追加)はデータメンテナンス装置のアプリケーションにて自動的に行えること。

オ 文書メンテナンス機能

- (ア) 自動出動用ディスプレイや支援情報用ディスプレイで参照できる一般支援情報の取り込みができ、一般支援情報(PDF ファイル)を修正できること。
- (イ) 地図等検索装置用ディスプレイで利用する各地点情報に図面を登録できること。

カ データ出力機能

- (ア) マスタデータを CSV 形式で出力できること。
- (イ) 災害事案及び救急事案のデータの月日を指定し、CSV 形式で出力できること。
なお、データ保持期間は、委託者と協議の上、決定すること。
- (ウ) 回線種別(固定電話、IP 電話及び携帯電話)ごとに回線切断で集計した統計データについて年月日を指定し、CSV 形式で日計、月計、年計として出力できること。
- (エ) 携帯電話を転送した転送先の消防局・消防本部を集計した統計データの年月日を指定し、CSV 形式で日計、月計、年計として出力できること。

キ 過去事案参照機能

- (ア) 指令台で作成したすべての過去事案を参照できること。
- (イ) 過去事案を参照できる端末は、委託者との協議の上、決定すること。

3 構造仕様条件

- (1) 指令台、指揮台の操作しやすい場所に配置すること。
- (2) 主要機能の呼び出しが容易に行えること。
- (3) マウス、キーボード、タッチペン等で迅速・正確に操作できること。
- (4) 文字入力、次の方式に対応できること。
 - ア キーボード入力
 - イ ソフトキーボードによるマウス入力
 - ウ タッチペンによる手書き文字入力
- (5) 運用モード切替時に使用するマウス、キーボード等は、操作の妨げにならず、かつ迅速に取り出せる場所に収納できること。
- (6) 本装置の構成は、クライアント/サーバ方式とすること。
- (7) サーバはホットスタンバイ方式の冗長化構成とすること。
- (8) 本装置の制御処理装置は個々に独立したものであり、個々の障害が他の装置に影響を及ぼさないものとする。
- (9) 本装置の制御処理装置・データメンテナンス端末等の端末機器については、24 時間 365 日連続稼働に耐えうるよう、信頼性の高いものを採用すること。

第1-3 地図等検索装置

1 概要

本装置は、災害発生場所の地図等の検索を容易かつ迅速にできるようにするものであり、指令装置の各機器と接続し、各種支援情報等をディスプレイ上に表示するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 共通機能

ア 地図上での主要な操作については、マウス操作等にて行えること。主要な操作は、おおむね次の通りとし、詳細は委託者と協議の上、決定すること。

- (ア) 地点の検索
- (イ) 地図の拡大
- (ウ) 地図の縮小
- (エ) 全画面表示
- (オ) 下記(9)に記載の補助機能 等

イ 上記アに記載の機能一覧を、地図用ディスプレイ上に表示できること。また、容易な操作により機能一覧の表示・非表示を切り替えられること。

(2) 地図の表示

ア 道路・住宅等の情報を確認するため、複数種類の地図の表示ができること。

イ 同一地点を中心として複数の地図を切り替え表示ができ、各種地図間を自由に切り替え操作することができること。

なお、切り替え後の地図イメージが表示でき、また拡大・縮小により、自動的に縮尺に応じて表示するレイヤの制御や住宅地図と道路地図等の切り替えができること。

ウ 住宅地図及び道路地図等をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報の表示・非表示をすることができること。また、レイヤ情報はグループごとに管理して、表示・非表示の選択ができること。

エ 地図画面のマウスカースール位置に連動した緯度経度を常時表示できること。

オ 地図帳と同様の地図頁を表示・非表示することができること。また、地図帳分冊ごとに個別に表示・非表示することもでき、地図帳分冊は日本語表示ができること。

カ 地図用ディスプレイ全域を使用した地図表示ができること。

キ 地図上にスケールを表示できること。

ク 本装置を含む、本業務で導入する装置で使用する住宅地図及び道路地図等の著作権費用及び使用許可申請費用は本仕様に含まれるものとし、受託者が手続きを行うものとする。

(3) 地図の操作

ア 拡大・縮小

- (ア) スケールサイズバーの操作で拡大・縮小ができること。
- (イ) マウスホイールの操作で拡大・縮小ができること。

イ スクロール

- (ア) スクロールは、ドラッグとドラッグ&ドロップ等を選択して行え、ワンタッチで切り替えられること。
- (イ) スクロール領域は、表示地図全領域無制限とすること。
- (ウ) ドラッグスクロールの速度は、随時可変とすること。
- (エ) スクロール方向は、360° 全てできること。

(4) 地点の検索

ア 共通検索

- (ア) 住所、目標物の中から検索条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。
- (イ) 検索の対象は、次の通りとする。

a 住所 : 名称、フリガナ

b 目標物 : 名称、フリガナ

(7) 検索条件をスペース等で区切り、複数入力することにより、住所、目標物の中から複数条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。

イ 住所による地点の検索

(7) 市区町村名、町丁目名、番地・号・枝番を選択することにより該当地点を表示できること。

(4) 住所を検索する場合に読み仮名及び漢字名称による検索ができること。また、頭文字検索と中間文字検索が選択できること。

なお、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

ウ 目標物による地点の検索

(7) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する目標物リストを表示できること。

(4) 目標物は、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。

(7) 目標物が決定された場合には、該当する目標物を中心とした地図を表示できること。

エ 緯度経度による地点検索

(7) 世界測地系の緯度経度を入力することで該当する地点の検索ができること。

(4) 測地座標を入力することでも該当する地点の検索ができること。

(7) 入力する緯度経度は、度形式(〇〇. 〇〇度)と度分秒形式(〇〇度〇〇分〇〇秒)のどちらでも選択できること。

(4) 入力する緯度経度は、世界測地系と日本測地系のどちらでも選択できること。

オ 地図頁からの地点検索

住宅地図帳の地図頁を選択することで該当する地点の検索ができること。

カ 届出情報からの地点検索

(7) ディスプレイに検索開始時点で有効な届出情報の一覧を届出種別ごとに表示できること。届出種別は5種類程度に分類分けができること。

(4) 一覧から届出情報を選択することで該当する届出情報を中心とした地図を表示できること。

キ その他支援情報からの地点検索

(7) 検索メニューから、任意の支援情報を選択することで、ディスプレイに支援情報分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する支援情報リストを表示できること。

(4) 支援情報は、読み仮名及び漢字名称の中間文字検索により、一覧表示できること。また、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

(7) 支援情報が決定された場合には、該当する支援情報を中心とした地図を表示できること。

ク 概略地図からの地点検索

(7) 管轄全域の概略地図を画面上に表示できること。

(4) 概略地図上をクリックすることで該当する地点地図が表示できること。

- (ウ) 概略地図の表示・非表示の切り替えができること。
- (エ) 概略地図上に現在画面表示中の位置とエリア枠を表示すること。
- (5) 災害地点の表示・決定
 - ア 災害地点の表示
 - (ア) 自動出動指定装置と連動し、災害地点の地図を表示できること。
 - (イ) 自動出動指定装置で入力した災害地点が地図データと完全一致しなかった場合は、入力した住所に近い地点を地図に表示し、完全一致していない旨を警告すること。
 - (ウ) 自動出動指定装置で取得した発信者情報を基に、災害地点を表示できること。
 - (エ) 災害地点が決定された場合、災害地点を中心とした同心円(以下「円スケール」という。)の表示ができること。また、災害種別に応じて、自動的に円スケールを表示させ、円スケールの表示・非表示の切替えができること。
 - (オ) 現在活動中の全ての災害地点情報を地図上にマーク表示できること。また、当該事案が終了した場合は、自動的にマークが消去されること。
なお、同報の可能性のある災害地点情報も地図上に表示できること。
 - (カ) 既に災害地点が設定されている場合、災害現場を中心とした地図を表示できること。
 - イ 災害地点の決定(災害地点逆入力)
 - (ア) 地図上で指定した地点に仮の災害地点マークを表示できること。
 - (イ) 地図上で指定した仮の災害地点から直近の住所及び目標物、指令目標物情報を一覧表示することができること。
 - (ウ) 直近の住所及び目標物情報の一覧から選択した災害地点を、自動出動指定装置に災害地点として送信することができること。
 - (エ) 災害地点情報を自動出動指定装置に送信する際、指定した地点の直近の指令目標物情報も送信できること。また、指令目標物情報をリスト表示し、選択して送信できること。
 - ウ 災害地点付近情報の表示

災害地点付近の目標物、水利等のマーク情報を検索し、一覧表示できること。また、地図上に一覧に対応した番号を種類ごとに表示できること。
 - エ インターネット地図表示

指令システムネットワークとのセキュリティを考慮した接続において、災害地点の位置情報(座標値情報)をインターネット上のGISシステムに送信し、インターネット用PCに災害地点のインターネット地図を表示すること。
なお、接続方式については、委託者と協議の上、決定すること。
 - オ 集結点の決定
 - (ア) 自動出動指定装置と連動し、集結点マークを表示できること。
 - (イ) 地図上で指定した地点に、集結点を登録し、集結点マークを表示できること。
 - (ウ) 指令員の容易な操作で、災害点と集結点が同時に表示可能な縮尺に、自動で変更できること。
 - (エ) 登録された集結点マークの操作により、集結点の解除ができること。
- (6) 詳細情報表示

- ア 消防 OA システム等にて入力された、各種支援情報を地図上に表示できること。支援情報としては、おおむね次のものとする。
 - (ア) 常時表示するもの(レイヤ操作により表示/非表示の切替ができること。)
 - 水利・防火対象物・危険物施設等のマーク情報
 - (イ) 操作により詳細情報として表示するもの
 - a 建築平面図及び警防計画等の図面情報
 - b 写真等の画像情報等
 - c 運用上、委託者が必要とする情報(詳細は、委託者と協議の上、決定すること。)
 - イ 地図上の住所、目標物、水利、防火対象物、危険物施設等を選択し、登録されている詳細情報(文字や画像等の情報)を表示できること。
 - 詳細は、委託者と協議の上、決定すること。
 - ウ 選択した地図上のマーク近辺に他のマークが存在した場合は、近辺全てのマークの詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。
 - エ 地図上で指定した任意の範囲内の詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。また、選択した詳細情報の位置を地図上に強調表示できること。
 - オ 地図上の防火対象物、水利情報、危険物施設等のマークを選択し、指令台設置の他のディスプレイに詳細情報を表示できること。
 - カ 配管図レイヤを表示できること。配管図レイヤは委託者にて準備し提供する。
- (7) 届出情報の検索・表示
- ア 以下の届出情報を開始日時、終了日時とともに一覧表示することができること。
 - (ア) 水利障害
 - (イ) 煙火届出
 - (ウ) 道路障害
 - (エ) 催物届出
 - (オ) 火炎行為 等
 - イ 開始日時の到来時は、自動的に地図上へマークを表示し、終了日時の到来後は、地図上から自動的にマークを消去すること。
 - ウ 届出一覧から届出情報を選択し、届出登録地点の地図を表示できること。
 - エ 地図上の届出情報マークを選択し、届出情報の詳細の表示できること。また、指令台設置の他のディスプレイに詳細情報を表示できること。
- (8) 車両表示機能
- ア 車両マーク表示
 - (ア) 車両の位置をマークにて地図上に表示できること。また、任意に非表示にできること。
 - (イ) 車両マークは、車種により設定できること。
 - (ウ) 車両の動態に合わせて車両マークの表示色を自動的に変えることができること。
 - (エ) 地図の種類ごとに車両マークの大きさを自動的に変えることができること。
 - (オ) 車両運用端末装置にて設定した、水利位置、部署位置を地図上に表示できること。
 - (カ) 車両運用端末装置にて解除した、水利位置、部署位置を地図上から消去できること。
 - (キ) 水利位置、部署位置を設定した車両名も地図上で確認できること。

(ク) 車両の位置とともに水利位置、部署位置も任意に非表示にできること。

イ 車両操作

地図上での車両マーク操作により車両運用端末装置等に対して次のことができること。

(ア) 任意のメッセージ送信

(イ) 電話発信（車両に常備している携帯電話への発信）

(ウ) 指令情報の再送

(エ) 最新の車両位置情報を取得

(オ) 事案への車両追加

(カ) 車両を追尾し、当該車両を常に地図用ディスプレイの中心に表示する設定

(9) 補助機能

ア 距離計算

指定した線分の区間距離、合計距離を計算し、表示できること。また、1点ずつ取り消しできること。

イ 面積計算

地図上で指定した任意の点を結ぶ面積を算出し、表示できること。また、1点ずつ取り消しできること。また、地図上の建物をクリックすると、建物面積を表示できること。

ウ 地図メモリ

(ア) 表示している地図の場所を記憶できること。

(イ) 記憶された場所を一覧表示し、該当地図を再表示できること。

(ウ) 記憶された場所を一覧表示する際は、付近の住所名を表示できること。

(エ) 記憶された情報を、他の指令台間で共有できること。

エ 画面分割

(ア) 地図用ディスプレイ内の地図画面を分割し、中心点を同一とした、それぞれに異なる地図を表示できること。

(イ) それぞれの画面で表示する地図を簡単な操作で切替えできること。

(ウ) それぞれの画面でスクロールや拡大・縮小操作ができること。

オ マーキング

(ア) 地図画面上に任意の文字列を描画できること。また、文字色、フォント、縦書き・横書きを任意に選択できること。

(イ) 地図画面上に任意の線を描画できること。また、線種や線色を任意に選択できること。

(ウ) 地図画面上に任意の多角形を描画できること。また、線色や塗りつぶし色、塗りつぶしパターンを任意に選択できること。

(エ) あらかじめ設定したマークより選択して、地図画面上にマークを描画できること。

なお、あらかじめ設定できるマークの種類は100種類以上とし、マークの意匠については委託者と協議の上、決定すること。

(オ) 描画した文字列、線及び多角形並びにマークは、各指令台にも自動的に表示できること。

(カ) 描画した情報を一覧表示し、選択することで描画された地点を表示できること。

(キ) 表示中の地図画面を、指令室に設置するプリンタに出力できること。

- (ク) 指令情報出力装置、車両運用端末装置等の他装置への出力の有無は、事前設定により設定できること。
 - (ケ) 住宅地図、広域地図の縮尺に応じた、マークのサイズ変更が自動でできること。
- (10) 縮退運用
- 自動出動指定装置のサーバが使用できない場合においても、事前に取り決めた出動計画により指令台設置のディスプレイを利用して以下の縮退運用ができること。
- ア 車両動態は、縮退運用直前までの情報を引き継いで運用開始できること。
 - イ 住所(町丁目等)、目標物から地点の検索ができること。
 - ウ 災害地点、災害種別、災害区分の決定を行うことができること。
 - エ 決定された災害地点、災害区分に対応する出動計画に基づいた出動隊の編成を行うことができること。
 - オ 基本的な事案情報(受付日時、切断日時、覚知種別、指令日時、通報者氏名、通報者性別、通報者電話番号、扱者氏名、概要メモ等)を入力・管理することができること。また、当該事案で活動した車両の管理を行うことができること。
 - カ 車両の動態情報を単独で管理、一覧表示することができること。
 - キ 事案を単独で管理及び一覧表示することができること。
 - ク 障害復旧後も縮退運用中に管理していた車両の動態情報や事案情報を表示し、印字出力することができること。
 - ケ 本機能は、輻輳モードの受付席数分動作すること。

3 構造仕様条件

- (1) 指令台、指揮台の操作しやすい場所に配置すること。
- (2) 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

第1-4 多目的情報表示装置

1 概要

本装置は、指令台及び指揮台に搭載するディスプレイの一つで、緊急通報受付時に、受付情報の入力等を行うものである。

2 機能仕様条件

(1) 手書き入力機能

- ア 指令装置と連携し、緊急通報の受け付けを行った場合に、既定の雛形を表示し、手書き情報の入力を開始できること。
- イ 雛形は、火災用、救急用等、災害種別や用途に応じて選択できること。登録種類は3種類程度とし、雛形様式は、委託者と協議の上、決定すること。
- ウ 連携している地図等検索装置で表示している地図を雛形として使用できること。また、雛形として使用した地図に手書き情報の入力ができること。
- エ 手書きメモの入力は、他の表示情報を覆い隠すことなく表示できること。また、手書き領域においては支障なく入力ができる十分な大きさを確保できること。
- オ 手書き情報は、事案に紐付けて複数件の登録ができること。
- カ 手書きメモ情報及び地図情報を、車両運用端末装置に送信できること。

- (2) モード切替機能
台モードの変更時に、自動出動ディスプレイ等として動作できること。

3 構造仕様条件

- (1) 指令台、指揮台の操作しやすい場所に配置すること。
- (2) 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

第1-5 支援情報表示装置

1 概要

本装置は、指令台、指揮台及び無線統制台に搭載するディスプレイの一つで、災害地点決定時に、各種消防活動支援情報、消防 OA システム等に登録されている防火対象物、危険物施設情報その他詳細情報を表示するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 自動出動指定装置、地図等検索装置と接続・連携し、各種消防活動支援情報を表示できること。表示内容は、おおむね次の通りとする。
 - ア 車両一覧
 - イ 医療機関一覧
 - ウ 資機材情報
 - エ FAX119 情報
 - オ 一般支援情報 (PDF、JPEG 等)
 - カ メモ情報 等
- (2) 台モードの変更時に、自動出動ディスプレイ等として動作できること。

3 構造仕様条件

- (1) 指令台、指揮台の操作しやすい場所に配置すること。
- (2) 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

第1-6 情報収集装置

1 概要

本装置は、指令台及び指揮台の 5 画面として、消防 OA システム用の PC とインターネット情報の閲覧・操作を行う PC の 2 台を 1 台のディスプレイで切り替えて表示するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 消防 OA システム用 PC
 - ア 本章 第 22 消防 OA システムの操作が行えること。
 - イ 本章 第 6 気象情報収集装置の操作が行えること。
 - ウ 本章 第 21 指揮支援システムの操作が行えること。
- (2) インターネット用 PC
 - ア 仮想ブラウザ等にてセキュリティを確保した方式により、インターネットに接続し、インターネット情報の閲覧・検索が行えること。
 - イ Net119 の画面が表示できること。
 - ウ 映像通報の画面が表示できること。

3 構造仕様条件

- (1) ディスプレイ、キーボード及びマウスは、2台のPCで共有とし、容易な操作で切り替えができること。
- (2) インターネット用PCは、消防指令システムネットワーク及び消防OAシステムネットワークとは接続しない、独立したネットワークで構築すること。
- (3) 指令台、指揮台の操作しやすい場所に配置すること。

第1-7 長時間録音装置

1 概要

本装置は、119番通報、音声指令、無線交信等の指令台、指揮台で取り扱う全ての通話内容を自動及び手動制御で録音するものである。

2 機能仕様条件

(1) 録音・再生機能

- ア 指令台及び指揮台の各座席の録音ができること。
- イ 指令台及び指揮台の操作及び装置本体の手動操作で、再生及び停止できること。
- ウ 119番通報等の受付と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止できること。
- エ 無線回線の送受信操作に連動して自動的に録音できること。
- オ 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号を年、月、日、時、分、秒で再生できること。
なお、時刻表示はデジタル表示とすること。
- カ 内蔵ハードディスクは、30,000時間程度の連続録音ができること。
- キ 装置内部に時刻信号発生機能を有すること。
- ク 装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置及び自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期がとれること。
- ケ 月、日、時、分等の指定により頭出し再生できること。
- コ ワンタッチで直前の録音内容を頭出し再生できるスキップ再生機能を有すること。
- サ 録音再生チャンネルは、おおよそ60チャンネル収容すること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。
- シ 録音中でも、長時間録音装置で録音された音声を再生できること。

(2) データバックアップ機能

- ア 障害時のバックアップ機能を有すること。
- イ 長時間録音装置で録音された内容を媒体(ブルーレイ等)に出力できること。
- ウ 録音媒体(ブルーレイ等)の終了時は、エンドアラーム等により、指令室の指令員に通知できること。
- エ WAV形式など、一般的な機器で再生できるファイル形式とすること。

(3) データ出力機能

録音された内容の任意の部分を媒体(CD等)に出力できること。

3 構造仕様条件

- (1) ディスプレイ、キーボード、マウス及び制御装置で構成し、指令センター内 OA ラックに設置すること。

第1-8 非常用指令設備

1 概要

本装置は、指令制御装置のバックアップ装置である。指令制御装置の使用不能となった場合に、本装置に切り替えることで通常運用と変わりなく通信指令業務を可能とするものである。

2 機能仕様条件

- (1) 指令制御装置が使用不能時のバックアップ用として、119 番通報の受付及び指令の操作ができること。
- (2) 本装置が指令制御装置の全ての機能を継続し、稼働させること。
- (3) 指令台及び指揮台で障害前と変わらぬ運用が可能であること。
なお、指令制御装置から本装置へ瞬時に切り替えができること。
- (4) 指令制御装置と同等の仕様を満たすこと。

3 構造仕様条件

- (1) 指令制御装置と同じ構造とすること。
- (2) 回線種別は、指令制御装置の項に定めるものとする。また、回線収容容量は指令制御装置と同じにすること。
- (3) 指令制御装置が使用不能となった際に即座に本装置での運用に切り替えられること。

第1-9 指令制御装置

1 概要

本装置は、指令台の回線制御、無線制御、データ制御等の各機能を制御するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 119 番等回線受付対応機能
 - ア 119 番回線トランクは、光 IP 方式に適合できること。
 - イ 光 IP 方式 119 番回線収容用の基盤を必要数実装すること。
 - ウ 119 番通報の着信応答、再発呼及び切断ができること。
 - エ 119 番通報に対し再発呼した場合、通報者に対して 119 番通報に対する折り返しである旨が通知できること。
 - オ 固定電話、携帯電話、IP 電話による 119 番通報は、電話局及び回線事業者ごとの制限なく受け付けることができること。
 - カ 指令回線の個別通話ができること。
 - キ 加入電話回線及び内線の発着信ができること。
 - ク 専用回線の発着信ができること。
 - ケ 着信は可視及び可聴にて確認できること。
 - コ 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
 - サ 統合型位置情報通知装置と接続ができること。
 - シ 各種設定変更等が容易に行えること。

ス 火災通報装置から通報があった際に送出される音声情報が消防機関側で再生されている間にコールバックボタンを押下すれば、音声情報の再生終了と同時に、コールバックを自動的に送信する「呼び返し予約機能」を実装すること。

(2) 障害検知機能及び障害通知機能

ア プログラムにより自動障害チェックを行うこと。

イ 障害内容等を確認できること。

ウ 障害等の警報をシステム監視装置に表示できること。

(3) GPS 時計で自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して、日本標準時の時刻信号を送出できること。

3 構造仕様条件

(1) 内部二重化構成とし、障害発生時には自動で予備系に切替えること。

(2) 119 番回線の収容に関しては、直流電源装置によって長時間バックアップを考慮された指令制御装置(二重化)に直接収容すること。

(3) 防災センターに設置する電話交換機と接続すること。

(4) 収容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器を更新しなくても対応可能であること。

(5) 緊急通報回線のマイグレーションに対応できること。

(6) 保守点検が容易で、防塵に配慮されていること。

(7) 現状の回線構成は、下表の通りである。ただし、将来の拡張に対応できる回線の収容容量とすること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

項	回線種別	回線数	備考
ア	119 番回線 (固定・IP・携帯)	16	
イ	衛星 119 番回線	2	
ウ	携帯 119 番受信転送 (受付)	2	
エ	携帯 119 番受信転送 (送出)	2	
オ	指令回線	20	各署所
カ	加入回線	4	
キ	内線回線	4	
ク	専用線	10	特定事業所、NEXCO 等
ケ	消防救急デジタル無線回線	10	

第1-10 携帯電話・IP 電話受信転送装置

1 概要

本装置は、携帯電話・IP 電話による 119 番通報の転送処理を可能とするものである。

2 機能仕様条件

指令台の機能仕様条件、(3) 通信機能、コ 携帯電話・IP 電話による 119 番通報等受付を参照のこと。

3 構造仕様条件

(1) 指令制御装置等への組み込みも可とする。

- (2) 携帯電話・IP 電話事業者の追加及び削除があった場合にも容易に対応できる容量及び構造とすること。

第1-11 プリンタ

1 概要

本装置は、LAN 等に接続され、指令室に設置の各端末装置から各種帳票等の印字出力を行うものである。

2 構造仕様条件

- (1) 卓上型とすること。
- (2) 用紙サイズは A4、A3 に対応すること。

第1-12 署所端末

1 概要

本装置は、署所に設置し、指令の受令及び車両運用状況の設定を行うものである。

2 機能仕様条件

(1) 指令受令機能

- ア 指令の受令ができること。
- イ 指令台に対しボタン操作等による応答及び確受表示ができること。
- ウ 指令放送の録音ができること。

(2) 通話機能

- ア 指令台からの呼び出しにより通話ができること。
- イ 指令台に対し緊急呼出ができ、応答した指令台、指揮台と相互通話できること。

(3) 車両運用状況設定機能

- ア 車両運用状況の設定及び表示ができること。
- イ 設定項目は、「出勤」、「出向」、「帰署」、「除外」とすること。

(4) 制御機能

- ア 回線監視、アラーム機能を有し、障害発生を可視及び可聴で確認でき、指令台、指揮台又はシステム監視装置へ障害信号を通知し障害が発生した署所を通知できること。
- イ 自動拡声を制御できること。また、設定により自動確受もできること。
- ウ 昼夜間の自動又は手動による拡声制御ができること。
- エ 夜間においては受令電話機によるベル呼出又は放送系統制御信号により自動的に系統を選択し該当のスピーカーから署内放送されること。また、放送系統は、自動出勤指定装置等と連動し、災害種別や昼夜設定によりスピーカー系統の制御ができること。

3 構造仕様条件

- (1) 停電時 100%負荷にて 3 時間以上補償するための電源を備えること。
- (2) 防塵・防滴対策の必要が発生しない、屋内に設置すること。

第2 指揮台

1 概要

本装置は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、通信指令業務の運用状況を管理・監督するためのものである。

- 2 機能仕様条件
指令台と同等の機能を有すること。
- 3 構造仕様条件
指令台と同様の条件を満たすこと。

第3 表示盤

第3-1 車両運用表示盤

- 1 概要
本装置は、指令室に設置する大型の表示盤である。また、指令装置、車両運用端末装置等から入力した車両の動態情報を表示するものである。
- 2 機能仕様条件
 - (1) 指令装置、車両運用端末装置等から入力された車両の動態を表示できること。
 - (2) 1画面で最大120車両程度の表示ができるものとする。
 - (3) 表示内容は次の通りであること。
 - ア 署所名
 - イ 車種
 - ウ 車両名
 - エ 車両状況
- 3 構造仕様条件
 - (1) 設置する環境に対して十分な明るさが確保されること。
 - (2) 視認性が良いこと。(写り込み等の対策がなされていること。)
 - (3) 表示盤の下に収納スペースを設けること。
 - (4) 単面表示及びマルチ表示が指令員の操作で選択できること。

第3-2 支援情報表示盤

- 1 概要
本装置は、指令室に設置する大型の表示盤である。また、指令装置、気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、119番着信件数、現在時刻、気象情報等を表示するものである。
- 2 機能仕様条件
 - (1) 指令装置、気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、119番受付件数、現在時刻、気象情報等を表示できること。
なお、表示内容は指令室内に設置された端末等から手動で修正できること。
 - (2) 表示内容及び表示要領は、次の通りであること。
 - ア 災害件数等
次の昨日件数を指令室内の端末等から入力し、入力した数値及び本月累計、本年累計を累計して表示できること。
 - (ア) 火災件数
 - (イ) 救急件数
 - (ウ) 救助件数
 - (エ) その他災害件数

イ 119 番通報件数

本日の 119 番受付件数を表示できること。

ウ 件数の切替え

上記ア、イの件数表示は任意の時間で切り替わるものとする。

エ 時刻表示

日本標準時を表示する指令装置の GPS 親時計と連動し表示すること。

オ 気象情報

各消防署に設置の気象観測項目が自動的に表示できること。

- (ア) 風向(16 方位)
- (イ) 最大風速(m/s)
- (ウ) 平均風速(m/s)
- (エ) 気圧(hPa)
- (オ) 気温(°C)
- (カ) 相対湿度(%)
- (キ) 実効湿度(%)
- (ク) 日積算雨量(mm)

カ 警報・注意報等

- (ア) 関係市町ごとに発表されている警報・注意報の情報が表示できること。
- (イ) 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。
- (ウ) 火災予防週間等の告知情報を、任意に作成して表示できること。
- (エ) 十分な表示スペースを設けること。

キ 管内地図表示

- (ア) 管内の概略地図を表示し、現在の災害発生状況や車両状況等を一瞥で確認できること。
- (イ) 災害点
災害種別が区別できること。
- (ウ) 車両位置
 - a 動態及び車種等が区別できること。
 - b 絞り込み(車種によって表示非表示等)ができること。

ク 119 番着信状況

- (ア) 119 番着信時、119 回線のダイヤルイン識別にて得られる電話局名(発信元地域)及び通信業者名が表示できること。
- (イ) 着信状況表示の色別表示により以下の回線状況が可視にて確認できること。
なお、表示色は、委託者と協議の上、決定すること。
 - a 着信中
 - b 通話中
 - c 保留中
 - d 空き
- (ウ) 表示する電話局名(発信元地域)及び通信事業者が容易に変更できるものとする。
- (エ) 表示する電話局名(発信元地域)数及び着信状況表示数が容易に変更できるものとする。

(オ) 119番通報を受信した台の番号を表示するものとする。

3 構造仕様条件

車両運用表示盤と同等の条件を満たすこと。

第3-3 多目的情報表示盤

1 概要

本装置は、指令室に設置する大型の表示盤である。また、災害地点、災害状況、医療機関運用状況等の把握に使用するもので、各種映像・情報収集用のテレビ映像・ビデオ映像等を表示するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 指令台及び指揮台にある各ディスプレイの画面を表示できること。
- (2) BS・地上デジタル放送等のテレビ映像及び録画再生装置(BS/TVチューナ内蔵)の映像を表示できること。
- (3) 音声のある映像は、スピーカーで当該音声を拡声できること。
- (4) 各入力信号に対して同期がとれること。
- (5) 歪み、チラツキ、色ずれ等がないこと。

3 構造仕様条件

- (1) 表示盤装置は、車両運用表示盤と同等の条件を満たすこと。
- (2) 増幅器を具備し、音量の調整ができること。
- (3) スピーカーは、増幅器出力に対応できる耐入力スピーカー(2台以上)を設置すること。

第3-4 見学者用装置

1 概要

本装置は、指令室廊下に設置する表示盤である。

2 構造仕様条件

ノートPCの画面を3台の表示盤に同時に表示できること。

第3-5 映像制御装置

1 概要

本装置は、マトリックススイッチャ、映像信号分配器、録画再生装置及び遠隔制御器等から構成し、車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤等に映像信号を送出するものである。

2 機能仕様条件

(1) マトリックススイッチャ

- ア 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択した表示盤に出力できること。
- イ 入出力信号の選択ができること。
- ウ 録画録音出力を有し、選択した映像を録画再生装置で録画録音できること。
- エ 遠隔制御できること。

(2) 録画再生装置

- ア テレビ放送の録画ができること。
- イ テレビ放送入力を録画に関係なく出力できること。
- ウ マトリックススイッチャの映像及び音声信号の出力を本装置に入力して録画できること。

- エ 録画再生装置は、ブルーレイディスクに対応していること。
- オ 録画再生方式は、HDD 及びDVD の両用方式で録画媒体にダビングできること。
- カ デジタルビデオカメラで撮影した映像を再生できること。
- キ 遠隔制御ができること。

(3) 遠隔制御器

- ア マトリックススイッチャを遠隔制御し、各種映像ソースを切り替えられること。また、録画再生装置で録画する映像ソースも選択できること。
- イ 車両運用表示盤、支援情報表示盤及び多目的情報表示盤の電源を ON/OFF できること。また、全表示盤を一括して電源を ON/OFF できるとともに、画面ごとに個別に電源を ON/OFF できること。
- ウ スピーカーの音量を調整できること。また、映像と音声を独立して選択できること。

(4) マルチ画面表示

- ア 各表示盤は単面表示、マルチ表示ができること。
- イ マルチ表示を行っていない面には、単面表示が行えること。
- ウ 各マルチ表示を行う位置は、固定とする。

(5) 119 番受付連動

- ア 119 番通報を受付した指令台の画面を、事前に設定した表示盤の表示位置に自動で表示できること。
- イ 119 番通報を切断したタイミング等で、連動した画面を消去し、事前に表示していた映像素材を表示できること。
- ウ 119 番通報を受付し連動する表示盤の表示位置を事前に設定できること。
- エ 119 番通報を受付した指令台の表示する画面を事前に設定できること。

3 構造仕様条件

(1) マトリックススイッチャ

映像機器収納架に収容できること。

(2) 録画再生装置

- ア 信号入出力端子は、映像、音声、アンテナ端子、HDMI 等であること。
- イ 映像機器収納架に収容できること。

第3-6 署所用表示盤

1 概要

本装置は、署所の事務所等に設置し、各種情報(車両運用状況等)を表示するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 災害活動支援に必要な各種情報の表示を行うこと。
- (2) 指令装置等と連動して、自署及び管轄する出張所等の車両運用状況を表示し、自動更新を行うこと。
- (3) 火災件数、救急件数、119 番受付件数、現在時刻、気象情報等を表示すること。
- (4) 指令情報出力装置と連動して、指令書の画面を表示できること。
- (5) 警報・注意報等の情報を表示すること。
- (6) 現場映像、高所カメラ映像等の各種映像情報を表示すること。

3 構造仕様条件

- (1) 40 インチ及び30 インチ相当の液晶表示とする。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) 天井吊り下げ、壁掛け等、設置場所の状況に応じた取付が行えること。
- (3) リモコン等により表示切替を制御できること。
- (4) 映像制御装置を含むこと。

第3-7 住民案内用表示装置

1 概要

防災センター入り口に設置し、指令システムと連携し各種情報の表示を行う。

2 機能仕様条件

- (1) 火災件数、救急件数、救助件数、現在時刻、気象情報等を表示する。
- (2) イベント案内等の各種映像情報を表示する。
- (3) 各種映像情報に、登録した任意文字列をテロップ表示する

3 構造仕様条件

- (1) 表示するコンテンツを管理する端末を具備すること。
- (2) 表示装置は70 型相当のディスプレイとする。
- (3) ディスプレイは、タイマー設定で電源の入切ができること。
- (4) 遠隔操作で、表示するコンテンツを変更できる管理端末を設置すること。詳細は委託者との協議の上、決定すること。

第4 拡張台

1 概要

本装置は、指令台に並べて設置し、システムの付帯装置等を搭載するものである。

2 機能仕様条件

指令室の指令台に並べて設置し、システムの付帯装置等を搭載すること。

3 構造仕様条件

- (1) 指令台と調和のとれる色調及び形状とすること。
- (2) システムの付帯装置等を搭載できる強度を有すること。
- (3) 指令室全体の調和、付帯装置等に合わせた必要数設置すること。

第5 指令情報電送装置

第5-1 指令情報送信装置

1 概要

本装置は、出動指令と連動して、指令装置からの出動指令情報及び災害地点周辺地図情報を署所へ電送するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 出動指令情報の出力は、日本語及び英数カナ文字等でできること。
- (2) 署所の指令情報出力装置に対して同報ができること。
- (3) 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。
- (4) 指令書は、文書指令及び災害地点の地図を A3 用紙 1 枚にまとめたものとする。

なお、用紙の半面をそれぞれ文書指令部と災害点地図部とすること。

- (5) 署所における出動隊の数に応じた枚数の地図付指令書を送出できること。
 - (6) 指令書として印刷出力する内容は、災害種別毎に設定変更できること。
- 3 構造仕様条件
- 二重化構成となっている他装置への組み込みも可とする。

第5-2 指令情報出力装置

1 概要

本装置は、電送された出動指令情報を署所側で出力するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 出動指令情報として、おおむね次の内容を表示できること。
 - ア 指令時刻(年、月、日、時、分、秒)
 - イ 事案番号
 - ウ 覚知種別
 - エ 災害種別、災害区分
 - オ 災害地点(住所、災害地点名等)
 - カ 地図頁
 - キ 指令目標(名称、方位、距離)
 - ク 気象情報(風向、風速、気温、湿度、気圧)
 - ケ 出動車両名(災害点までの距離、時間等の表示含む)
 - コ 災害地点地図(円スケール、届出情報等含む)
 - (2) 気象情報は、災害点の管轄で採用する観測地点の情報とすること。
 - (3) 設定により、指令台の状態(災害地点の位置、縮尺)に関係なく、常に災害地点を中心にした災害種別毎に固定した縮尺の地図付き出動指令書が出力できること。詳細は委託者との協議の上、決定すること。
 - (4) 地図上を操作することにより、スクロール・拡大・縮小ができること。
 - (5) 出動指令書の出力履歴を100件程度保持でき、再出力ができること。
 - (6) 出動指令書を印字出力しない設定が行えること。この場合、指令情報出力装置の画面表示のみとすること。
 - (7) 署所端末から指令トーンが送出されてから、自動的に出動指令書の印字出力ができること。
 - (8) 画面上に出動車両の一覧を表示できること。
 - (9) 出動指令書出力要求を受信した際、受信したことを可視にて通知できること。
- 3 構造仕様条件
- (1) 設置場所に応じて、防塵・防滴対策を講じること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。
 - (2) 24時間365日連続稼働に耐えられることが求められるため、信頼性の高い機器を採用すること。

第6 気象情報収集装置

1 概要

本装置は、災害対策の支援情報として活用することを目的に、各種気象状況の自動観測結果を記録し、観測データを支援情報として活用するものである。

2 機能仕様条件

(1) 測定範囲

ア 風速	: 1~90m/s
イ 風向	: 全方位
ウ 気温	: -50°C~+50°C
エ 湿度	: 0~100%
オ 気圧	: 800~1,060hPa
カ 雨量	: 0.5mm/パルス

(2) プリントアウト項目(日本語及び数字印字)

- ア 平均風向及び平均風速
- イ 瞬間最大風速及びその時の風向
- ウ 気温(現在、平均、最高、最低)
- エ 湿度(現在の相対・実効、相対:平均・最高・最低、実効:平均・最高・最低)
- オ 雨量(時間積算・10分間最大積算・日積算・積算日数)
- カ 気圧(現在の現地・海面及び最高・最低)
- キ 日報・月報での最高・最低の起時及び起日、起月
- ク 風向頻度
- ケ 年月日時分

(3) データロガー機能

- ア 全ての操作が対話方式でできること。
- イ 各種グラフ、帳票(時報、日報、月報、年報)を表示できること。
- ウ 時報データのサンプリング間隔は10分間隔で表示できること。
- エ 現在地モニタで全測定項目を一括表示できること。
- オ データは自動的に保存できること。

(4) データ集計処理機能

保存データを利用し集計処理を行うことができ、帳票出力ができること。

(5) 結果表示

支援情報表示盤等で観測結果が表示できること。

(6) 時刻表示機能

日本標準時を表示する指令装置のGPS親時計と連動し表示すること。

(7) 防災センター及び署所に設置の雨量計による観測結果は、一覧形式等で表示できること。

(8) 防災センター及び各消防署に設置の風向風速計による観測結果は、一覧形式で表示できること。

(9) 防災センター及び各署で観測したすべての気象情報は、指令センター及び各署で表示できること。

(10) 防災センター及び各署で観測した雨量データは、姫路市防災Webの雨量情報に登録できること。

3 構造仕様条件

- (1) データロガー装置等は、自立型の装置架に収容すること。
- (2) 各気象観測機器は、最適な場所に堅ろうに設置すること。
- (3) 各気象観測機器は、点検が容易であること。
- (4) 検定無期限となる形式を極力採用すること。

第7 災害状況等自動案内装置

1 概要

本装置は、加入電話による市民からの災害情報の問い合わせに対して、案内を行うものである。

2 機能仕様条件

- (1) 市民への災害案内は、既設システムの ASP 事業サービスを継続利用とすること。
- (2) 災害情報案内機能
 - ア 出動指令発令時には災害案内、災害事案経過が鎮火になった時には鎮火案内、案内中事案が終了した時には終了案内、案内対象の事案が存在しない時には平常案内ができること。
 - イ 災害発生時案内は災害発生住所及び災害区分について案内すること。
 - ウ 災害発生時案内は災害種別(区分)ごとに実施の有無を設定できること。
 - エ 事案終了一定時間経過後、災害案内は自動的に平常案内に切り替わること。
 - オ 災害案内は事案ごとに案内対象外・誤報案内への切り替えができること。
 - カ 災害輻輳時には、5 事案程度までの詳細案内をし、これを超える場合には他に災害が発生中の旨を案内できること。
 - キ 案内する災害に変更があった場合は、自動出動ディスプレイ上から変更ができること。
 - ク 特殊運用として、災害発生中でも強制的に平常案内に切り替えての運用ができること。
 - ケ 災害発生情報、鎮火情報及び誤報連絡等を、姫路市ホームページに掲載できること。
- (3) 各案内回線に対しての着信件数の統計が取れ、時間ごとの集計、ディスプレイ上での表示、プリンタ出力ができること。

3 構造仕様条件

- (1) 既設システムの ASP 事業サービスを継続利用とすること。
- (2) ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

第8 順次指令装置

第8-1 順次指令装置(電話)

1 概要

本装置は、災害発生時、関係機関等に対して、順次呼出を行うものである。

2 機能仕様条件

- (1) 順次指令機能
 - ア ASP サービスを活用し、順次電話連絡ができること。
 - イ 指令装置と連動し、自動で連絡内容を作成できること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

- ウ 出動指令と連動し、災害種別から該当する連絡先グループ及び連絡文言を自動的に決定できること。
- エ 連絡先グループごとに異なる指令文言を設定できること。
- オ 連絡先数は、2000 件程度登録可能であること。
- カ 順次指令中に、次の順次指令の予約操作ができること。また、その場合は、順次指令開始の待ち合わせを自動的に行うこと。
- キ 呼び出した連絡先が応答しない場合は、一定時間経過後に自動リトライを行うこと。
- ク 連絡を受けた者が参集可否をプッシュ操作により返答できること。
- ケ 事案とは関係なく、あらかじめ登録された文言にて順次連絡が行えること。

(2) 履歴管理機能

- ア 実施した順次指令を履歴表示できること。履歴の内容はおおむね次の通りとする。
 - (ア) 連絡文言
 - (イ) 連絡先
 - (ウ) 電話番号
 - (エ) 応答時刻
 - (オ) 連絡結果
- イ 履歴を印字出力できること。
- ウ 履歴から加入発信ができること。

3 構造仕様条件

- (1) ASP サービスによる実現とする。
- (2) ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

第8-2 順次指令装置(メール)

1 概要

本装置は、指令装置と連携して、登録されている配信先に対して指令情報を電子メールで送信するものである。

2 機能仕様条件

(1) 基本機能

- ア 事前に設定された配信先に対し、高速で一括メール送信を行うことができること。
- イ メール送信された内容及び送信・応答結果を履歴情報として閲覧できること。
- ウ 登録は、空メール等を使用した登録が行えること。
なお、登録には、指令室からの承認行為を行い正式登録とすること。
- エ 大規模災害発生時等の高負荷時においても安定的に稼働すること。

(2) 指令情報メール送信機能

- ア 指令装置から送信された指令情報を受信し、予め定められたメールアドレスに対してメールによる招集を行うことができること。
- イ メール送信された内容及び送信・応答結果を履歴情報として閲覧できること。
- ウ 指令情報メールの内容に対する送信日時、成否結果等を蓄積し、表示できること。
- エ 指令情報メールの配信先は、主に自動車両積載の携帯電話、消防職員、消防団員とする。
- オ 第二次出動以降の指令操作についても連動してメール送信できること。

- (3) 連絡メール機能
 - ア 災害事案以外の手入力で作成した連絡・伝達事項メールを送信できること。
 - イ 定型文として登録した内容を、連絡メールで使用できること。
 - ウ 送信する連絡先を予め定められた連絡先情報から選択できること。
 - (4) 送信履歴検索機能
 - ア 累積された送信履歴一覧の閲覧が行えること。
 - イ 履歴一覧から選択された送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。
 - (5) 除外リスト表示機能
 - アドレスの登録ミス等で送信不可能なメールアドレスに対して、除外リストの表示及びチェックができること。
 - (6) メンテナンス機能
 - ア 連絡先をグループ単位に分類し、連絡先メールアドレスの登録・変更・削除ができること。
また、それらの内容を一覧・詳細形式で印刷できること。
 - イ 連絡メール機能で使用可能な、定型文章の登録・編集・削除ができること。
 - ウ 日時指定による送信履歴等データを自動削除すること等により、必要な期間の送信データを保存できること。
 - (7) システム状況監視機能
 - 本システムの稼働状況の監視ができること。
 - (8) 災害地点地図貼付機能
 - メール本文に災害地点地図表示用 URL を追加することで、容易に災害地点の地図情報を表示できる機能を有するものとする。
- 3 構造仕様条件
- (1) 既設システムの ASP 事業サービスを継続利用とすること。
 - (2) ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

第9 音声合成装置

1 概要

本装置は、指令装置と接続し、事案の内容に基づき、予告指令、出動指令及び案内メッセージ等の内容を編集し、合成音声の作成を行うものである。

2 機能仕様条件

(1) 合成音声作成機能

- ア 災害案内等の各用途に応じてそれぞれの言い回しで同時に実行できること。
- イ 聞き取りやすさを考慮した音声合成方式とすること。
- ウ 音声合成による指令中であっても、指令台の操作で指令員の肉声による指令ができること。
- エ 1つの指令に対し、指令回線と無線回線に同時に別々の文言を送出できること。
- オ 輻輳時は、指令台及び指揮台の各席から異なる署所に対する自動指令が並行して送出的ること。
- カ 各出力端末において明瞭な再生音を出力できること。
- キ 音声信号を回線ごとにレベル調整できること。

ク 音声合成による指令中である旨の表示を、指令台及び指揮台に表示できること。

(2) 管理機能

ア 音声合成の音声データのセットアップは、容易に変更及び増設できること。

イ 音片の追加・変更が必要になった場合は、各署所で職員が容易に追加及び変更でき、指令員により確認・修正ができること。

3 構造仕様条件

(1) 回線容量は、10 チャンネル以上とすること。

(2) 初期セットアップとして 10,000 語程度の合成音声を受託者が登録すること。
なお、登録する音声は、委託者と協議の上、決定すること。

(3) 音声登録容量は、30,000 語以上の登録が可能であること。

第10 出動車両運用管理装置

第10-1 管理装置

1 概要

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、管理を行うものである。

2 機能仕様条件

(1) 車両位置情報管理機能

ア 指令装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。

イ 指令台のディスプレイや車両運用表示盤等に車両動態を表示できること。

ウ 車両のロケーション管理を行い、指令台のディスプレイ等に表示できること。

エ 車両の動態情報及び位置情報を使用して、直近車両検索結果を自動出動指定装置に反映できること。

(2) 車両運用端末データ更新機能

ア 車両運用端末装置が保有する各種情報のデータ更新を無線 LAN 経由で行えること。

3 構造仕様条件

(1) 二重化構成とすること。二重化構成となっている他装置への組込でも可とする。

(2) 将来の回線増設・回線変更ができるように配慮すること。

(3) 署所無線 LAN 設備については、設置場所に応じて、防塵・防滴対策を講じること。

なお、総務省「無線 LAN(Wi-Fi)の安全な利用(セキュリティ確保)について」中の「無線 LAN(Wi-Fi)のセキュリティに関するガイドライン」に則したセキュリティ対策を講じること。

(4) 無線 LAN (Wi-Fi) については、各署所に必要数を設置すること。必要数は伝搬調査により確認すること。

第10-2 経路探索装置

1 概要

本装置は、道路ネットワーク情報を用いて、各車両の位置情報と災害地点位置情報により車両の現在位置から災害地点までの最短経路を検索し、出動順位表を作成するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 自動出動指定装置の災害地点と車両位置情報により、車両位置から災害地点までの距離及び到着予想時間を計算すること。
- (2) データメンテナンス端末で修正した道路データベースの情報を容易な操作で読込できること。
- (3) 災害地点に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その点を災害地点にできること。
なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、全ての車両位置から災害地点までの距離を直線距離で計算すること。
- (4) 車両位置に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その点を車両位置とすることができること。
なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、本車両位置から災害地点までの距離を直線で計算すること。
- (5) 経路を計算する際は、道路幅員、高速道路及び一方通行を考慮した経路探索ができること。
- (6) 道路の通行止め情報(期間、区間、時間)を考慮した経路探索ができること。
- (7) 道路データベース及び検索条件などの修正を職員の作業により行えること。

3 構造仕様条件

二重化構成とすること。二重化構成となっている他装置への組込でも可とする。

第10-3 車両運用端末装置

1 概要

本装置は、車両等に搭載しモニタ画面に指令情報、地図情報及び支援情報等を表示するものである。また、車両位置を管理し、災害地点までのナビゲーションを行う機能を有するものである。

2 機能仕様条件

(1) 車両動態情報送信機能

ア 携帯電話回線(閉域網とすること。)を経由して、車両の動態及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定した車両動態等の状態が確認できること。

イ 専用画面を押下することにより、車両動態及び事案経過を設定できること。

ウ 車両動態及び事案経過は、合わせて25種類以上を設定できること。また、車両動態ボタンは、運用を考慮し使いやすいように画面配置できること。

エ 車両動態の設定に関しての完了、エラー等の状況は、色別等により識別できること。

オ 車両動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は、自動再送を行う機能を有すること。

カ 自動再送を実施しても登録できない場合は、車両に設置している車載無線機により、消防救急デジタル無線網に迂回して、車両動態情報を送信できること。

キ 車両動態に使用される時刻は、日本標準時とし、各種衛星等から時刻信号を受けて自動校正できること。

ク 設定した動態名及び設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴を表示できること。

ケ 移動待機登録の設定及び解除ができること。

コ 地図画面上に表示されている車両動態ボタンを押下することより、次に押すべき車両動態ボタンが自動的に表示される次動態登録機能を有すること。

サ 次動態登録の地図画面上に表示される車両動態ボタンの表示パターンについては、車両種別ごとにそれぞれ設定できること。

(2) 自転車位置情報検出機能

ア 車両の車速センサ・ジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能、各種衛星等からの電波により自転車位置・進行方向等を検出できること。

イ 車速センサの自動学習補正機能を有し、高精度な位置検出を行うことができること。

ウ 各種衛星からの電波を受信できているかどうかを画面上で確認できること。

エ 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上を図った自転車の位置を地図画面上に表示できること。

オ 検出された自転車位置情報による走行軌跡を地図画面上に表示できること。

(3) 自転車位置情報送信機能

ア 自転車位置情報は、携帯電話回線により管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。

イ 移動中の場合は、任意の距離ごと又は任意の時間ごとに自転車位置情報を管理装置に送信できること。また、任意の距離及び時間を併用した設定でも送信できること。

ウ 移動中に自転車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から職員が変更できること。ただし、安易に変更されるのを防止するため、設定画面をパスワードで保護できること。

エ 車両動態情報の送信時にあわせて、自転車位置情報を管理装置に送信できること。

オ 自動出動指定装置から自転車位置情報の要求があった場合は、自転車位置情報を管理装置に送信できること。

カ 車両の動態変化状況(出動時、現着時、現発・引揚時及び署外時)に応じて、送信間隔を変更できること。

キ 縮尺を変更することで段階的に広域地図、詳細地図を表示することができること。

ク 表示の拡大・縮小を行った際に表示情報のレイアウト崩れを起こさないこと。

ケ 自転車位置を中心として、北上表示又は回転表示を選択ができること。

なお、表示状態を容易に確認できること。

(ア) 北上表示

地図画面が、北が常に上になるように表示できること。

(イ) 回転表示

地図画面が、自転車の進行方向に対し自動的に回転し、進行方向が常に上になるように表示できること。

コ 地図表示色は、設定時刻による自動切替又は手動での切替操作により、昼間又は夜間に適した表示色に設定できること。

なお、自動切替する時刻は、画面上から職員が設定できること。

サ 手動による目的地の登録、変更及び削除ができること。その際、地図上には今まで登録されていた目的地のマークが消去され、新しく登録された目的地のマークが表示されること。

シ 自転車位置からの目的地の方向を把握するために、矢印マークを表示又は自転車位置と目的地を実線にて結ぶこと。

- ス 自車位置と目的地を1画面内に表示するオートズーム表示ができること。その際、自車位置と災害地点が近づくにつれ地図縮尺は自動的に拡大され、詳細地図が表示されること。
- セ 地図表示を2分割し、異なる地図や目的地と自車位置の地図、目的地とオートズーム表示等、同時に2つの地図を表示できること。
- ソ 地図表示を2分割した場合でも、それぞれの地図の縮尺を変更できること。
- タ 地図表示を2分割した場合は、ワンタッチでどちらかの地図を1画面表示に復帰できること。
- チ 手動による地図上の自車位置の修正機能を有すること。
- ツ 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。
- テ 細かな輝度調整ができること。
- ト 携帯電話回線の通信状態を画面上で確認できること。
- ナ 無線LANの接続状態を画面上で確認できること。
- ニ 自車が出動可能状態かどうか画面上で確認できること。
- ヌ ボタンの操作音を消音できること。また、消音状態かどうか画面で確認できること。消音状態でも指令情報受信、動態登録等を鳴動できること。
- ネ 防火対象物、危険物施設等をレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報を表示又は非表示に設定できること。

(4) 指令情報表示機能

- ア 携帯電話回線(閉域網とすること。)・消防救急デジタル無線網により、管理装置が送信した指令情報を受信し画面表示できること。
- イ 指令情報を受信した際、ブザーが鳴動されること。
- ウ 指令情報を受信した際、次の事案情報を表示すること。
 - (ア) 災害種別
 - (イ) 災害区分
 - (ウ) 事案番号
 - (エ) 指令時刻
 - (オ) 災害地点住所
 - (カ) 災害地点地図頁 等

なお、本ウィンドウは引揚又は帰署の動態登録により画面上から自動的に消去すること。

エ 次の詳細な事案情報を表示できること。

- (ア) 指令時刻
- (イ) 指令目標物
- (ウ) 通報者氏名・性別・電話番号
- (エ) 気象情報
- (オ) 警報・注意報
- (カ) 出動車両
- (キ) 追記情報

オ 車両の操作で、自車が出動している最新の指令情報を受信できること。

- カ 指令情報を受信した際、災害地点を目的地として自動設定し、災害地点地図を表示できること。この際、災害地点の地図表示とオートズーム表示の2分割地図画面が表示されること。また、災害地点の地図には災害地点を中心とした円スケールを表示すること。
 - キ 指令情報を受信した際、押し忘れ防止のため「出動」ボタンを画面上の目立つ場所に表示すること。
 - ク 災害地点付近の防火対象物や危険物施設の情報を一覧表示できること。また、それらの属性情報や図面を表示できること。
 - ケ 受信した指令情報は、最大20件まで記憶して事案終了後でも表示できること。また、地図ボタンを押下することで、その事案の災害地点地図を表示できること。
 - コ 指令室より現在活動中の事案一覧を取得し、出動する災害事案を選択して出動登録することができること。
- (5) ルート探索・表示機能
- ア 災害地点(目的地)又は搬送先医療機関が設定された場合、自転車位置から当該地点までのルートを考慮した距離及びおおよその到着予想時刻を探索して、画面に表示できること。
 - イ 災害地点(目的地)又は搬送先医療機関までの距離及びおおよその到着予想時刻の探索に使用されたルートを地図上に表示できること。
 - ウ 探索ルートの通りに自転車が進行しなかった場合に、ルートを自動的に再探索できること。
 - エ ルート探索で使用される道路ネットワークデータは、経路探索装置での経路探索処理で使用されるノード・リンク情報であること。
 - オ 指令室で管理している通行止め情報を取り込むことにより、ルート探索に活用すること。
- (6) 届出情報表示機能
- ア 指令室で管理している次の届出情報を取り込むことにより、地図画面上にマーク表示できること。
 - (ア) 水利障害
 - (イ) 煙火届出
 - (ウ) 道路障害
 - (エ) 催物届出
 - (オ) 火炎行為 等
 - イ 災害地点付近の最新の届出情報を指令情報とともに受信し、地図画面上にマークを表示できること。また、引揚及び帰署の動態登録により地図画面上から自動消去できること。
- (7) 車両位置表示機能
- ア 同一事案に出動している他車両の位置を地図画面上にマークで表示できること。
 - イ マークの表示色は、他車両の出動、引揚等の車両動態により異なる色で表示できること。
 - ウ マークの下には他車両の車両名称が表示できること。
 - エ 他車両のマーク及び車両名称は、自転車が引揚又は帰署の車両動態登録することにより地図画面上から自動的に消去すること。
 - オ 他事案で出動している車両の位置を取得し、地図画面上にマークで表示できること。
- (8) 水利予約、部署位置予約機能
- ア 自転車で使用したい水利を予約及び解除できること。

- イ 同一事案に出動している他車両の水利予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
- ウ 自車で使用したい部署位置を予約及び解除できること。
- エ 同一事案に出動している他車両の部署位置予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
- オ 引揚又は帰署の車両動態登録時又は次の出動指令情報受信時には自動的に水利予約状況、部署位置予約状況を解除できること。
- カ 同一事案に出動している他車両が引揚又は帰署の車両動態登録した場合は、地図画面上から予約状況のマークが消去されること。

(9) 情報検索・表示機能

- ア 本システムに登録されている住所情報から、住所一覧を表示できること。また、カナ検索等により住所を検索し、該当する住所付近の地図を表示できること。
- イ 本システムに登録されている目標物情報から、目標物一覧を表示できること。また、分類検索、カナ検索、電話番号検索等により目標物を検索し、該当する目標物付近の地図を表示できること。
- ウ 本システムに登録されている医療機関情報から、医療機関一覧を表示できること。また、主要医療機関検索、カナ検索、地区検索、災害地点(目的地)直近検索、自車位置直近検索等により医療機関を検索して、該当する医療機関付近の地図を表示できること。
- エ 地図画面上のマークをタッチすることにより、本システムに登録されている防火対象物、危険物施設、水利等の属性情報を表示できること。
なお、防火対象物、危険物情報においては消防 OA システムから取り込んだ情報を表示できること。
- オ 地図画面上の住所、目標物、水利、防火対象物、危険物施設等を選択することにより、本システムに登録されている、図面情報を表示できること。
なお、図面は拡大・縮小表示でき、複数の図面が登録されている場合は、容易な操作で表示を切り替えられること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。
- カ 1 度でも検索を行った場合、直前の検索結果を表示できること。
- キ 世界測地系及び日本測地系に基づく緯度経度で検索できること。また、目的地及び現在地の測地系に基づく緯度経度を取得できること。
- ク 地図上の任意の地点にマークを登録するマーキング機能があること。
- ケ 地図上で選択した任意の地点の区間距離、合計距離を計算し、表示できること。また、選択した地点を再選択することで取り消しできること。

(10) 自動出動指定装置等との通信機能

- ア 自動出動指定装置とメッセージの送受信ができること。本装置から送信するメッセージは、あらかじめ設定された単語を組み合わせて文章とすることもでき、カタカナを入力して文章とすることもできること。自動出動指定装置から送信されたメッセージを受信すると地図画面上にメッセージがポップアップ表示されること。また、メッセージ送受信の履歴を最大 20 件まで画面に表示できること。
- イ 診療科目等の条件で、自動出動指定装置で管理している医療機関の診療可否等を検索し、結果を表示できること。

ウ 診療科目条件検索やカナ検索等で表示された医療機関情報から、搬送先医療機関を自動出動指定装置に送信できること。

エ 自動出動指定装置へ搬送先医療機関情報を送信する際、搬送者の傷病程度や搬送医療機関の搬送理由、又は交渉医療機関の搬送拒否理由等も送信できること。

オ 不搬送だった場合、不搬送情報とともに不搬送理由も自動出動指定装置へ送信できること。

カ 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令室で管理している各種支援情報を表示できること。

なお、個人情報本装置ではデータを保持せず、携帯電話回線を経由して情報を受信すること。

キ 指令装置で入力された手書きメモ、地図及び図面情報の受信及び表示が行えること。

ク 自動出動指定装置で管理している「事案概要」等（他事案含む）を本装置側からの要求により表示できること。

(11) データメンテナンス機能

ア 職員の操作で、指令室で管理している目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報及び属性情報を取り込み、反映できること。

イ 職員の操作で、修正した住宅地図情報を取り込み、反映できること。

ウ 職員の操作で、修正した図面を取り込み、反映できること。

エ 職員の操作で、指令室で管理している届出情報を取り込み、反映できること。

オ 職員の操作にて、指令室で管理しているノード・リンク情報を取り込み、反映できること。

カ 障害等により無線 LAN が使用できない場合においても、USB メモリ等の記憶媒体による代替的な手段でデータ更新が行えること。

なお、代替的な手段はやむを得ない場合のみに実施するものとし、セキュリティを確保できる専用の記憶媒体を準備すること。

(12) 移動待機指令情報表示機能

ア 管理装置から受信した移動待機指令情報を表示できること。

イ 移動待機指令情報を受信すると、ブザーが鳴動すること。

ウ 移動待機指令情報を受信すると、次の移動先署所名が表示できること。

エ 移動待機指令情報を受信すると、移動先署所を目的地として自動設定できること。

3 構造仕様条件

(1) データ記録媒体は車両搭載の振動を考慮したものであること。

(2) 各構成機器は、耐衝撃性、耐熱性及び防水性に優れた構造であること。

(3) 車両に設置する方法については、委託者と協議の上、決定すること。

(4) データ更新の受信を確実にできるよう、車庫内の電波状況を常に最良に保つこと。

(5) 出動指令情報の受信から出動までの時間短縮を実現するための機構を具備すること。

(6) 車両バッテリーに係る負担を低減するための機構を具備すること。

(7) 時刻及び通信状態は、常に表示されていること。

(8) 盗難防止を考慮し、専用金具等により固定すること。

第10-4 車外設定端末装置

1 概要

本装置は、消防車両等の車外又は車内に取り付ける動態設定端末である。

2 機能仕様条件

- (1) 消防車両等の車外又は車内に取り付けられ、動態を設定できること。
- (2) 動態設定時、車両運用端末装置を介して管理装置へ車両動態を送信できること。

3 構造仕様条件

- (1) 車両運用端末装置等と容易に接続できる構造であること。
- (2) 車両に設置する方法については、委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 防塵・防滴対策を施した構造であること。
- (4) 最大3個程度まで接続可能であること。

第11 システム監視装置

1 概要

本装置は、本システムの運用状況を管理し、障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。監視対象として、次の複数の監視方式により、様々な視点での監視ができること。各機器の監視対象はネットワークトラフィック等を考慮し、委託者と協議の上、決定すること。

ア 各装置との連携の中心である自動出動指定装置の各機器との接続状況を表示できること。

イ ICMPによるネットワーク監視

ウ 接点信号による装置状態監視

エ データベースの稼動状況監視

オ HTTPの通信によるサーバ状態監視

カ SNMPによるネットワーク経路での装置状態監視

- (2) 検出した障害情報を既設システム障害表示盤に表示するとともに、次の方式により、指令員等に通知できること。

なお、詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

ア システム監視装置ディスプレイ上へのメッセージ表示

イ ブザー音による通知

ウ 手動による障害通知書のプリンタ出力

エ 警告灯による通知

- (3) 検出した障害情報は履歴管理し、検索、一覧表示及びプリンタ出力ができること。

なお、障害履歴は1年間保持できること。

3 構造仕様条件

- (1) 24時間365日、常時システム監視を行う必要上、専用装置とすること。
- (2) 障害を通知できる仕組みを具備すること。

第12 電源装置

第12-1 無停電電源装置(指令センター用)

1 概要

本装置は、指令センターのコンピュータ系設備(自動出動指定装置等)及び関連装置に対して安定した電源を供給するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 交流 100V で動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。
- (2) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。
- (3) 障害等の警報出力(故障、バッテリー運転等)をシステム監視装置等に表示できること。

3 構造仕様条件

- (1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。
- (2) 補償時間は 10 分以上とすること。

第12-2 無停電電源装置(署所用)

1 概要

本装置は、指令装置及び関連装置に安定した電源を供給し、無停電化するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 交流 100V で動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給すること。
- (2) 補償対象の主な機器は、おおむね次の通りとする。

- ア 指令情報出力装置(本体・ディスプレイ)
- イ 署所端末
- ウ ネットワーク機器(ルータ、L2 スイッチ等)
- エ 署所用表示盤
- オ 放送設備
- カ 電気通信事業者が納入する ONU
- キ 消防 OA 用デスクトップ型端末

3 構造仕様条件

- (1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。
- (2) 補償時間は 10 分以上とすること。

第12-3 直流電源装置(48V 系)

1 概要

本装置は、指令装置及び関連装置に安定した電源を供給し、無停電化するものである。

2 機能仕様条件

- (1) 直流 48V 系の指令システム各機器に接続し、電源供給ができること。
- (2) NTT 西日本が納入する ONU 等に、電源供給ができること。
- (3) 整流器及び蓄電池等で構成すること。
- (4) 整流器は n+1 方式とし、各ユニットの容量は指令系システムを構成する直流-48V 系機器の消費電流以上であること。
- (5) 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
- (6) 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。
- (7) キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。

3 構造仕様条件

- (1) 使用電圧、電流に適した電圧計、電流系又は計測表示パネルを設置すること。
- (2) 架台組込又はロッカー組込とし、スペース確保等の設置場所に適した方法とすること。また、耐震性を考慮し、据付設置とすること。
- (3) 補償時間は3時間以上とすること。

第13 統合型位置情報通知装置

1 概要

本装置は、固定電話、携帯電話及び IP 電話による 119 番通報に係る発信者の位置情報を受信し、指令装置にその位置情報を表示するものである。

2 機能仕様条件

(1) 携帯電話

ア 119 番通報を受付した際、119 番回線とは別の位置情報送受信回線(IP-VPN 回線)で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。「184」発信又は発信者番号非通知での通報の場合は、位置情報を要求して取得できること。

イ 指令台の操作で位置情報を要求できること。

ウ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(2) 固定電話及び IP 電話

ア 119 番通報を受付した際、位置情報を要求することにより、119 番回線と別の位置情報送受信回線(IP-VPN 回線)で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。

イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(3) 民間事業者からの通報

ア 車両等による民間事業者からの通報(株式会社日本緊急通報サービスが提供するヘルプネット等)を受付けた際、位置情報を要求することにより、119 番回線と別の位置情報送受信回線(IP-VPN 回線)で事業者側から送信される位置情報を受信できること。

イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(4) 通報の方式に応じて次の通り詳細情報が表示されること。

ア 携帯電話

(ア) 電話番号

(イ) 緯度・経度

(ウ) 誤差半径

(エ) 高度(携帯電話事業者により対応が異なる任意情報)

(オ) 高度誤差(携帯電話事業者により対応が異なる任意情報)

イ 固定電話

(ア) 電話番号

(イ) 住所

(ウ) 番地・号

- (エ) 方書き
- (オ) 氏名カナ
- (カ) 氏名漢字

ウ IP 電話

- (ア) 電話番号
- (イ) 住所
- (ウ) 番地・号
- (エ) 方書き
- (オ) 氏名カナ
- (カ) 氏名漢字

エ ヘルプネット

- (ア) 電話番号
- (イ) 緯度・経度
- (ウ) 誤差半径
- (エ) 車種
- (オ) 車体色
- (カ) 車両登録番号
- (キ) 通報トリガ
- (ク) 通報要因

(5) 発信地要求報告

発信地を要求した結果の報告資料(通信事業者ごとの月別集計表)が、指令員の操作で容易に作成できること。

(6) 総務省が示す「携帯電話・IP 電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システム技術的条件書」に準拠した位置情報を、消防機関に通知する仕組みを保有する通信事業者からの位置情報受信に対応できること。

3 構造仕様条件

- (1) 二重化構成とすること。
- (2) IP-VPN 網は、2 系統(二重化)とすること。

第14 消防用高所監視装置

1 概要

本装置は、災害状況を早期把握及び消防活動への適切な情報提供を行うために、指令室の操作卓から遠隔制御が可能な高所監視カメラ装置を設置し、映像を収集するためのものである。

2 機能仕様条件

(1) 映像撮影機能

- ア H. 264 又は MPEG-4 方式にて高解像度のカラー撮影ができること。
- イ 撮影した映像を指令室の操作卓に伝送できること。

(2) 指令連動機能

- ア 指令装置と連動し、事前に設定した災害出動の場合は、災害地点方向を撮影できること。

イ 災害事案が複数件発生している場合、指令員の操作にて、選択した災害事案の災害地点を固定撮影できること。

(3) カメラ操作機能

ア 特定の区間はカメラを自動的にズームアウトすること等によりプライバシーを保護することができること。また、災害発生時においては、プライバシーゾーン設定を ID/パスワードにより一定時間解除できるものとし、一定時間経過後はプライバシーゾーンを自動設定すること。

イ 住所・建物名称のテロップを挿入した映像を表示できること。

ウ 操作卓上でカメラが表示している方位や視野角等を地図に表示できること。

エ 任意の位置での登録ができること。また、その呼出ができること。

オ 映像を多目的情報表示盤及び署所用表示盤に外部出力できること。

3 構造仕様条件

(1) 回転架台(取付金具)・無停電電源装置(1kVA 以上)・避雷設備等の付帯設備を含むこと。

(2) ワイパー等を具備し、水滴・水跡等への対策を施すこと。

(3) カメラ操作用機器は拡張台に設置すること。

(4) 兵庫県向けに高所カメラ映像を配信すること。

第15 現場映像伝送装置

1 概要

本装置は、災害現場にて撮影した映像を指令室及び各署所にて情報共有を行うためのものである。

2 機能仕様条件

(1) 現場映像送信装置

ア 可搬型 IP カメラ

(ア) 携帯電話回線(携帯電話 IP-VPN)を経由して映像を送信できること。

(イ) 映像受信装置との間でやり取りするデータを暗号化できること。

(ウ) 映像受信装置から遠隔操作にて、パン・チルト・ズーム等のカメラ制御が行えること。

イ 車載型カメラ

(ア) 携帯電話回線を経由して車載カメラからの映像を送信できること。

(イ) 現場映像受信装置との間でやり取りされるデータを暗号化できること。

(ウ) 車載に対応しているコントローラカメラであり、映像送信装置を経由して映像が伝送できること。

(エ) 映像受信装置側から専用コントローラにてパン・チルト・ズームなどのカメラの操作が行えること。

(オ) 低照度環境下では、自動的に赤外線を照射し、0lx 環境下でも撮影できること。

(2) 現場映像受信装置

ア 複数個所の現場映像を同時に受信できること。

イ 映像送信装置の映像設定変更を遠隔操作で行えること。

ウ 受信した映像及び静止画を保存できること。

- エ 受信した映像を指令室の多目的情報表示盤等に表示できること。
- オ 受信した映像の撮影時刻が表示できること。
- カ 受信した映像のキャプチャーを取得できること。
- キ 受信した映像のキャプチャーを印刷できること。
- ク 録画映像を確認する際、撮影した映像の時間を表示できること。
- ケ 録画映像の切り抜き等の簡単な編集が行えること。

(3) セキュリティ機能

- ア 遠隔による端末の操作ロック、データ消去等ができること。
- イ パスワード等にてログイン管理を行えること。

3 構造仕様条件

(1) 現場映像送信装置

ア 可搬型 IP カメラ

- (ア) 持ち運び、設営が容易な構造・重量であること。
- (イ) 動作用の電源装置を具備すること。
- (ウ) 通信用モジュール及び撮影用の三脚を付属すること。
- (エ) 防塵・防水対策を施すこと。
- (オ) 運搬用の収容箱を用意すること。撮影時においては、通信用モジュールを収容箱に格納したまま、設置できるものとし、ケーブル類を収容箱から接続できること。

イ 車載型カメラ

- (ア) 車両への固定設置が可能であること。
- (イ) 防塵・防水対策を施すこと。
- (ウ) 車両への取付にあつては、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 現場映像受信装置

- ア 切替操作により、それぞれのカメラの映像の表示が行えること。
- イ 拡張台に設置すること。

第16 消防ネットワーク設備

1 概要

本設備は、コンピュータ系機器を相互接続し、データ通信を可能とするための機器群である。

2 機能仕様条件

- (1) 指令系ネットワークは、指令センターネットワーク、署所ネットワーク、WAN ネットワーク及び外部ネットワーク等で構成するものとし、それぞれのネットワークは次の項目を満たすものとする。

ア 指令センターネットワーク

- (ア) 1Gbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置(L3 スイッチ、L2 スイッチ)を利用すること。
- (イ) L3 スイッチは、二重化すること。
- (ウ) L2 スイッチは、セグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoS を設計すること。

- (エ) 指令制御装置と非常用指令設備は同一のネットワーク機器で直接収容しない設計とすること。また、自動出動サーバ等の二重化されている装置についても、同一のネットワーク機器で直接収容しない設計とすること。

イ 署所ネットワーク

- (ア) 100Mbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置(L2 スイッチ)とすること。
- (イ) L2 スイッチにおいてはセグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoS を設計すること。

ウ WAN ネットワーク

- (ア) 指令センターネットワークと各署所ネットワークの接続は、最大帯域を 100Mbps とし、経済性を考慮すること。
- (イ) 広域イーサネット回線は、必要帯域を考慮した上で、ネットワーク設計を行うこと。
- (ウ) 回線断等の障害検知時は、広域イーサネットを自動的に切替できること。

エ 外部ネットワーク

- (ア) インターネットとの接続はセキュリティを確保した方式で行うこと。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。消防ネットワークの接続構成は、【別紙2】ネットワーク構成図を参照のこと。
- (イ) 消防救急デジタル無線設備との接続を配慮すること。

オ 携帯電話 IP-VPN

- (ア) 指令センターネットワークと電気通信事業者の交換局とを専用線等により接続すること。
- (イ) 指令センターネットワークと各現場とを携帯電話 IP-VPN で接続すること。
- (ウ) 予め設定されている端末以外の通信を行えないようにすること。

3 構造仕様条件

- (1) 消防ネットワークの接続構成は、【別紙2】ネットワーク構成図を参照のこと。
- (2) ネットワーク機器のポートについては、将来的な拡張にも対応可能な予備ポートを設けること。
- (3) 各拠点に設置するルータ及びL2 スイッチは停電対策を施すこと。
- (4) 関連装置はラックに収容すること。

第17 セキュリティ装置

1 概要

本装置は、円滑な消防指令業務を実現するために、ウイルスや不正アクセス、脆弱性等の脅威から本システムを保護するものである。

2 機能仕様条件

- (1) ウイルス対策ソフトと、本システムの管理対象サーバ及び端末のウイルス対策ソフトを管理するサーバを構築すること。対象機器は、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) 本システムの管理対象サーバ及び端末に対して、ネットワーク経由でウイルス対策ソフトを適用できること。

- (3) ウイルス対策ソフトは、Web ベースの管理インタフェースを具備し、遠隔操作で設定変更及び管理できる操作性を有しているものであること。
 - (4) ファイルの入出力をリアルタイムに検知し、ウイルス発見時には、駆除、隔離及び削除できること。
なお、指令業務への影響を考慮し、排他処理(スキャンスケジュール等)を制御すること。
 - (5) ウイルス対策ソフトは容易に管理、制御及びウイルス定義ファイルの更新が行える機能を有し、最新のウイルス定義ファイルに定期的に更新できること。
- 3 構造仕様条件
- ウイルス対策ソフトはクライアント/サーバ構成で導入すること。

第18 災害時要援護者対応装置

第18-1 Net119 受信装置

- 1 概要
本装置は、事前の利用登録が行われている音声による通報が困難な要援護者からの通報を、携帯通信端末(携帯電話、スマートフォン、タブレット、インターネット端末機)からの WEB 方式で受理するものである。
- 2 機能仕様条件
「119 番通報の多様化に関する検討会・報告書(平成 29 年 3 月総務省消防庁防災情報室)」の 3-2-2 消防本部端末の機能要件に記載されている機能を使用できること。

第18-2 FAX119 受信装置

- 1 概要
本装置は、FAX を利用した緊急通報を受信し、指令台に接続するものである。
- 2 機能仕様条件
 - (1) FAX の受信を可視可聴にて通知できること。
 - (2) FAX 受信時、指令台に実装されているディスプレイに内容を表示し、確認できること。また、必要に応じて印刷できること。
 - (3) FAX による緊急通報件数を集計できること。

第18-3 映像通報受信装置

- 1 概要
本装置は、119 番通報者及び現場活動隊のスマートフォンを活用し、指令室との間で映像を使ったコミュニケーションを図るためのものである。
- 2 機能仕様条件
 - (1) 119 番通報者及び現場活動隊に対して、SMS 等を利用し映像配信先を案内すること。
 - (2) 通報者から送信される映像を指令台上のインターネット用 PC に表示し、口頭指導等に活用できること。
 - (3) 映像送信は通報者及び現場活動隊の利用するスマートフォンのカメラ等を利用して行えること。
 - (4) 心肺蘇生等が必要な緊急性の高い救急事案において、救命措置の映像を通報者へ配信し、適切な口頭指導が行えること。

- (5) 指令台と連携し、通報者の電話番号を手動で入力することなく、容易な操作でショートメールを作成できること。

第19 放送設備

1 概要

本装置は、指令装置と連動した指令等により、自動的に系統選択を行い、署所のスピーカーにて指令放送を行うとともに、手動指令や業務放送を行うものである。

2 機能仕様条件

- (1) 指令情報を受信し指令放送が行え、スピーカーで指令音声を出力すること。
- (2) 指令情報から指令に該当するスピーカー系統の選択制御を行うこと。
- (3) それぞれの設置拠点(指令センター、署所、その他)に応じたスピーカー系統を用意すること。
- (4) スピーカー系統選択について、災害分類や昼夜時間帯による鳴分け制御が可能であること。

3 構造仕様条件

- (1) 専用の収容架に収容設置ができること。
- (2) スピーカー及び配線箱は原則既設流用とするが、必要に応じて更新すること。
- (3) 必要に応じてスピーカー及びマイクを設置すること。
- (4) 屋外スピーカの ON/OFF スイッチを具備すること。

第20 避雷設備

1 概要

本装置は、商用電源系及び通信線から侵入する誘導雷サージあるいは接地雷サージによる破壊衝撃から本システムを構成する各機器を保護するものである。

2 構造仕様条件

(1) 電源用高速回線避雷ユニット

- ア 据置型又は配線架等に取付可能な構造又とすること。
- イ 各装置に供給する電源は、本盤に收容するブレーカを経由して行うこと。

(2) 信号用高速回線避雷ユニット

- ア 配線架又は端子盤取付型の構造とすること。
- イ 全ての通信回線に実装すること。

3 構造仕様条件

- (1) 避雷器等とすること。
- (2) 電源用、通信用をそれぞれ設置すること。

第21 指揮支援システム

1 概要

本装置は、持ち運びに便利なタブレット端末を各指揮隊に配備し、指令室の情報を各現場等で共有するためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 地区機能

- ア 地図の拡大・縮小・スクロールができること。
- イ スクロールは、ドラッグ&ドロップ及びクリックの操作ができること。
- ウ 本装置で表示されている地図部分を全画面で表示できること。
- エ 同一地点を中心として複数の地図を切り替え表示でき、各種地図間を自由に切り替え操作できること。
- オ 簡単な操作により地図画面でクリックした場所の測地系に基づく緯度経度を確認できること。
- カ 距離計算及び面積計算ができること。
- キ 住所や目標物、地図頁、緯度経度等による地点の検索ができること。
- ク 住宅地図及び道路地図等をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理でき、任意のレイヤ情報を表示又は非表示に設定できること。
- ケ 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマークを選択することにより、マークに登録されている属性情報(文字や画像等の詳細情報)を表示できること。
- コ 本装置で表示されている画面を印刷できること。

(2) 災害事案情報共有機能

ア 事案情報表示

- (ア) 活動中の災害事案及び救急事案の一覧を表示でき、定期的に表示内容を自動更新できること。また、選択した事案の災害地点と当該事案に出動している車両の位置を地図上に表示できること。なお、一覧表示した情報及び各事案の詳細情報を印刷できること。
- (イ) 活動中及び終了した災害事案において、災害種別、災害住所、指令時刻、受持署、事案状態又は表示件数を条件として検索できること。
- (ウ) 活動中及び終了した災害事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況及び時刻、事案経過等の事案情報を確認でき、一覧又は詳細情報を印刷できること。また、活動中の災害事案は、定期的に表示内容を自動更新できること。
- (エ) 活動中及び終了した災害事案において、地図への書き込みやタイムライン等による情報共有が行えること。
- (オ) 活動中及び終了した災害事案において、表示した地図をイメージデータとして保存し、報告書等に利用できること。
- (カ) マニュアル、図面等の支援情報の表示ができること。

イ 車両状況表示

- (ア) 全車両の最新の車両状況を一覧表示でき、定期的に表示内容の自動更新できること。また、選択した車両の位置を地図上に表示できること。
- (イ) 車両のグループ別に表示できること。

(3) 指令情報及び災害地点地図の表示(他事案含む)を行えること。

(4) 万が一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。

- ア 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。
- イ ID、パスワードにてログイン管理を行えること。

- (5) 水利、防火対象物、危険物施設、警防計画、活動マニュアル等の各種支援情報を容易な操作で閲覧できること。
 - (6) 現場映像等の映像を受信できること。
- 3 構造仕様要件
- (1) 管理装置は、将来的な機器増設に容易に対応できること。
 - (2) タブレット端末の筐体は10インチ程度とすること。
 - (3) 防塵・防水対応可能な堅ろう型とすること。
 - (4) タブレット端末への情報送受信は、サーバを設置し行うこと。
 - (5) データ記録媒体はSSD方式とし、持ち運びの振動を考慮したものであること。
 - (6) 屋外での使用でも見やすい高輝度の液晶であること。
 - (7) セキュリティを考慮しセキュリティチップを搭載していること。
 - (8) 消防OA用デスクトップ端末でも操作できること。
 - (9) 高所監視カメラ及び現場映像の閲覧ができること。
 - (10) 仮想ブラウザ等にてセキュリティを確保した方式により、インターネットに接続し、GoogleMap等の閲覧ができること。

第22 消防OAシステム

1 概要

本装置は、各種データを電子化、効率化及びペーパーレス化し、各種データベースの共有化により迅速かつ確実な消防行政の実現を図り、火災、救急等の事案報告、防火対象物、危険物施設等の予防業務、職員等の総務管理等の消防行政の支援を行うことを目的とするものである。

必要帳票については、【別紙5】消防OAシステム業務一覧を参照のこと。

2 システム全般に係る機能仕様条件

(1) 基本機能要件

ア Windowsをベースとした、Webアクセス方式等のパッケージソフトとすることで、各端末装置の環境に依存されず、ネットワーク接続された各端末装置からウェブブラウザ機能のみによって容易にアクセス(登録・修正・削除等)可能な仕様で構築されること。また、基本的に各業務の画面操作は同じ操作方法で行えること。

イ 問合せ等に対応できる検索・照会機能を有すること。

ウ 登録されている全入力項目を検索条件の対象とする任意検索機能も有すること。

エ データの一元管理が行えること。

オ 同時アクセス数は最大50とする。

カ 運用上使用しない項目については、職員側で未使用項目設定が行えること。また、未使用項目設定を行った項目については、入力不可とすること。

(2) ログイン管理

ア 利用者ID及びパスワードの発行により、操作権限範囲(登録、変更、削除、閲覧及び環境設定)を所属、係、職員ごとに設定できること。

イ アクセスログ(操作ログ)の記録及び管理ができること。

ウ 一定時間操作を行わなかった場合、自動的にログアウトすること。

(3) ログ収集機能

ア 本システムにおける操作ログ、不具合ログを自動取得し、管理できること。

イ 本システムの操作に係るログは、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

- (ア) 操作日時
- (イ) ユーザー名
- (ウ) 操作が行われた端末の名称又は IP アドレス
- (エ) 操作内容

ウ 本システムの不具合に係るログは、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

- (ア) 不具合発生日時
- (イ) 不具合区分(警告、エラー、致命的なエラー等)
- (ウ) 不具合の発生した端末の名称又は IP アドレス
- (エ) 不具合内容

エ 本システムにおける特定の個人情報アクセスに係る、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

- (ア) 操作日時
- (イ) ユーザー名
- (ウ) 操作が行われた端末の名称又は IP アドレス
- (エ) アクセスが行われた個人情報の識別が可能なコード

オ 特定の不具合ログを起点に、不具合発生につながった操作を時系列で追跡できること。

カ ログを1年間保管できる仕組みを有していること。

なお、ログの参照・検索・出力は容易な操作により行えること。

(4) データ入力機能

ア 入力画面の項目は、分かりやすく色分けされていること。

イ 入力操作が容易な画面構成とすること。また、組織改変及び人事異動等に伴う設定変更を容易にすること。

ウ 報告経緯が必要な場合として Windows システム標準のワードパッド等を使用したメモ機能を有し、画面の項目枠、項目桁数にとらわれずワープロ感覚での入力が可能であること。

また、台帳・報告書等の帳票が出力できること。

エ 他の機能で入力した項目を表示する等、入力の容易化を図ること。

オ 業務の画面保留が可能であること。

カ データの登録時に排他制御を行うこと。

(5) エラーチェック機能

ア 入力データに不整合がある場合、その旨をメッセージ表示すること。また、前述した自動ログアウト機能による入力途中のデータ消失防止のため、データ不整合があっても一時的に保存できる機能を有すること。当該データの呼び出し時には、一時保存中データであることが確認できるものとする。

イ 本登録する場合は、エラーチェックを自動的に行い、エラー画面が表示されること。また、

- エラー箇所を容易に把握できること。
- ウ 職員にてエラーチェック項目の設定及びエラーチェック条件が設定できること。
- (6) 自由項目設定機能
- ア 消防側で扱う独自帳票については、職員が操作権限範囲内のデータベースから帳票作成できる機能を有し、システム共通帳票として消防 OA システム端末からでも利用が可能であること。また、独自帳票を対話形式で容易に作成できる機能を有すること。
- なお、作成できる帳票は、統計表形式、台帳形式、報告書形式等とする。
- イ 消防側で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。また、入力画面の中に、数値・コード・テキスト等の消防独自項目を配置できること。
- ウ 運用上使用しない項目については、職員側で未使用項目設定が行えること。また、未使用項目設定を行った項目については、入力不可とすること。
- (7) ダイレクトメール発行機能
- ア ダイレクトメールの宛先を照会又は選択できること。また、選択した宛先をタックシールとして印字出力できること。
- イ ダイレクトメールの宛先を検索し、一覧リストとして表示及び出力ができること。
- (8) データ検索機能
- ア 操作権限範囲内においては、データベースの内容を自由に項目・条件を指定し検索が行えること。
- イ 検索条件を登録できること。また、検索条件の変更・削除ができること。
- ウ 登録されている検索条件を印字出力できること。
- エ 検索については、操作権限範囲内における全入力項目を検索条件の対象とすること。
- (9) 統計処理機能
- ア 集計処理
集計結果を EXCEL シート上に表示できること。
- イ 集計結果内容の検索
集計処理を行った結果に対して、対象となったデータを検索できること。
- ウ 集計処理状況の照会
集計処理を行った結果を、照会リストとして印字出力できること。また、正しく集計されなかった場合等に原因を探索できること。
- エ 総務省消防庁への報告機能
集計処理を行った結果を、次の総務省消防庁のシステムで読込可能なファイル形式 (XML、CSV 等) で出力でき、記憶媒体に保存できること。
- (ア) 防火対象物実態等調査オンライン処理システム
- (イ) 危険物規制事務調査オンライン処理システム
- (ウ) 火災報告等オンライン処理システム
- (エ) 救急調査オンライン処理システム
- (オ) 救助調査オンライン処理システム
- (10) 自由帳票作成機能
- ア 帳票設定を入力できること。

- イ 帳票編集条件を入力できること。
- ウ 印刷条件表を印刷できること。
- エ 作成された統計表は、EXCEL 形式で画面に表示できること。

(11) 帳票出力機能

- ア 帳票を印刷する際には、プレビューすることができること。
- イ 消防関係証明事務に定める各種証明業務については、発行可能な署所の設定ができること。

(12) データ出力機能

消防側でデータベースの内容を利用できるよう、データを他のソフトで利用できる共通フォーマット(Excel 等)に変換できる機能を有すること。また、変換機能では、自由に変換項目の設定が行えること。

(13) イメージデータ登録機能

イメージデータ(各種形式)を取り込み、台帳情報・報告書情報と紐付けして複数枚のファイルを管理できること。また、台帳・報告書等の帳票とあわせて出力できること。

(14) ヘルプ機能

各入力項目箇所には必要に応じてヘルプ機能が表示されていること。

(15) 環境設定機能

ア マスタデータのメンテナンスができること。

イ データ検証機能

データ検証条件を設定し、該当するデータを EXCEL 形式で出力できること。

なお、設定可能なデータ検証条件として、次の4種類を備えること。

(ア) 条件入力

「かつ」及び「又は」の条件を設定できること。また、複数設定もでき、入力されていない項目を検索する条件設定もできること。

(イ) 重複データ条件

一つの情報に対し、「日付」等の重複している情報を検索する条件を設定できること。

(ウ) 未登録情報条件

登録されていない情報を検索する条件を設定できること。

(エ) 不一致情報条件

項目の内容が不一致の情報を検索する条件を設定できること。

3 他装置・他システムとの連携機能要件

- (1) 自動出動指定装置との連動により、災害事案(火災・救助・警戒等)及び救急事案情報を取り込み、活動報告書の入力効率化を図ること。
- (2) 災害事案については、共通情報、部隊活動情報の取り込みが可能であること。共通情報を取り込む際、災害種別の変更が可能であること。また、部隊活動情報を取り込む際、出動種別の変更が可能であること。
- (3) 救急事案については、基本情報、傷病者情報(口頭指導情報等)の取り込みが可能であること。
- (4) 防火対象物情報、危険物施設情報、水利管理情報等の各種情報を支援情報として自動出動指定装置等で活用できること。また、Web 地図と連動し、水利、対象物等の施設地点の登録が行え、地図等検索装置等で活用できること。

- (5) 本装置で使用する地図及び地図の範囲は、地図等検索装置と同内容とすること。
なお、同時参照数は、最大 30 とする。

4 業務別機能仕様条件

(1) 業務全般

初期導入時における作成帳票は、【別紙 5】消防 OA 業務一覧を参照すること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 防火対象物管理業務

ア 建築同意業務

建築同意業務とは、申請の受付と受付けた申請書から各種審査情報の入力を行い、建築確認申請収発簿、同意審査書(決裁書)及び同意通知書を発行することを指し、次の業務機能を有するものとする。

- (ア) 建築同意申請受付の入力
- (イ) 建築同意審査情報の入力
- (ウ) 建築同意審査書・消防用設備等通知書・不同意通知書の印刷
- (エ) 建築同意処理状況の照会
- (オ) 建築同意届出等処理状況の照会

イ 検査管理業務

- (ア) 消防用設備等の検査結果情報入力及び印刷
- (イ) 検査情報の検索及び照会

ウ 台帳管理業務

- (ア) 台帳情報の入力
 - a 敷地情報入力
 - (a) 関係者情報入力
 - (b) 防火管理情報入力
 - (c) 消防訓練状況入力
 - (d) 防火対象物定期点検報告状況・防災管理点検報告状況入力
 - (e) 防火対象物特例認定状況・防災管理特例認定状況入力
 - (f) 届出・申請状況入力
 - (g) 特殊施設情報入力
 - (h) 危険物施設情報入力

危険物施設情報は、危険物施設管理システムで管理している施設情報を検索し、該当の施設との紐付けができること。

- (i) 火災等発生状況入力
火災等発生状況の情報は、火災調査情報又は災害情報を取込むことができること。
- (j) 建築同意申請情報取り込み
- (k) 敷地情報印刷
- (l) 全ての棟の査察結果・改善状況を照会できること。
- b 棟情報入力
 - (a) 階別情報入力

- (b) 消防用設備状況入力
- (c) 階ごと情報入力
- (d) 設備点検報告状況入力
- (e) 棟情報台帳印刷
- (イ) 台帳検索・照会リスト出力
- (ロ) 台帳複製
- (エ) 台帳移動
- (オ) 増改築台帳の更新及び入力
- (カ) 増改築履歴情報の照会
- エ 査察管理業務
 - (ア) 査察計画対象物検索・選択
 - (イ) 査察計画の作成
 - (ロ) 査察チェック表・指摘表の印刷
 - (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
 - (オ) 経過入力
 - (カ) 査察状況の検索及び照会
- オ 違反管理業務
 - (ア) 違反の入力及び印刷
 - (イ) 違反状況の検索及び照会
- カ 届出申請業務
 - (ア) 届出・申請情報の入力
 - (イ) 届出・申請状況の検索及び照会
 - (ロ) 警備会社等の登録
 - (エ) 即時通報等承認の検索及び照会
- (3) 危険物施設管理
 - ア 許可申請業務
 - (ア) 設置許可申請の入力
 - (イ) 変更許可申請の入力
 - (ロ) 他行政庁からの転入許可申請入力
 - (エ) 完成検査申請の入力
 - (オ) 許可申請状況の検索及び照会
 - イ 完前検査業務
 - (ア) 完成検査前検査の入力
 - (イ) 完成検査前検査の検索及び照会
 - ウ 承認申請業務
 - (ア) 仮使用承認申請の入力(受付及び承認)
 - (イ) 仮貯蔵・仮取扱承認申請の入力(受付及び承認)
 - (ロ) 予防規程制度(変更)認可申請の入力
 - (エ) 特定屋外タンク保安検査時期延長の入力

エ 設置者管理業務

- (ア) 設置者情報の入力
- (イ) 設置者情報の検索・照会・出力

オ 台帳管理業務

- (ア) 敷地情報の入力
- (イ) 情報の入力
- (ウ) 査察状況経過情報参照
- (エ) 火災調査情報及び災害情報の取込・変更入力
- (オ) 構造設備明細入力
- (カ) 台帳検索・照会・出力
- (キ) 台帳複製

カ 査察管理業務

- (ア) 査察計画の施設選択
 - a 査察計画候補施設情報の入力
危険物施設情報から検索し入力できること
 - b 査察計画施設一覧表出力
- (イ) 査察計画の作成
 - a 査察計画作成入力
危険物施設情報画面で選択された危険物施設情報を査察計画候補情報に追加できること。
 - b 査察計画表出力
- (ウ) 査察チェック表・指摘表の印刷
- (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
- (オ) 経過の入力
- (カ) 査察状況の検索及び照会

キ 違反管理業務

- (ア) 違反の入力
- (イ) 違反履歴台帳の印刷
- (ウ) 違反状況の検索及び照会

ク 届出管理業務

- (ア) 届出情報の入力
- (イ) 届出状況の検索及び照会

ケ 手数料管理業務

手数料明細書及び集計表の印刷

(4) 高圧ガス・液化石油ガス管理

ア 許可申請業務

- (ア) 許可申請入力及び管理
- (イ) 変更許可申請入力及び管理
- (ウ) 特別充填許可申請入力及び管理

- (エ) 完成検査申請入力及び管理
- (オ) 検査番号(許可番号と共通)の登録は検査番号ボタンを押下し、受付所属別の最新番号照会画面から最新の番号を検索し、登録できること。これにより、番号の二重登録を防ぐこと。
- (カ) 許可申請状況検索、照会及び入力
- イ 保安検査申請業務
- ウ 容器検査所の登録及び更新申請業務
 - (ア) 登録申請入力及び管理
 - (イ) 登録更新申請入力及び管理
- エ 容器に充てんする高圧ガス・液化石油ガスの種類又は圧力の変更適合申請業務
- オ 施設台帳管理業務
- カ 届出管理業務
- (5) 火薬管理
 - ア 許可申請業務
 - イ 保安検査申請業務
 - ウ 火薬庫外貯蔵場所の指示願出業務
 - エ 変更許可申請業務
 - オ 施設台帳管理業務
 - カ 届出管理業務
- (6) 災害事案管理業務
 - ア 活動報告業務(火災・救助・その他災害)
 - (ア) 災害活動報告書の入力及び印刷
 - (イ) 部隊活動情報の入力
 - イ 火災調査報告業務
 - (ア) 火災調査報告基本情報の入力
 - (イ) 火災調査報告死者情報の入力
 - (ウ) 火災調査報告負傷者情報の入力
 - (エ) 火災番号の自動採番及び採番リスト印刷
 - (オ) 火災番号採番リスト出力
 - (カ) 火災調査報告の検索・照会
 - ウ 照会リスト出力
 - (ア) 火災調査帳票業務
 - a 火災調査報告書の印刷
 - (a) 火災報告書(国表)の印刷
 - (b) 火災報告書出力
 - (c) 死者の調査表出力
 - b 出火原因分析調査表の印刷
 - (イ) り災証明書業務
 - a り災証明書情報の入力

- b かり災証明書発行状況検索・照会・印刷
- (7) 救急事案管理
 - ア 活動報告業務
 - (7) 救急報告の入力
 - a 救急活動報告書入力
 - b 傷病者情報入力
 - c 救急救命処置録出力
 - d 傷病者観察状況入力
 - e 事後検証票出力
 - (4) 救急報告書の印刷
 - a 救急救命処置録出力
 - b 救急報告の検索・照会
 - イ 搬送証明書業務
 - (7) 搬送証明書発行
 - (4) 搬送証明書発行状況の検索・照会・印刷
- (8) 消防水利管理
 - ア 台帳管理業務
 - (7) 消火栓台帳の入力
 - (4) 防火水槽・防火井戸台帳情報の入力
 - (7) その他水利台帳の入力
 - (エ) 初期消火用具台帳の入力
 - (4) 消防水利台帳の検索・照会及び印刷
 - イ 調査管理業務
 - (7) 調査計画一覧表の印刷
 - (4) 調査結果の入力
 - ウ 使用水量業務
 - (7) 消火栓使用水量の入力
 - (4) 消火栓使用水量の照会・印刷
- (9) 消防職員管理
 - ア 職員管理業務
 - (7) 職員情報の入力
 - (4) 職員台帳・名簿の印刷
 - (7) 在職年数、勤続年数、年齢等の計算
 - (エ) 職員情報の検索・照会
 - (4) 表彰対象者の選定・台帳更新
 - (カ) 異動情報の一括更新
- (10) 講習会管理
 - ア 講習会業務
 - (7) 講習会情報の入力

- (イ) 講習会情報の検索及び照会
- イ 受講者業務
 - (ア) 受講者の入力
 - (イ) 欠席者及び不合格者の入力
 - (ウ) 修了証の印刷
 - (エ) 交付台帳の印刷
 - (オ) 受講者の検索、紹介及び修了証の再発行
- (11) 届出管理
 - ア 届出情報の登録
 - (ア) 届出情報(水利障害、煙火届出、道路障害、催物届出、火炎行為、通報訓練等)の種別登録
 - (イ) 届出詳細情報(届出署所、届出番号、受付者、受付年月日、許可番号、届出者の住所・電話番号、実施場所、開始日時・終了日時、作業時間帯、曜日限定、経路探索反映、届出理由、規制種別、緊急通行の可否、停水区域、停水戸数、処理内容、備考等)の登録
 - イ 届出情報の検索・照会・印刷
- (12) 被服管理
 - ア 被服・貸与品情報入力・印刷
 - イ 実績履歴情報入力
- (13) 査察用ノートPC
 - ア 全般

予防査察業務を行うため、立ち入り検査先で、査察対象の防火対象物、危険物施設、ガス、火薬に関する情報表示及び査察結果(指摘事項・査察結果)の入力をオンラインで直接行う。

なお、査察用ノートPCでは、本項に記載のすべての業務機能を使用できるものとする。
 - イ 査察情報表示機能
 - (ア) 防火対象物及び危険物施設の情報を閲覧できること。閲覧できる主な情報は、以下の通りとする。
 - a 台帳情報
 - b 過去の査察結果
 - c 立入検査履歴
 - ウ 査察情報入力機能
 - (ア) 査察情報の入力ができること。
 - (イ) 査察結果(指摘事項、通知書情報)の入力ができること。
 - エ 通知書出力機能

入力された査察結果から、携帯プリンタ(A4普通紙)に立入検査通知書を印刷できること。
- (14) 救急用タブレット端末
 - ア 救急車の車内にて救急活動報告書等の消防OAシステムが利用できること。
 - イ 指揮支援システムをタブレット端末にて利用できること。
- (15) 電子申請

- ア 電子申請システムにより受付した内容を本システムの受付データとして取り込みを行うこと。
- イ 電子申請システムで、添付資料として提出されたデータは、台帳データ等の付属データとして取り込みを行うこと。
- ウ 取り込みを行う電子申請については、e-Gov 及びデジタル庁が改修中のシステムに対応できること。

5 構造仕様条件

- (1) Web/AP サーバと DB サーバの統合は可とする。
- (2) セキュリティが保たれていること。
- (3) 既設設備が保有するデータを移行すること。
- (4) 各種サーバ装置は、省スペース化を図れるようにすること。
- (5) 自動バックアップ機能を有すること。
- (6) 査察用ノートPCについては、次の通りとする。
 - ア タッチペン、キーボード及びマウスを使用しての操作が可能であること。
 - イ セキュリティを考慮しセキュリティチップを搭載していること。
 - ウ オンライン方式により台帳等を直接入力・変更できること。
 - エ モバイルプリンタ(A4 普通紙)と接続し、印刷できること。
 - オ 機器の選定については、職員の可搬性等を考慮した機器とすること。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。
- (7) 消防 OA システム用端末において、以下他装置の操作もできること。
 - ア 本章 第6 気象情報収集装置の操作が行えること。
 - イ 本章 第9 音声合成装置で利用する、音片及びイントネーションの編集操作ができること。
 - ウ 本章 第21 指揮支援システムの操作が行えること。
- (8) 姫路市において調達する業務PC で消防 OA システムの操作が行えること。同時最大アクセス数は50程度とする。
- (9) 消防 OA 用端末はデスクトップ型とするが、設置環境によってはノートPC とする。設置箇所の調査後に、委託者との協議の上、決定すること。

第23 非常用受付電話

1 概要

本装置は、指令台等に障害が発生した場合に用いるものである。

2 機能仕様条件

- (1) 指令制御装置及び非常用指令設備の障害発生時並びに119番通報輻輳時に受け付けが可能であること。
- (2) 119番通報の保留、保留応答及び切断ができること。
- (3) 119番通報着信時に、着信したことを可視及び可聴にて通知できること。
- (4) 通報者の電話番号が表示できること。

- (5) 受話音量の調整ができること。
- (6) 指令台障害時に119番受付バックアップ用として使用できること。
- (7) 多チャンネル長時間録音装置と連動し、通話内容を自動的に録音できること。
- (8) FAXからの119番通報の場合は、FAX機へ転送できること。

3 構造仕様条件

- (1) 卓上型多機能電話機とし、通常は指令室内の棚等に格納し、必要時に取り出して使用できること。
- (2) 通報の受付に当たって回線切り替えが必要な場合は、容易に切り替えられるよう接続等を工夫すること。
- (3) 停電時においても119番通報の受付ができること。

第24 他システム連携装置

第24-1 消防救急デジタル無線接続GW

1 概要

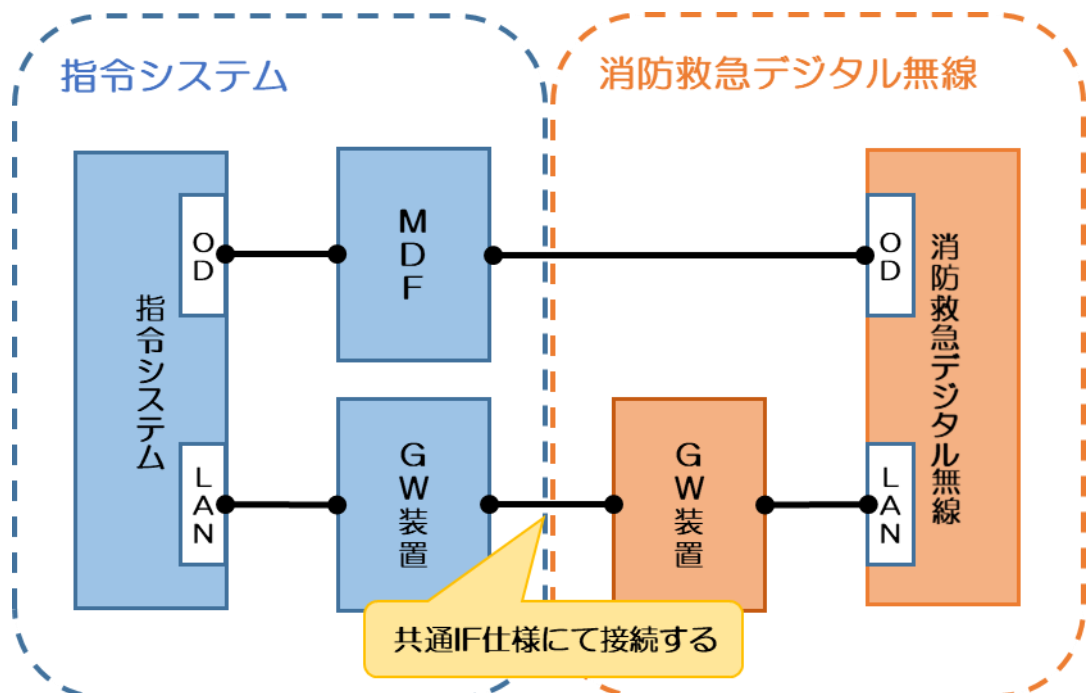
既設消防救急デジタル無線設備と接続するために規定するもので、災害活動時における円滑な指令センター、各署所、現場間の音声通信を実現するためのものである。

2 機能仕様条件

- (1) 実現する機能の詳細は【別紙6】消防救急デジタル無線機能一覧を参照すること。
- (2) 指令装置等からの各種信号を消防救急デジタル無線に送信できること。
- (3) 消防救急デジタル無線からの各種信号を受信できること。

3 機器仕様要件

- (1) ラックマウント型とすること。
- (2) 他装置への組み込みも可とする。
- (3) 接続構成は以下を参考とすること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。



第24-2 防災情報システム連携装置

1 概要

本装置は、防災情報システムと連携し、災害発生時の情報共有を行うために、姫路市防災情報システムと指令装置とを接続するためのものである。

2 機能仕様条件

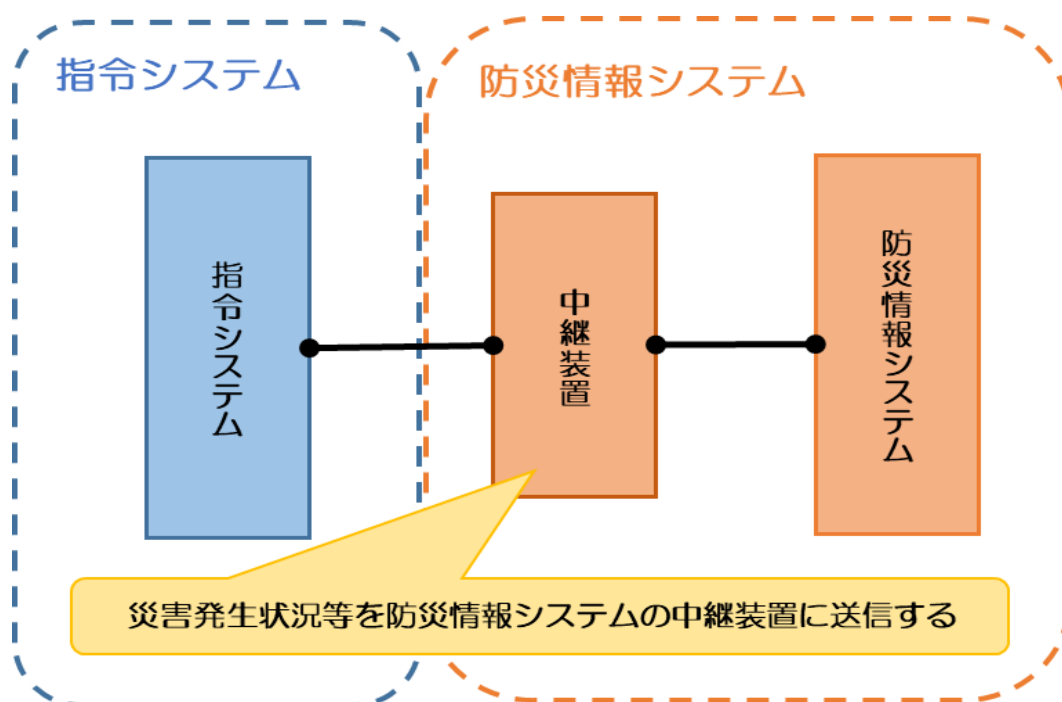
- (1) 災害発生状況を防災情報システム側へ送信できること。
- (2) 災害事案は自動で連携できること。また、救急事案は手動操作にて連携できること。主な連携項目は、以下とする。

- ア 受付者
- イ 受付時間
- ウ 各地種別
- エ 通報者名
- オ 電話番号
- カ 発生場所
- キ 地図座標
- ク 通報種別
- ケ 通報内容 等

- (3) 姫路市消防局にて観測した気象情報、及び指令システムにて登録した警報・注意報を防災情報システム側へ送信できること。
- (4) 高所カメラ及び現場画像映像等の映像素材を送信できること。

3 構造仕様条件

- (1) ラックマウント型とすること。
- (2) 他装置への組み込みも可とする。
- (3) 接続構成は次の通りとすること。



第24-3 防災行政無線集中制御装置

1 概要

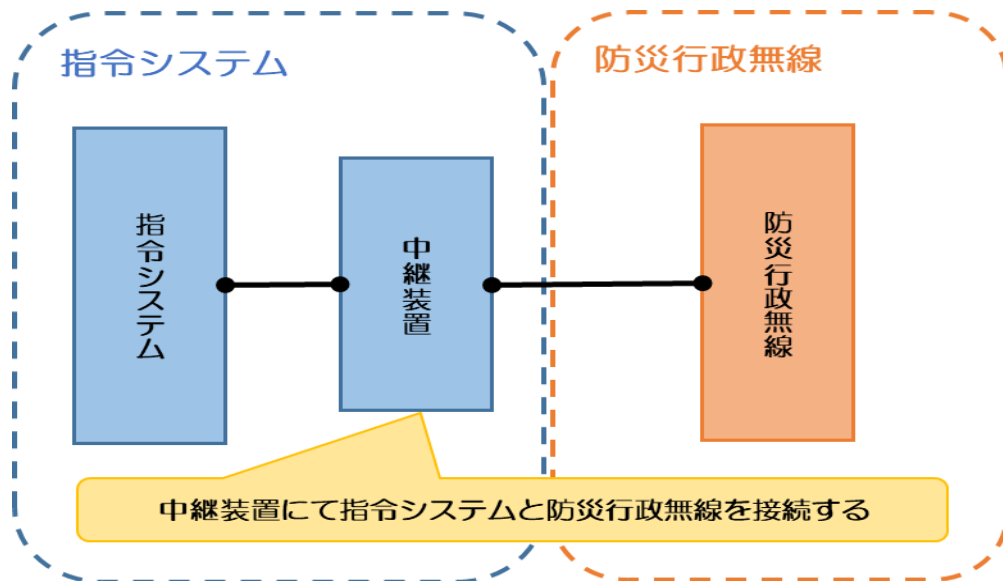
本装置は、火災等の発生時に住民向けにサイレン吹鳴や自動放送を行うために、姫路市及び神河町が所有する同報系防災行政無線と指令装置とを接続するためのものである。

2 機能仕様条件

- (1) 指令装置と連携し、災害区分・災害種別・災害地点等に基づき、あらかじめ設定された吹鳴計画に基づく子局を選択し、サイレン吹鳴や合成音声による放送を行えること。
- (2) サイレン吹鳴や自動放送の状態・結果を指令台にて確認できること。
- (3) 指令センターにて放送先となる子局及び放送用の合成音声の内容を確認し、手動起動により放送が行えること。
- (4) 手動により、事前登録された固定文言(気象警報等)の放送を行えること。
- (5) 複数のサイレンパターンを登録し、職員でメンテナンスが行えること。

3 構造仕様条件

- (1) 接続先となる防災行政無線の追加・変更に対して、容易に対応できる構造とすること。
- (2) ラックマウント型とすること。
- (3) 他装置への組み込むも可とする。
- (4) 接続構成は次の通りとすること。



第24-4 播磨姫路救急搬送システム連携装置

1 概要

本装置は、救急活動中に傷病者の情報入力を実施し、病院との連携による救急活動の強化を実施するためのものである。

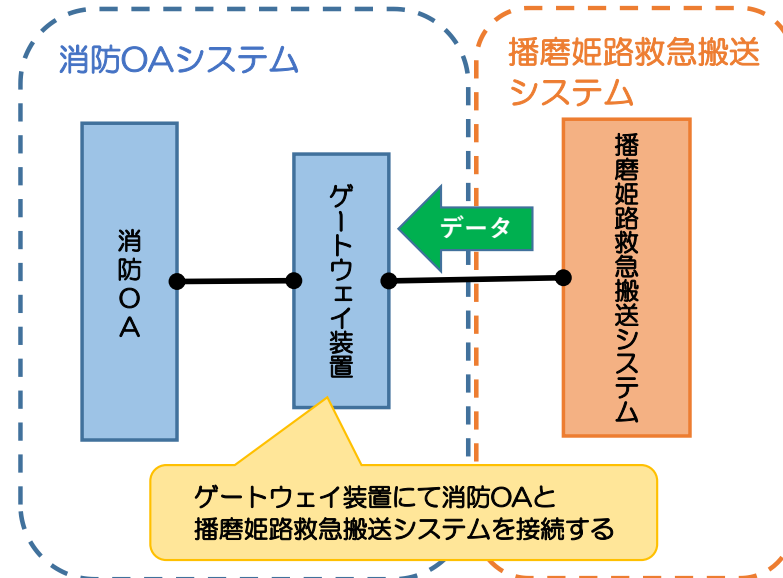
2 機能仕様条件

- (1) 播磨姫路救急搬送システムより、ゲートウェイ装置へ出力された情報を、消防 OA システムの救急事案管理業務へ取り込みできること。
- (2) 連携に際し、セキュリティを確保したゲートウェイ装置を設置すること。
- (3) 救急事案登録画面から CSV ファイルを指定し取り込めること。

- (4) CSVデータ取り込み後、救急事案登録にあたり不足している項目については、職員にて手入力し、登録できること。連携項目の詳細は委託者と協議の上、決定すること。

3 構造仕様条件

- (1) ラックマウント型とすること。
(2) 接続構成は次の通りとすること。詳細は委託者と協議の上、決定すること。



第24-5 県医療システム連携装置

1 概要

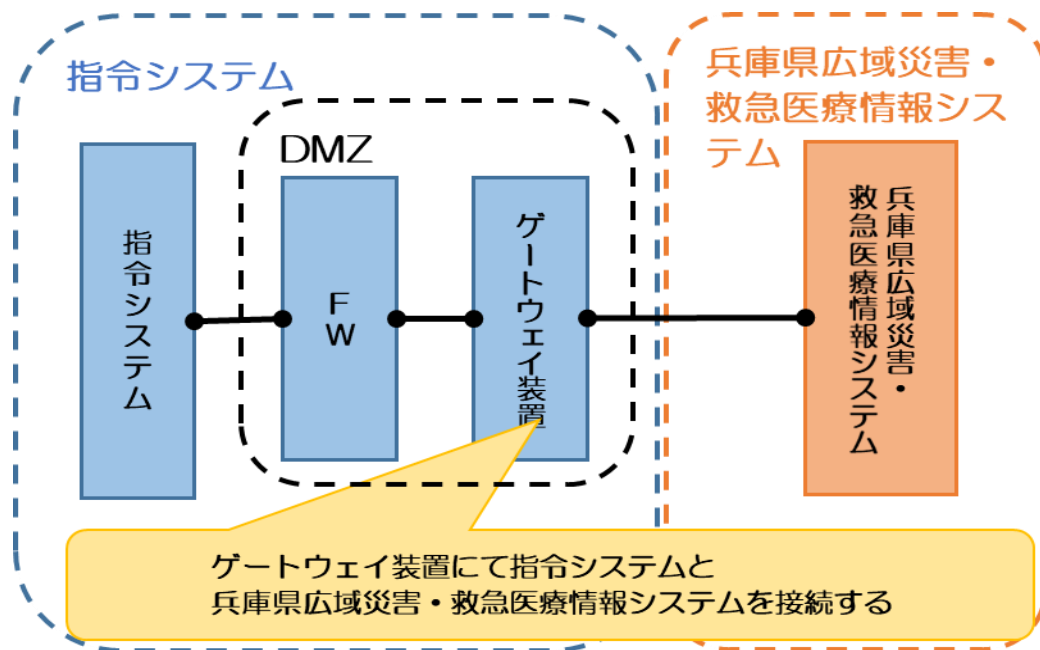
本装置は、兵庫県広域災害・救急医療情報システムと高機能消防指令システムを接続し、応需情報等を受信するためのものである。

2 機能仕様条件

- (1) 兵庫県広域災害・救急医療情報システムから医療機関マスタ情報、応需情報、当輪番医情報等を受信すること。
(2) 病院の空床情報を取り込むこと。
(3) 病院の開設科目等の情報を取り込むこと。
(4) 取り込んだデータを、自動出動指定装置に受け渡し閲覧できること。

3 構造仕様条件

- (1) 高機能消防指令システムとの接続は、DMZ等セキュリティを考慮して構築すること。
(2) 接続構成は次の通りとすること。



第25 MDF

1 概要

本装置は、各電話回線及び各装置間を結線する主配線架である。

2 構造仕様条件

- (1) 機械室に集約配線を設けること。
- (2) 表示銘板を取り付けること。
- (3) マウントフレーム別とすること。
- (4) 1バーチカルあたり700P(UCS10対マガジン)とすること。
- (5) T字金具ワイドタイプ付とすること。
- (6) 扉等を設け、損傷を防ぐこと。
- (7) 必要に応じて、IDFを設置すること。

第26 付属品等

システムの運用及び維持管理上、下表に掲げる付属品及び予備品を納入すること。

項	名称	備考
(1)	指令台用椅子	肘掛、背もたれ、昇圧式、16脚
(2)	ヘッドセット	ワイヤレスヘッドセット、40台
(3)	広報用DVD	20部程度
(4)	広報用パンフレット	1000部 ※パンフレットのデータを格納したメディアを含む。
(5)	プリンタトナー・インク	プリンタ1台につき2組

(6)	プリンタ用紙	プリンタ 1 台につき 2 箱 (2500 枚/箱)
(7)	タッチペン	20 本
(8)	除湿加湿空気清浄機	2 台
(9)	ハンディカムカメラ	1 台
(10)	業務用 PC	1 台 : 動画編集及びメディアへの書き込みができること

第5章 据付調整仕様

第1 適用

本業務においては、本仕様書に基づき、十分な資格・経験を持った専門技術者が作業すること。受託者は、据付及び調整に関する詳細を委託者と別途協議の上、作業すること。

第2 設置作業仕様

1 作業範囲

- (1) システム機器の搬入・据付作業
- (2) システム機器の電源線（無停電電源装置経由）、配置線等の配線作業
- (3) システム機器相互間のケーブル施設作業及びWAN・LAN構築作業
- (4) 電源設備（無停電電源装置、直流電源装置等）の据付・接続作業
- (5) 移行切替（各種回線の新設・変更等を含む）作業
- (6) 電気通信事業者分界点（MDF、ONU等）からシステム機器までの配線作業
- (7) 試験及び(1)から(6)までの関連作業
- (8) 各拠点における石綿含有事前調査
- (9) その他、システムの機能及び業務の完成に必要と認められる一切の作業

2 手法

- (1) 安全管理を徹底すること。
- (2) 耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮し作業すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議の上、作業すること。

3 使用材料

使用するケーブル等の材料は、電気通信事業法に定める規格と同等又はそれ以上のものを使用するものとし、誘導の恐れがある機器相互間の配線はシールド線を使用すること。

4 作業計画書

- (1) 次の事項及び委託者が指示する事項について、作業計画書を作成し提出すること。
 - ア 安全確保に必要な事項
 - イ 設備事故防止に必要な事項
 - ウ 品質確保に必要な事項
 - エ 工程管理に必要な事項
 - オ 第三者に対する配慮が必要な事項
- (2) 作業の実施に伴い、作業計画書を変更する場合は、変更部分について委託者へ通知すること。
- (3) 受託者は指令センター、各署所等における作業員の出入管理を行うとともに、作業日当日に入局する作業員名簿を委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、入局にあたり、委託者の承認を得てから委託者の作業場所へ立ち入ること。また、身分証明書を必ず携帯すること。

5 移設

- (1) 作業に際して、既設の設備・機器等が配置上支障となる場合は、委託者と協議の上、決定した場所に移設すること。
 - (2) 移設に伴う設備の運用停止期間は、委託者と協議の上、速やかに処理すること。
 - (3) 移設に必要な費用は、受託者が負担すること。
- 6 屋内作業
- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてアンカーボルト等により強固に行うこと。
 - (2) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ委託者に申し出てその承諾を得ること。
- 7 屋外作業
- (1) 作業に際して、配管、配線、範囲、方法等については、あらかじめ委託者に申し出てその承諾を得ること。
 - (2) 柱上等の高所作業は適切な危険防止策をとり、安全を確保した上で実施すること。
 - (3) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ委託者に申し出てその承諾を得ること。
- 8 機器据付作業
- (1) システム機器設置作業
 - ア 機器配置は、委託者と協議の上、決定すること。また、一時的な機器の仮設を認めるものとするが、完成検査時に本設置されていること。
 - イ 架台設置する機器については、床面のレベルを調整し、耐震補強を施すこと。
 - ウ ケーブル配線は、床下整理の上、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続の上整理し、系統ごと及び配線ごとに名札表示すること。
 - エ 各署所に設置する各端末装置は、現在使用している事務所内に据え付けるものとし、ケーブル配線については、既設配管等を使用するものとするが、既設配管等の利用が行えない場合は新たに敷設すること。
 - オ 必要箇所にコンセント増設を施すこと。
 - カ 署所に設置する各設備に必要な電源回路については、受託者において専用回路を設けること。
 - キ 署所の建物構造、周囲の環境を十分に把握した上で委託者と調整を行い作業すること。
 - (2) 車両搭載機器設置作業

災害時に緊急出動するために配備されている車両であることを考慮し、作業時期を事前に委託者と協議の上、決定すること。
 - (3) その他作業
 - ア この仕様書に記載のない作業等については、委託者と協議の上、本システム及び現行システムに支障がでないよう作業すること。
 - イ 機器の据付は、耐震を考慮し、原則として床にホールインアンカー等で固定したボルトで、装置架のチャンネルベースを固定すること。
 - ウ 機器（指令台、架、装置等）の床又は、壁面への据付には架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮すること。
 - エ 機器の据付完成後、機器が完全な状態で稼動するよう綿密なる調整を行うこと。

オ 受託者は、システム機器の設置に伴うフリーアクセスフロアの穴埋め作業を行うこと。

9 配線作業

- (1) 配線は、電線管、ダクト、ケーブルラック等を使用し、フリーアクセスフロア内に整然と行うこと。
- (2) 誘導の恐れのある音声系統及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の誘導を生じないよう十分に配慮し作業すること。
- (3) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に作業するものとし、防水処理を施すこと。
- (4) 配線の建物内への引き込みは、防水処理及び水切り対策を施すこと。
- (5) 配線の防火区画内への引き込みは、防火処理を施すこと。
- (6) 各種ケーブルは、合成樹脂管、金属管、フロアダクト等の内部では接続しないこと。

10 撤去作業及び処分作業

- (1) 受託者は、既設指令管制システムの装置類の撤去を行い、委託者より指定された施設に移動すること。
- (2) 上記装置類の撤去後の取り扱いについては、委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 機器、装置等の床部、壁等のアンカーボルト等のはみ出し部は切断をし、コーキング等により補修すること。
- (4) 配線撤去後の壁貫通部には穴埋め補修を施し、建物内への引き込み部には防水処理を施すこと。
- (5) 機器撤去後の床面貫通部には、周囲の床と同等の材料を用いて穴埋め補修を施すこと。
- (6) 撤去機器の処分・廃棄は、別事業とする。

11 作業の報告及び記録

受託者は、作業の進行、天候等の状況を示す作業日報及び各作業の要点を撮影した進捗管理を委託者に報告すること。

12 作業一般

- (1) 作業に際しては、設計図書に示された全ての設備等が、その機能を完全に発揮できること。
- (2) 作業に際しては、設計図書及び委託者の承認を受けた工程表、作業計画書、機器承認図に従うこと。
- (3) 作業時間
 - ア 受託者は、据付・調整等に係る作業時間を、関連法規・規則等に定められたものに基づき実施するものとし、あらかじめ委託者と協議の上、決定すること。
 - イ 作業時間は、原則として平日の9時から17時までとする。
 - ウ 受託者は、据付・調整等の都合により休日・夜間等、通常の作業時間外に作業を行う場合は、あらかじめ委託者に届け出て許可を受けてから行うこと。
- (4) 作業通知等
 - ア 毎日の作業予定については、2週間以上前までに委託者に通知すること。
 - イ 作業予定の策定にあたっては、災害等により職員が不在となることを考慮し、余裕のある計画とすること。
 - ウ 通知後に作業内容に変更が発生した場合は、変更内容を委託者に通知すること。

エ 作業の進捗状況については、日次・週次の報告書により報告すること。

オ 委託者から指示を受け、これを実施したときは実施報告書により、委託者に報告すること。

カ 現用設備に影響を与える恐れがある場合は、作業の実施にあたり委託者に連絡の上、その指示を受けること。

13 他機関が所管する施設の取り扱い

電気、ガス、上下水道等、作業現場周辺の他機関が所管する施設に接近して作業を行う場合は、必要により施設管理者の立会いを求め、適切な防護措置を講じるものとし、常に保安点検を行い事故防止に努めること。

14 火災防止

指定された場所以外では火気の使用は厳禁とする。

なお、火気の取り扱いにあたっては、取り扱い方法及び使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備するなど火災防止に努めること。

15 地域環境等への配慮

地域環境等への影響を配慮するものとし、次に示す事項の徹底を図ること。

- (1) 作業実施にあたっては、態度、服装等に配慮するものとし、必要に応じて作業腕章等を装着すること。
- (2) 作業に伴う騒音及び振動に対しては、騒音規制法及び振動規制法を遵守するものとし、生活環境の保全に努めること。
- (3) 作業にあたっては、建設副産物発生抑制及び再資源化の促進に努めること。
- (4) 作業に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄方法・廃棄場所等について定められた方法により適切に処理するものとし、建設廃棄物による事故防止に努めること。
- (5) 建設副産物の運搬・処分等にあたっては、不法投棄、安定型処分場への管理型品目等の混入、土砂等の流出を生じさせないよう適切に処置すること。

16 産業廃棄物の処理

- (1) 委託者が、廃棄物の処理について依頼した場合は、産業廃棄物処理法に則り適正に処理すること。
- (2) 産業廃棄物の適正な処理について、委託者から指示を受けた場合は関係書類を提出すること。

17 石綿含有調査

- (1) 本業務におけるシステム据付及び調整に関する作業に先立ち、【別紙 12】拠点一覧に示す拠点について、当該建築物等における作業の安全性の確認のため石綿（アスベスト）含有建材の使用の有無についての事前調査を行い、委託者に対して調査結果を提示すること。
- (2) 関係法令に則り、関係機関への報告・届出等、適切な対処を迅速に行うこと。
- (3) 調査において必要とする資料等については、受託者の求めに応じて委託者より提供する。
- (4) アスベストが含有していると判明した拠点について、除去等に係る費用は、受託者が負担すること。

第3 安全仕様

1 基本事項

- (1) 受託者は、作業等の現場管理及び事故の責任については、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法その他の関連法規及び規則等に従い、主任技術者を責任者とし遺漏なく行うものとし、作業員等の入出管理、火災、盗難その他事故防止について十分に留意すること。
- (2) 安全対策については、過去の事事故事例及びそれに基づく将来の事故発生の防止対策等の予測を行うこと。
- (3) 作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めること。
- (4) 受託者は、作業に伴う災害及び公害の防止については、関連法規、規則等に従い適切に処置するものとし、特に次の事項を遵守すること。
 - ア 第三者に災害を及ぼさないこと。
 - イ 公害の防止に努めること。
 - ウ 現場を管理する者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については委託者と協議すること。
 - エ 豪雨、出水、強風等の災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるよう準備を怠らないこと。
 - オ 万が一、災害又は公害が発生した場合は直ちに作業を中止し、適切な処置を講ずるとともに、その経緯（状況、原因、経過、対処等）を遅滞なく委託者に文書で報告すること。
なお、この処置については受託者の責任において処理すること。

2 人身事故の防止

- (1) 人身事故
 - ア 保安施設
作業現場の環境に適合した保安施設を設置し、常に点検及び補修を行うこと。
 - イ 安全装備及び安全器具
作業に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適正に使用すること。
 - ウ 交通事故の防止
車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の環境に応じて交通整理を行うなど交通阻害・交通事故の防止に努めること。
 - エ 作業用機械等
作業用機械等は常に点検・整備するとともに適正に使用すること。
また、車両の転倒防止のためアウトリガー付車両はアウトリガーの張出、地盤の地質、固さ、傾斜勾配等、使用する状況を十分に考慮して安全な作業に努めること。
 - オ 仮設構造物
仮設構造物は、作業中の条件に十分耐え得る構造とし、常に点検・補修を行うこと。
 - カ 転落防止
高所作業においては、高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は昇降用転落防止器具を使用すること。
また、高所作業、開口部等に接近して作業を行う場合は、適切な足場及び手すりの設置等、必要な措置を講じること。
 - キ 重量物、長尺物等の取り扱い

運搬、搬入及び搬出における取り扱い、荷崩れ、落下等が生じないよう慎重に行うこと。

ク 感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接した作業を行う場合は、検電器及び絶縁用保護具を使用する等、適切な感電防止の措置を講じること。

ケ ガス中毒、酸素欠乏等による事故の防止

マンホール等における作業では、換気及びガス測定を行う等、ガス中毒、酸素欠乏等による事故防止に努めること。

コ 危険物の取り扱い

劇毒物、揮発油、火薬類等の取り扱い及び保管にあたっては、火気、摩擦、衝撃等に注意し、安全な場所に保管する等、危険防止に努めること。

サ 作業環境の向上

作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理・整頓を図る等、作業環境の向上に努めること。

シ ガス爆発による事故の防止

電源設備の設置作業にあつては、静電気の発生を防ぐ等、ガス爆発による事故の防止策を講じること。

(2) 人身事故発生時の措置

ア 作業の実施に先立ち、人身事故発生時の緊急連絡方法等を定めるものとし、緊急時における連絡及び措置を適切に実施できるよう作業員への周知徹底を図ること。

イ 人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに委託者に報告すること。

ウ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。

エ 発生した事故の原因、内容その他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに委託者へ提出すること。

3 設備事故

(1) 設備事故の防止

指令センター及び各署所の設備並びに作業現場周辺の構造物を損傷しない、又は現用通信回線に故障を発生させないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めること。

(2) 設備事故発生時の措置

ア 設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに委託者及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

イ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。

ウ 発生した事故の原因、内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに委託者へ提出すること。

第4 その他

1 連絡調整、工程会議等

(1) 受託者は、委託者に協力し、作業に際して本業務に係る全ての関係者との連絡調整を行うこと。

特に、電気通信事業者とは119番回線、その他の専用回線等と本システムの接続に関して未接続部分が生じないように、関連法規、規則等によりその分界点を明確にすること。

- (2) 委託者の指示のもと、定期的に工程会議を開き、委託者及び関係者との十分な調整を行い作業すること。
 - (3) 工程会議において委託者及び関係者と調整した事項並びにその結果、指示事項等を記録し、工程会議後、5営業日以内を目処に委託者へ提出すること。
- 2 作業状況写真
- 作業前、作業中、作業後、作業上隠蔽となる箇所及び主要な作業状況の写真を撮影し、アルバム等に整理して記録媒体等とともに委託者へ提出すること。
- 3 感染症対策
- (1) 感染症対策を実施し、作業をすること。
 - (2) 罹患者及び罹患者の疑いが発生した場合は、委託者に速やかに報告すること。

第6章 契約不適合責任対応仕様

第1 基本事項

- 1 契約不適合(仕様書・提案書との不一致)がある場合は、当該事項について追完対応すること。
本システムの契約不適合責任期間は、完成検査から1年間とする。ただし、故意または重過失によるものは、完成検査後10年とする。
なお、次の場合は適用除外とする。
 - (1) 委託者又は委託者の指名した第三者による輸送又は移動時の落下、衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷
 - (2) 委託者又は委託者の指名した第三者による使用上の誤り又は不当な改造若しくは修理による故障及び損傷
 - (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷
- 2 本システムの正常かつ円滑な稼動を常時保持できること。
- 3 契約不適合責任対応の対象は、本業務で導入する全ての機器、ソフトウェア等を対象とする。
- 4 ソフトウェア等に起因する不具合は、プログラム修正等の対策を行うこと。ただし、契約不適合以外でのプログラム改修は、適用除外とする。
- 5 装置ごとに24時間365日対応するものと、それ以外のものを委託者・受託者間の協議にて決定し、対応可能な体制を確立すること。
- 6 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 7 各システムの保守業者等との連携を図り、迅速な対応ができる体制を構築すること。
- 8 点検業務は含まないこと。

第2 技術員の派遣

- 1 受託者は、委託者から装置の契約不適合による故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに技術員を派遣し、必要な措置を講ずること。
- 2 受託者は、委託者からの連絡後、技術者派遣等の対策について、情報伝達の迅速化に努めること。

第3 契約不適合責任対応

緊急時障害修復、障害情報管理を実施し、仕様書及び提案書の内容と最良の状態を維持すること。

- 1 契約不適合についての対応
契約不適合についての対応は、消防指令業務の特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材及び機器材をもって実施すること。
- 2 契約不適合についての追完対応範囲
契約不適合についての追完対応範囲は次の通りとする。なお、ハードウェアのみでなく、ソフトウェアについても追完対応範囲とする。
 - (1) 故障復旧対応
 - (2) 故障情報管理

- (3) 故障情報提出
- 3 契約不適合についての対応方法
 - (1) 随時対応
 - ア 平日、休祝日及び夜間におけるそれぞれの体制について、連絡先及び担当者を委託者に事前に報告すること。
 - イ 運用に伴い、委託者と受託者の連絡用（障害報告・事務連絡等）にサポートデスク等を設置し、メール、電話等による情報共有ができる環境の構築を行うこと。
 - (2) 故障の修理等が完了したときは、速やかに委託者への作業報告書等を提出すること。